

令和 2 年度
自 己 点 檢 評 價 書

日本高等教育評価機構
第 3 期評価システム



令和 2 (2020) 年 10 月
東海学園大学

「令和 2 年度自己点検評価報告書」の発刊にあたって

2019 年 5 月「令和」の世を迎えると同時に、本学は創立 25 年目を迎えました。平成 7（1995）年に経営学部 1 学部として開学した本学も、現在、経営学部、人文学部、心理学部、教育学部、スポーツ健康科学部、健康栄養学部の 6 学部 6 学科 3 専攻及び大学院 1 研究科（経営学研究科）を有する大学へと発展してきました。

平成 16（2004）年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが学校教育法で義務付けられました。本学は、これまで公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を平成 21（2009）年度及び平成 28（2016）年度に受審し、同機構が定める大学評価基準に適合していると認定されています。また、本学独自の自己点検・評価活動として、自己点検評価報告書を作成しており、この度、「令和 2 年度自己点検評価報告書」を発刊することとなりました。併せて、本学の自己点検評価の適切性や有効性の検証を行うため、外部有識者による外部評価を受審することとなりました。

本学では、使命・目的及び教育目的をもとに作成した「三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）」を PDCA サイクルに基づいて継続的に見直すなど、点検・評価の更なる質的向上を目指しております。さらに、本年度、第 2 期中期経営計画の始動を迎え、使命・目的を具現化するために、教学・組織・財務などの各視点において計画を策定・実行するなど、新たな活動にも着手しました。

また、本学の教育の理念である「共生（ともいき）」を個性・特色として具現化するために「ともいき教養教育機構」を開設し、「共生」の理念をベースにした教養教育を全学的に展開しています。また、これから社会で求められる自然環境保全や多文化共生など SDGs を視野に、幅広い教養を身に付け、自分事として理解し、それらに対して主体的に行動できる力を育む独自性の高い教養教育の展開を目指しています。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機に直面しましたが、本学は、感染防止対策とのバランスを工夫しながら、遠隔授業から面接授業の再開による教育の質を保障することに尽力しています。これからも、東海学園大学は、学生の学びの機会を最大限確保しながら、大学としての教育の質の維持・向上と社会的責任を果たしていく所存です。

令和 2 (2020) 年 10 月 20 日

東海学園大学

学長 松原 武久

凡　　例

1. 本評価書は、「日本高等教育評価機構（JIHEE）」の定めた「大学評価基準」の第3期評価システムを自己評価の基準として採用しております。評価項目は、評価の視点毎に細分されております。本文で、太字体のフォントになっている文章が、「大学評価基準」に定められている評価項目（6の「基準」「領域」、23の「基準項目」、56の「評価の視点」）です。過年度の基準や本学での補記項目に関しては、斜字体のフォントにて追加しております。
2. 日本高等教育評価機構の受審には、「自己点検評価書」本編のほか、「データ編」と「資料編」の2種類の「エビデンス集」を付することになっており、特に前者は書式が定められています。エビデンスがある記述に関しては、本冊子内に資料番号が記してあります。「データ編」は、別冊子として作成しておりますが、「資料編」は、パンフレットや規程、資料の原本等をファイル綴じにしてあります。また、本学が情報公開の規定に基づいてホームページに掲載している内容、及び2020年度開講科目のシラバスにつきましては、データをCD-Rに収録しておりますので、適宜、ご覧ください。
3. 令和2（2020）年の春以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、遠隔授業の実施や実習・活動・行事の延期・中止など、教学面と学生生活面において、通常とは大きく異なる対応を試行しながら運営しております。記述事項は、コロナ禍以前での実施に関する説明及び感染終息後に再開する事項についての説明となっている箇所があります。
4. 冊子の落丁・乱丁、CD-Rの読み出し不良などがありましたら、恐れ入りますが下記までご連絡ください。

東海学園大学 企画・IR課

住所：〒468-8514 愛知県名古屋市天白区中平二丁目 901

電話：052-801-1201（代）

Eメールアドレス：ir@tokaigakuen-u.ac.jp

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	30
基準 4. 教員・職員	51
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	73
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A. 地域連携	78
V. 特記事項	85
VI. 法令等の遵守状況一覧	86
VII. エビデンス集一覧	97
エビデンス集（データ編）一覧	97
エビデンス集（資料編）一覧	98

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

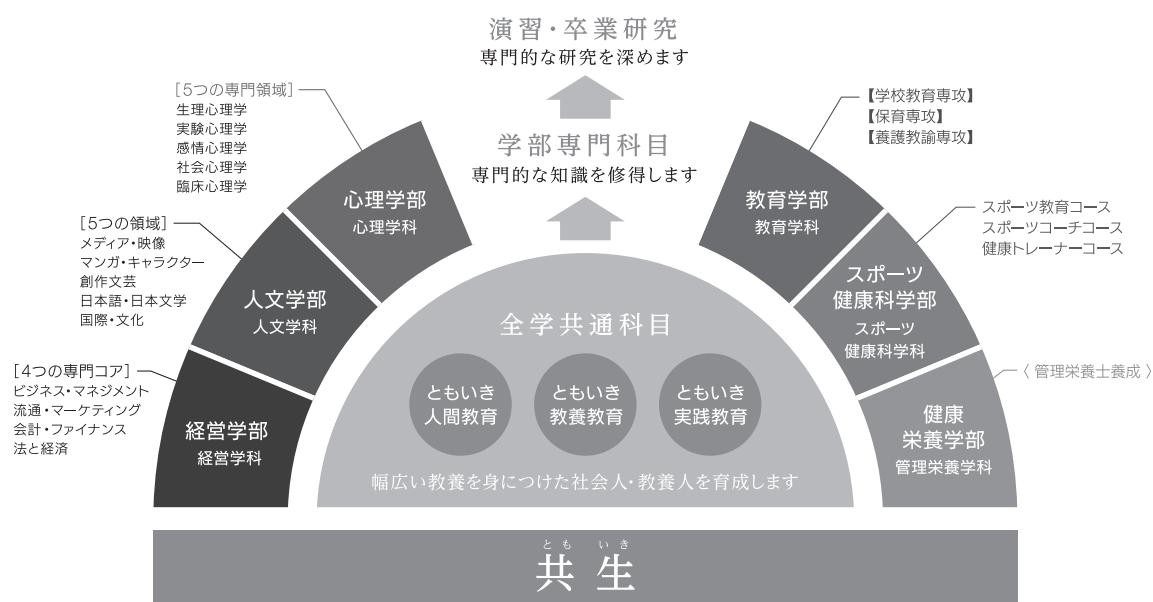
- 学校法人東海学園（以下「学園」という。）は、東海学園大学（以下「本学」という。）をはじめとして、東海中学校、東海高等学校及び東海学園高等学校の4校で構成されており、いずれもが法然上人を開祖とする浄土宗の教理に拠って立ち、仏教精神を根底においていた「人間教育」を行っている。明治21（1888）年に浄土宗学愛知支校として認可され開校して以来、学園全体の卒業生は10万人を超え、「勤儉誠実」の信念と「共生（ともいき）」の理念のもと、教育を受け巢立っている。
- 本学の教育の理念である「共生（ともいき）」は、仏教学者であり東海学園の基礎を築いた椎尾辨匡氏が詠んだ歌「こころ生き、身生き、事生き、物も生き、人々が生きる、共生きの家」に言い表されている。「すべてのもの・こと・いのちと共に生き、生きかされている。そのことに感謝し、身と心とがいきいきと生きるように」という精神のもと、人とのつながりを大切にし、スポーツやボランティア活動にも注力して多くの出会いとさまざまな経験を通じて、高い倫理観と深い教養、豊かな人間性を育んでいる。
- 本学がいう「共生」は、各々が周囲の人々や社会、自然環境に生かされていることを心に留め、感謝し、精一杯生きることである。この考え方の下、自分の目で社会や世界を見つめ、体験することにより、社会で生きていくための人間力の育成を目指している。
- 本学は、学園共通の信念「勤儉誠実」のもと、なにごとにも真摯な姿勢で対応することを学生に求め、かつ学生も全身全霊の力をもって前向きに応えることで、「人間教育」を通して「人間力」を育む教育指導を実践している。
- 学園は、このような教育の信念と理念のもと教育を推進し、中学校、高等学校に加え、平成7（1995）年経営学部1学部として開学した大学は、現在、人文学部、心理学部、教育学部、スポーツ健康科学部、健康栄養学部の6学部6学科3専攻及び大学院1研究科（経営学研究科）を有する総合学園として発展してきた。

2. 大学の使命・目的、大学の個性・特色

- 本学は、東海学園大学学則（以下「学則」）第1条に「東海学園大学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、学校法人東海学園創立の精神を基本として、勤儉誠実の信念と共生の理念とをもって学問の修得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、国際社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化的向上に寄与する人物の育成を目的とする。」と本学の使命・目的を定めている。
- また、学則第1条第2項において「本学は共生教育を基礎とする総合的な教養教育により人間性の涵養に努め、社会的要請に応えて幅広い職業人の養成を行い、また必要な免許・資格等を取得させる。」と本学の使命・目的を明示している。
- 本学の使命・目的である「総合的教養教育」及び「幅広い職業人養成」の根幹は、本学の教育の理念である「共生」にあり、「共生の観点に立つ人間力の向上」を目指した教養教育を実践している。そして、幅広い教養を身に付けた社会人、あるいは研究

心と独立心を持って社会の発展に寄与する人材を養成することである。また、研究機関としての本学の使命は、研究成果を社会に還元し、文化の創造と発展に貢献していくことである。

- 本学の個性・特色として、全学共通科目群は、社会情勢の変化にも普遍的である「共生」をベースにし、ともいき人間教育、ともいき教養教育、ともいき実践教育を三本の柱に据え、問題解決型教育の一環として学生にはさまざまな問題に触れる機会を提供し、「自分のこと」として意識付けることが重要と位置付け教育に当たっている。
- 本学は、学園全体で統一した教育の理念である「共生」に基づき、6学部6学科ごとに定められた人材養成の目的を学則第2条2項で明示している。また、大学院研究科の教育研究上の目的は、大学院学則第1条に明記している。本学の使命・目的及び教育目的は、学生が潜在的に持っている能力を見出し、そして、その能力を引き出し社会に必要とされる人材へと養成することであり、本学の重要な使命を明確に表しているものである。
- 各学部学科において、本学の教育の理念である「共生」を具現化するために、学部学科ごとに定めた三つのポリシーに基づいて人材養成を行っている。
- 各学部学科のディプロマ・ポリシーにおいて、統合的な学修経験と創造的思考力の修得として、「演習や卒業研究等を通して、自らが立てた新たな課題を解決することができる。」を掲げている。その結果は、ポートフォリオ及びループリック等を用いて目標の到達度の評価を行っている。



II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 21 (1888) 年 11 月	浄土宗学愛知支校として認可
明治 22 (1889) 年 4 月	浄土宗学愛知支校開校
明治 25 (1892) 年 3 月	愛知支校（同区の建中寺へと移転し、建中寺境内に校舎が完成）
明治 42 (1909) 年 9 月	旧制東海中学校と改称し、一般の青少年にもその門戸を開く。
昭和 22 (1947) 年 4 月	新制東海中学校開校
昭和 23 (1948) 年 4 月	新制東海高等学校がスタートし、新学制による現代教育体制が整う。
昭和 37 (1962) 年 4 月	東海女子高等学校を開校
昭和 39 (1964) 年 4 月	東海学園女子短期大学（入学定員：家政科 50 人、英語科 50 人）を開学
昭和 43 (1968) 年 4 月	国文学科を開設（入学定員：50 人）
昭和 46 (1971) 年 4 月	家政学科・英文学科・国文学科に名称変更
昭和 63 (1988) 年 11 月	学園創立 100 周年
平成 7 (1995) 年 4 月	東海学園大学を開学、経営学部経営学科の一学部で開設
平成 12 (2000) 年 4 月	東海学園女子短期大学を改組し、人文学部人文学科を開設
平成 13 (2001) 年 4 月	経営学部経営学科入学定員増（200 人→230 人）
平成 16 (2004) 年 4 月	東海学園大学大学院経営学研究科修士課程の開設
平成 17 (2005) 年 12 月	東海女子高等学校が男女共学化により東海学園高等学校に校名変更
平成 18 (2006) 年 4 月	東海学園女子短期大学を東海学園大学短期大学部に名称変更
平成 20 (2008) 年 4 月	人間健康学部を開設し人間健康学科と管理栄養学科を設置
平成 20 (2008) 年 11 月	東海学園大学短期大学部学生募集停止
平成 21 (2009) 年 4 月	東海学園大学短期大学部廃止
平成 23 (2011) 年 4 月	人間健康学部人間健康学科入学定員増（190 人→250 人）
平成 24 (2012) 年 4 月	人文学部発達教育学科を設置
平成 26 (2014) 年 4 月	人文学部人文学科入学定員減（250 人→200 人）
平成 27 (2015) 年 4 月	学園創立 120 周年
平成 28 (2016) 年 4 月	東海学園大学大学院に中小企業診断士登録養成課程を開設（2020.3 月廃止）
平成 29 (2017) 年 4 月	健康栄養学部管理栄養学科開設
平成 30 (2018) 年 4 月	教育学部教育学科とスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科を開設
	人文学部に心理学科を設置
	人文学部人文学科入学定員減（200 人→100 人）
	健康栄養学部管理栄養学科入学定員増（80 人→120 人）
	人間健康学部管理栄養学科廃止
	東海学園大学開学 20 周年
	人文学部発達教育学科廃止
	教育学部教育学科入学定員増（150 人→180 人）
	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科入学定員増（235 人→260 人）
	心理学部心理学科を開設

2. 本学の現況（令和2（2020）年5月1日現在）

大学名：東海学園大学

所在地：愛知県みよし市福谷町西ノ洞 21-233（三好キャンパス）

愛知県名古屋市天白区中平二丁目 901（名古屋キャンパス）

構成：

大学（人）

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員	学生数	備考
経営学部	経営学科	230	5	930	1,082	3年次編入
人文学部	人文学科	100	2	404	496	3年次編入 編入学定員（変更前3）（変更後2）
	心理学科	(100)	2	102	130	3年次編入 平成30（2018）年度募集停止
心理学部	心理学科	100	2	302	351	3年次編入 平成30（2018）年度開設
教育学部	教育学科	180	5	730 (670)	771	3年次編入 入学定員（変更前150） (変更後180)
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	260	5	1,050 (1,000)	1,125	3年次編入 入学定員（変更前235） (変更後260)
健康栄養学部	管理栄養学科	120	—	480	462	
計		990	20	4,000 (3,890)	4,417	

大学院（人）

研究科名	専攻名	入学定員	編入学定員	収容定員	学生数
経営学研究科	経営学専攻（修士課程）	20	—	40	2

教員数（人）

学部名	学科名	専任教員数					助手	兼任教員
		教授	准教授	講師	助教	計		
経営学部	経営学科	11	5	2	3	21	0	70
人文学部	人文学科	8	4	1	0	13	0	60
心理学部	心理学科	9	1	0	2	12	0	30
教育学部	教育学科	15	10	5	0	30	1	62
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	10	9	2	2	23	2	63
健康栄養学部	管理栄養学科	8	8	1	0	17	7	40
計		61	37	11	7	116	10	325

職員数（人）

	正職員	嘱託	パート	派遣	計
事務局	51	36	12	8	107

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

□使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。（研究科又は専攻ごと、学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が東海学園大学学則などに定めているか。）

●本学の使命・目的及び教育目的は、学則第1条に「東海学園大学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、学校法人東海学園創立の精神を基本として、勤儉誠実の信念と共生の理念とをもって学問の修得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、国際社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化の向上に寄与する人物の育成を目的とする。」と明確に述べており、全学生に配布する「履修の手引き」や大学ホームページなどに公表している。

●教育上の目的は、学科ごとに本学の教育の信念と教育の理念に基づき、学則第2条2項で明確に述べており、研究科も大学院学則の第1条に定めている。

【表 1-1-1】教育研究上の目的（東海学園大学学則第1条、第2条、東海学園大学大学院学則第1条）

教育の信念	「勤儉誠実」
教育の理念	「共生（ともいき）」

学則第1条（目的）

大学の使命・目的	東海学園大学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、学校法人東海学園創立の精神を基本として、勤儉誠実の信念と共生の理念とをもって学問の修得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、国際社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化の向上に寄与する人物の育成を目的とする。 本学は共生教育を基礎とする総合的な教養教育により人間性の涵養に努め、社会的要請に応えて幅広い職業人の養成を行い、また必要な免許・資格等を取得させる。
----------	--

学則第2条の2

【経営学部経営学科】	経営学部経営学科は、人間生活と社会に貢献する企業・組織経営の基本を教育する。あわせて、高邁な人格と高いコミュニケーション能力を培う総合的教育を行い、確かな知識・技能を身に付けた人材の養成を目指す。
【人文学部人文学科】	人文学部人文学科は、人文学の研究成果に基づき、コミュニケーション能力の養成及び社会と文化の理解を通じて人間教育を行い、幅広い教養と知識を身に付け地域社会の諸方面で職業人として活動する実践力をそなえた人材を養成する。
【心理学部心理学科】	心理学部心理学科は、心に関する科学的な知識に基づき自己、他者、社会

	等に關わる諸問題を体系的に理解できる人材、また個人の対人的・心理的問題の発生要因を分析し、その解決策を提起できる人材を養成する。
【教育学部教育学科 学校教育専攻・保育専攻・養護教諭専攻】	教育学部教育学科は、幼稚園教諭、保育士、小学校・中学校・高等学校の教諭あるいは養護教諭として人を慈しみ、使命感を抱いて社会貢献を行うことができる保育者・教育者を養成する。
【スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科】	スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科は、身体を動かすこと、スポーツをすることによって発見できる身体的、精神的、文化的な健康観を科学的、総合的に探究し、健康社会の構築に貢献できる保健体育教諭、スポーツ指導者、健康づくりリーダーなど、様々な分野での可能性をもった人材を養成する。
【健康栄養学部管理栄養学科】	健康栄養学部管理栄養学科は、国民の健康保持増進に貢献する栄養士、管理栄養士などを養成する。病院や学校、福祉施設、事業所給食施設などの現場にて「食」を通じて健康を支える専門的な人材を養成する。

大学院学則第1条

【大学院・経営学研究科】	東海学園大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、学校法人東海学園の建学の精神に基づき、勤儉誠実の信念と共生の教育理念をもって学問の修得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、グローバル社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化の向上に寄与する人物の育成を目的とする。
--------------	--

〔エビデンス集資料編〕

【資料1-1-1】東海学園大学学則、東海学園大学大学院学則【資料F-3】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

□使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。

- 教育の信念「勤儉誠実」と教育の理念「共生（ともいき）」は、前者は「校訓」としてより実践的、後者は「校是」としてより理念的に使命・目的及び教育目的を簡潔に示し、「なにごともまじめに打ち込んで精一杯の努力をする、そして自己の信念や理想に忠実であって、己をいつわることをしない」ことを学生に求めている。それと共に、職業人として社会の役に立つ人材を養成するため「共生教育」を基礎として、総合的な教養を身に付けさせることを教育方針と人材養成目標として、学則などに分かりやすく示している。
- 三好キャンパスには「旅立ちの法然上人」の像、名古屋キャンパスには椎尾辨匡氏の歌碑（「時はいま ところあしもと そのことに うちこむいのち とわの御命（みいのち）」）を設置している。これらのモニュメントは、学生に本学の根底にある仏教精神を実感させることに効果を挙げている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料1-1-2】2021大学案内、東海学園案内【資料F-2】と同じ

【資料1-1-3】2021学生募集要項【資料F-4】と同じ

1-1-③ 個性・特色の明示

□使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

- 教育の信念・教育の理念に基づき、研究科及び学科・専攻の個性・特色に応じた教育・研究を通して使命・目的及び教育目的を実現するために三つのポリシーを策定・公開

し、各々の専門分野で求められるスペシャリストの育成に努めている。

- 教育の理念「共生」の教育促進のため、情操教育の一環として挨拶の励行を勧奨し効果を得ている。また、大学の付属機関である「共生文化研究所」が監修した掲示板を各キャンパスに設置し、「共生」に直接的にも間接的にも関わる名句や日々の出来事を紹介し、精神の啓発と涵養に努めている。
- 教育の理念である「共生」の具現化の一環として、平成 30（2018）年度末より「東海学園大学共生（ともいき）プロジェクト」を進めている。このプロジェクトとして、「東海学園大学 藤前千鶴保全 20 周年シンポジウム」の開催や、「令和ともいきの森」の育成活動を開始した。
- 1 年次必修科目「共生人間論 I（ブッダと法然）」及び 3 年次必修科目「共生人間論 II」における道義的・理論的な建学の精神の涵養に連携した形で、2 年次に「共生人間論実習」を開講している。この科目は、本学の宗教的情操教育の拠所となる浄土宗寺院や老人保健施設、介護施設、障がい者福祉施設等における交流やボランティアなどの実体験を通して、学生が、1 年次に学んだ共生の精神の実践的会得と 3 年次～4 年次を経ての就職後の生き方を考える一助となっている。
- 教養教育におけるともいき実践教育の一環として、「地域社会と共生」の科目においては、身近な環境との共生を考えるために、岐阜県の山林地区（中津川市加子母地区）との提携に基づく植樹活動を行い、山林地区における共生の歴史と文化を現地講師から学ぶ機会を設けている。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-1-4】2021 大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-5】科目シラバス（共生人間論 I、共生人間論 II、共生人間論実習、地域社会と共生）

【資料 1-1-6】Com vol. 70（2019. 11）

1-1-④ 変化への対応

□社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

- 平成 7（1995）年に経営学部のみでスタートしたが、その時々の社会情勢・時代の変化に対応して学部・学科の改組、並びに定員の変更を実施している。社会の要請でもある「健康・栄養・教育・心理」などをキーワードとして捕らえ、学部・学科構成とともに使命・教育目的を見直し、現在 6 学部 6 学科 3 専攻 1 研究科となっている。それらに対応した三つのポリシーも毎年、積極的に見直しを進めている。

□使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。（基準項目全体に関わる自己判定の留意点）

- 教育の信念や理念に基づく三つのポリシーの策定に関しては、全学で趣旨の一貫性を保持するために、PDCAサイクルに基づいて継続的に確認を行っている。

(2) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

- 学部の「履修の手引き」には、本学第1条の教育の目的及び第2条の学部の教育目的を明記しており、学生には4年間を通して各学期のガイダンスにおいて教育目標の具現化を図っている。また、学生満足度調査において、教育の理念の学生への浸透度を確認するなど、教育の改善・向上に活かしていく。
- 全学教育委員会において、教育課程の体系的編成のために、学部、学科によるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリングを整備し、調整している。教育学部においては、今後、専攻別ディプロマ・ポリシーを再構築し明記する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。
- 使命・目的及び教育目的の策定は、役員と管理職の立場にある教職員で組織される「学内理事会・大学運営会議・大学評議会」において、学長のリーダーシップのもと行っている。その後、教員に対しては教授会で、職員には事務局会議において周知している。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-1】本学における会議の位置付け

1-2-② 学内外への周知

- 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。
- 使命・目的及び教育目的は、大学案内・ホームページなどで学内外へ周知している。在学生には入学式・卒業式やガイダンスでそのつど周知している。また、新入生全員が参加する浄土宗総本山知恩院での「祖山参拝」や「花まつり」などの宗教行事を通して周知している。
- 一年生の必須科目である「共生人間論Ⅰ」において、校訓・校是に基づいた本学の教育の理念を学修させている。学生満足度調査時にも教育の理念に対する理解度の質問を設定し、周知に努めている。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-2】2021 大学案内【資料 F-2】と同じ

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。
- 中長期的な経営改善のため、使命・目的及び教育目的を反映させ、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間を期間とする「東海学園大学第2次中期経営計画」を策定している。
 - 「東海学園大学第2次中期経営計画」では、使命・目的及び教育目的を達成するため「教育の質保証」「学生満足度向上」「ブランド力向上」「キャンパス教育環境向上」「大学運営力強化」「財務基盤確立」の6つのプロジェクトを設定している。

[エビデンス集資料編]

【資料 1-2-3】東海学園大学第2次中期経営計画

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させているか。
- 各学部・研究科は、使命・目的及び教育目的をもとに、三つのポリシーを作成し、ホームページや履修の手引きにて広く周知している。
 - 使命・目的及び教育目的は、人間力の向上を核とし、総合的教養教育と専門教育を通して幅広い職業人の養成を目的とし、共生教育に反映させている。
 - 現在策定している各学部・学科の三つのポリシーについては、全学教育委員会において、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを含め、PDCAサイクルに基づき継続的に見直しを図っている。

【表 1-2-1】東海学園大学の人材養成の目的と三つのポリシー

人材養成の目的	東海学園大学は、勤儉誠実の信念と共生（ともいき）の理念に基づく人間力の向上を核とし、社会の発展と文化の向上に寄与できるよう、総合的教養教育と専門教育を通して幅広い職業人の養成を目的とする。
ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与方針)	<p>「知識・理解」</p> <ol style="list-style-type: none"> 自然と社会と人間とのかかわりに関心を持ち、幅広い知識と教養を身に付けている。 それぞれの専門分野における基本的な知識を体系的に身に付けている。 世界の多様な文化、思想、歴史について幅広く理解することができる。 <p>「汎用的技能」</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本語及び外国語を用い、的確に読み、書き、聞き、話すことができる。 それぞれの専門分野について、問題を発見することができる。 情報・資料の収集、普遍的な尺度や数量的指標を用いた分析、論理的な思考を用いて問題を解決し、その結果を表現することができる。 <p>「態度・志向性」</p> <ol style="list-style-type: none"> 自分を律して行動し、何事にも誠実に取組むことができる。 他者から学ぶ姿勢をもち、共に生かし合い仕事や研究を進めることができる。 職業人としての倫理観・使命感・責任感を身に付け、社会に貢献することができる。 <p>「統合的な学習経験と創造的思考力」</p> <p>卒業論文や卒業研究等の作成を通して、自らが立てた新たな課題を解決</p>

	することができる。
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施方針)	<p>1.カリキュラム（教育課程）は、全学部とも「全学共通科目群」「専門科目群」「演習科目群」の3つの科目群によって構成する。なお、その他に「免許・資格関連科目群」がある。</p> <p>2.「全学共通科目群」は、全学部で共通に開講する科目群であり、「ともいき人間教育」「ともいき教養教育」「ともいき実践教育」「健康・スポーツ」「キャリア」「情報」「外国語」「日本語」「人文」「社会」「自然」「日本文化」の各分野の科目によって構成する。</p> <p>3.「専門科目群」では、各学部の専門分野における「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習体験と創造的思考力」の修得・深化をめざす科目を体系的に配置する。</p> <p>4.「演習科目群」では、1年次から2年次において幅広い教養の獲得をめざす基礎的演習を開講する。また、3年次から4年次において専門的知識の修得をめざすとともに、4年間の学習成果のまとめとして卒業論文や卒業研究などを作成する演習を開講する。</p>
アドミッション・ポリシー (入学者受入れ方針)	東海学園大学では卒業認定、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な資質を備えた人を求めます。また、本学の建学の精神「勤儉誠実」と教育の理念「共生（ともいき）」を理解し、主体的に学び、創造し続ける意欲を持ち、多様な人間と協働できる人を求めます。

【表 1-2-2】東海学園大学大学院の人材養成の目的と三つのポリシー

人材養成の目的	経営学研究科では、大学の教育理念である「共生」に基づき、新しい日本の経営をリードできる人材、すなわち企業の戦力となる創造性豊かな高度専門職業人の養成を「人材養成の目的」としています。
ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与方針)	<p>各自の研究テーマへの展開を前提として主専攻とする領域の演習科目を履修するとともに、経営学、産業・企業、会計学の各分野から同様の科目を選択して履修します。また、ケーススタディを履修し、実証的な分析の手法を具体的に学びます。こうした指導及び研究により、各自の研究テーマを体系的に深めてゆき、一定の集約をもって再度演習に立ち返り演習科目担当教員の指導の下、その成果を修士論文もしくは課題研究報告書（リサーチペーパー）にまとめます。</p> <p>以上の流れの下、演習科目担当教員の下での専門分野の演習並びにそれぞれの講義科目を合計で30単位以上取得し、中間報告会を経て修士論文もしくは課題研究報告書（リサーチペーパー）を作成して審査に合格した場合、修士（経営学）の学位を授与します。</p> <p>学位の授与者は、以下の能力を修得していると認められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各自が選択した主領域の学習と研究を通して、専門職業人としての高度な知識と技能を修得している。 修士（経営学）の学位取得にふさわしい研究課題・テーマを構築する能力を修得している。 各自の主張の論拠とする資料あるいはデータを適切に選択・作成し、論理性と説得性を持った結論を導出・提示できる能力を修得している。
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施方針)	経営学分野、産業・企業分野、会計学分野、税法分野の分野別研究テーマを基にした専門的なカリキュラム構成となっており、地域に密着しつつもグローバルな視点を併せ持つ高度専門職業人養成のためのきめ細やかな指導と教育が実現できるカリキュラムを有しています。
アドミッション・ポリシー (入学者受入れ方針)	経営学研究科は大学の教育理念である「共生」に基づき、新しい日本の経営をリードできる人材、すなわち企業の戦力となる創造性豊かな高度専門職業人の養成を目指しています。それゆえに、現実の企業経営、産業・企業、企業会計に対する知的探究心を持ち、それらの研究や実践活動を通じて社会に貢献しようとする積極的な意欲をもつ人材を求めています。

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学卒業者程度の標準的な読解力・論述力・プレゼンテーション能力を有すること。 2. 経営学部で開講されている標準的な専門科目の知識、又はそれに準ずる知識を有すること。 3. 英語で書かれた文献を読める英語力を有すること。留学生は日本語で書かれた文献を読める日本語力を有すること。
--	--

[エビデンス集資料編]

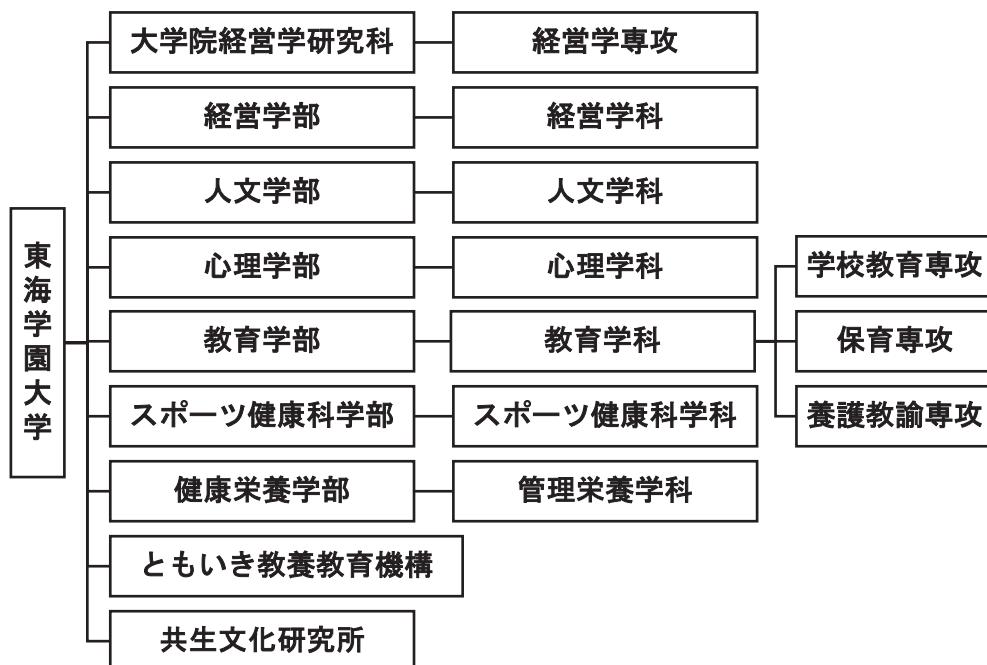
【資料 1-2-4】大学ホームページ（三つのポリシー）【資料 F-13】と同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

□使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか。

- 使命・目的及び教育目的の実現のために、教育研究組織として 6 学部 6 学科 3 専攻及び大学院 1 研究科を整備している。加えて、全学共通的な教育を担う「ともいき教養教育機構」、また本学の拠って立つ仏教の共生の思想・文化を究め、教育に活かすため、「共生文化研究所」を設置している。
- 各学部及び「ともいき教養教育機構」は、それぞれの専門的な学術的成果を基礎として、三つのポリシーを明示し学生の教育に当たると同時に、全学を貫く教育の理念を学ばせるよう努めている。

【図 1-2-1】東海学園大学教育研究組織図



(2) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

- 学内理事会においては、本学教育の使命・教育目的について、深化・具現化するための議論を行っている。これを受け、大学運営会議においては、より具体的な教育目標・教育方法を設定することが、今後の検討課題である。

[基準1の自己評価]

大学は、仏教精神を根底に置いた人間教育を建学の精神とし、「共生（ともいき）」を校是、「勤儉誠実」を校訓とする総合的教養教育を重視した職業人養成を目指すことを、その個性・特色として学部・学科及び大学院の教育目標に反映させ、それぞれ具体性と明確性を持つ簡潔な表現によって、学内外に明示している。また、社会情勢の変化にも迅速に対応している。

大学の使命・目的及び教育目的の点検や改定は、全学的な取組みとして実施しており、役員及び教職員の理解と支持を得て、学内外への周知を図っている。また、それらは中期経営計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

使命・目的等の達成のため、経営学部、人文学部、心理学部、教育学部、スポーツ健康科学部、健康栄養学部、大学院経営学研究科の6学部6学科3専攻1研究科を設置して、本学の教育の理念である「共生」を、教育・研究を通して実践的に具現化している。

以上のことから、基準1「使命・目的等」の基準を満たしている。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

□教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

- アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえた上で三つのポリシーと共に策定し、学生募集要項等への明記、大学ホームページへの記載により周知している。また、オープンキャンパス、高校生への進学説明会及び高等学校教員を対象にした大学説明会でも周知に努めている。
- アドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるため、高等学校との連携強化に向け、高等学校からの依頼による出張講義やオープンキャンパスでの模擬授業等を積極的に行い、大学での学修を高校生が経験できる機会を提供している。
- 全学科（教育学科については全専攻）とも、学力の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」）ごとにアドミッション・ポリシーを定め学生募集要項等に明記し、広く周知している。

【表 2-1-1】アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

【大学全体】	東海学園大学では卒業認定、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な資質を備えた人を求める。また、本学の建学の精神「勤儉誠実」と教育の理念「共生（ともいき）」を理解し、主体的に学び、創造し続ける意欲を持ち、多様な人間と協働できる人を求める。
【経営学部経営学科】	<p>「知識・技能」</p> <p>1.高等学校の教育内容を幅広く学んでいる。</p> <p>2.特に、企業・経営分野の学修に必要な基礎学力を身に付けている。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>3.自ら課題を発見し、その解決に向けて筋道をたてて思考することができる。</p> <p>4.自分の考えを情報技術（IT）や言語（日本語・外国語）を活用して整理し、数量的に分析して表現するコミュニケーション能力を有している。</p> <p>「主体性・多様性・協働性」</p> <p>5.課題の解決にあたって、主体的に行動し、精一杯努力するとともに、誠実に取り組む意欲がある。</p> <p>6.企業・経営分野の知識をもとに、人間を尊重し、社会へ貢献することに関心があり、その実現に向けて他者と協力することができる。</p>
【人文学部人文学科】	<p>「知識・技能」</p> <p>1.高等学校の教育内容を幅広く学んでいる。</p> <p>2.創造表現、言語、文化に関わる領域を学ぶために必要な国語力を身に付けている。</p> <p>3.社会と人間とのかかわりを文化や歴史の視点を通して理解する力を有している。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>4.知識を応用する力とともにごとを論理的に思考する力を身に付けていく。</p>

	<p>5. 文化の創造や表現に取組むことのできる好奇心をもっている。 「主体性・多様性・協働性」</p> <p>6. 人間や文化に関わる多様な学びについて興味、関心を抱いている。</p> <p>7. 自ら将来の方向性を見出し、他者と協力して社会に貢献しようとする意欲がある。</p>
【心理学部心理学科】	<p>「知識・技能」</p> <p>1.高等学校までの教育内容を幅広く学んでいる。</p> <p>2.心理学を専門的に学ぶために必要な基礎学力を身に付けている。</p> <p>3.初步的な情報リテラシーを有している。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>4.基礎知識を課題に応じて適切に活用する力を有している。</p> <p>5.物事を論理的・客観的に思考し、判断する力を有している。</p> <p>6.自身の考えを効果的に伝えるための表現力・コミュニケーション力を有している。</p> <p>「主体性・多様性・協働性」</p> <p>7.人間の心や行動についての科学的理義に主体的な関心を有している。</p> <p>8.心に関する様々な問題を解決しようとする意欲を有している。</p> <p>9.人間の多様性を尊重し、誰とでも協調的に行動することができる。</p>
【教育学部教育学科 学校教育専攻・保育専攻・養護教諭専攻】	<p>■【学校教育専攻】</p> <p>学校教育専攻では、人を慈しむ心と強い使命感をもち、健全な社会の構築に貢献できる小学校及び幼稚園教諭又は中学校・高等学校英語科教諭を育てます。そのために、以下のような素養を備えた人を求めます。</p> <p>「知識・技能」</p> <p>1.高等学校までの基礎的な学習内容を理解し、特に教職課程の履修に必要な各教科の基礎学力を身に付けています。</p> <p>2.人と関わるための社会的技能やコミュニケーション力を有しています。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>3.知識を活用して論理的に思考する力を有しています。</p> <p>4.根拠に基づいた情報選択による判断力と能動的に課題解決に取組む力を有しています。</p> <p>5.幅広い教養をもとに考え、それを伝えるための表現力を有しています。</p> <p>「主体性・多様性・協働性」</p> <p>6.教諭をめざすにあたり、さまざまな困難を乗り越えようとする意志を有しています。</p> <p>7.明確な目的意識と何事にも挑戦しようとする積極性を有しています。</p> <p>■【保育専攻】</p> <p>保育専攻では、主体的に行動し、何事にも全力で取組む専門職業人としての使命感や責任感を有する保育士、幼稚園教諭を育てます。そのために、以下のような素養を備えた人を求めます。</p> <p>「知識・技能」</p> <p>1.高等学校までの基礎的な学習内容を理解し、身に付けています。</p> <p>2.人と関わるための社会的技能やコミュニケーション力を有しています。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>3.物事を広く、深くとらえて理解し、自ら判断できる能力を有しています。</p> <p>4.学んだことや自分の考えを的確に相手に伝えられる表現力を有しています。</p> <p>「主体性・多様性・協働性」</p> <p>5.保育士あるいは幼稚園教諭をめざし、保育者に求められるさまざまな分野の知識や技能を積極的かつ持続的に学ぶ態度を有しています。</p> <p>6.乳幼児に対して興味・関心をもち、深い愛情の気持ちを抱いて接する態度を有しています。</p> <p>7.仲間と互いに励まし合い、協力し、一緒に学ぶ喜びや達成感を共有できる態度を有しています。</p> <p>■【養護教諭専攻】</p> <p>養護教諭専攻では、教育者としての強い使命感をもち、児童生徒への深い愛情にあふれた人間性豊かな、志（こころざし）の高い養護教諭を育てます。そのために、以下のような素養を備えた人を求めます。</p> <p>「知識・技能」</p>

	<p>1.高等学校までの基礎的な学習内容を理解し、特に生物・化学・数学等の基礎学力を身に付けている。</p> <p>2.人と関わるための社会的技能やコミュニケーション力を有している。</p> <p>3.心身ともに健康を維持増進するための自己管理能力を有している。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>4.知識を活用して論理的に思考する力を有している。</p> <p>5.根拠に基づいた情報選択による判断力と能動的に課題解決に取組む力を有している。</p> <p>6.幅広い教養をもとに考え、それを伝えるための表現力を有している。</p> <p>「主体性・多様性・協働性」</p> <p>7.養護教諭をめざすにあたり、さまざまな困難を乗り越えようとする意志を有している。</p> <p>8.学びの環境への感謝の気持ちと、人との関わりを大切にし、互いを尊重して協力し合える人間関係を育む力を有している。</p>
【スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科】	<p>「知識・技能」</p> <p>1.高等学校までの基礎的な学習内容を理解し、身に付けている。</p> <p>2.運動やスポーツを実践し、基礎的な体力及び基本的な技能を身に付けている。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>3.自分で考えたことを相手に伝えることができるコミュニケーション力を有している。</p> <p>4.課題解決のために知識・情報を分析して思考する意欲を持ち、的確な判断をしようとしている。</p> <p>「主体性・多様性・協働性」</p> <p>5.何事にも主体的に取組もうとするとともに、仲間と協力する態度を有している。</p> <p>6.社会や地域の人々と繋がり、互いに支え合い、共に生かし合い、貢献しようとしている。</p>
【健康栄養学部管理栄養学科】	<p>「知識・技能」</p> <p>1.高等学校の教育内容を幅広く学んでいる。</p> <p>2.体の構造と機能、食べ物の消化と吸収、食品の組成や栄養素を学ぶために必要な基礎学力を身に付けている。</p> <p>「思考力・判断力・表現力」</p> <p>3.基礎学力を応用し、ものごとを論理的に思考する力を有している。</p> <p>4.自分の考えを伝えるための判断力・コミュニケーション力を有している。</p> <p>「主体性・多様性・協働性」</p> <p>5.食と健康に関して興味を持ち、多彩な分野で食と健康のプロフェッショナルである管理栄養士として活躍する意欲がある。</p> <p>6.食を通じて人々の健康の保持・増進、傷病者の栄養治療に貢献する意欲がある。</p>
【大学院・経営学研究科】	<p>経営学研究科は大学の教育理念である「共生」に基づき、新しい日本の経営をリードできる人材、すなわち企業の戦力となる創造性豊かな高度専門職業人の養成を目指しています。それゆえに、現実の企業経営、産業・企業、企業会計に対する知的探究心を持ち、それらの研究や実践活動を通じて社会に貢献しようとする積極的な意欲をもつ人材を求めていきます。本研究科では、以上のような知的探究心と意欲を持ち、かつ、以下に示す基礎学力を有する人を求めます。</p> <p>1.大学卒業者程度の標準的な読解力・論述力・プレゼンテーション能力を有すること。</p> <p>2.経営学部で開講されている標準的な専門科目の知識、又はそれに準ずる知識を有すること。</p> <p>3.英語で書かれた文献を読める英語力を有すること。留学生は日本語で書かれた文献を読める日本語力を有すること。</p>

[エビデンス集資料編]

【資料 2-1-1】2021 学生募集要項 【資料 F-4】と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

□アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。

- 入学者選考については、各学部のアドミッション・ポリシーに沿って、一般入試では筆記試験、公募推薦入試では筆記試験と調査書の内容及び面接評価、AO入試では小論文の内容と直接で評価を行っている。その結果をもとに、各学部の教授会が総合的に合格者を審議し、学長が決定している。
- 高校在学時の競技歴(高等学校の部活動もしくは外部のクラブチームでの成績)を重要な評価項目として選抜する「アスリート推薦入試」を実施している。合格して入学した学生を対象としたスポーツ特別奨学生制度があり、本学のスポーツ振興と文武両道を担う人材の育成に努めている。
- 令和3(2021)年度入試から実施される大学入学者選抜試験については、入試広報委員会で各学部の改革案を策定し、主要な変更点についてはホームページ上で公表している。
- 全入学者の入学後学業成績については、IR推進委員会と連携し、BI(ビジネスインテリジェンス)ツールを用いて追跡調査することにより選抜方法の妥当性を評価・検証している。
- 入学者選抜においては、多様な背景を持つ受験者を受入れるため、若干名として定員枠を設けて、社会人・海外帰国生徒・外国人留学生を対象とした特別入学者選抜入試、並びに社会人・大学中退者・短期大学卒業(見込み)者を対象とした編入学入試を実施している。また、AO入試や推薦入試で「調査書」に記載される資格取得実績等を評価することにより、専門高校からの進学希望者など多様な背景をもつ受験者の受け入れに対応している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-1-2】エンロールメント・マネジメント様式

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

□教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。(学生の収容定員に対する在籍学生数比率が、大学全体で0.5倍を下回っていないか。)(学科の収容定員超過について、1.3倍以上となっていないか。)(学科の収容定員充足率が、0.7未満となっていないか。)(学年進行中の学科の在籍学生数について、入学定員の合計の1.3倍を大幅に超えていないか。)(学年進行中の学科の在籍学生数について、入学定員の合計の0.5倍未満となっていないか。)(大学院の学生の収容定員超過について、著しく超えていないか。)

- 学生の収容定員に対する在籍学生数比率は大学全体及び各学科において、経営学科、人文学科及び教育学科については、入学者が1.3倍を超えた年度もあったが、現在は適切に確保している。

【表 2-1-2】各学部・学科入学定員充足率（過去 5 年間）

学部名	学科名	入学定員	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	平均入学定員 充足率
経営学部	経営学科	230 人	1.13	1.21	1.43	1.17	1.06	1.20
人文学部	人文学科	100 人	1.16	1.37	1.34	1.23	1.13	1.25
	心理学科	100 人	0.88	1.23	—	—	—	1.03
心理学部	心理学科	100 人	—	—	1.24	1.25	1.08	1.19
教育学部	教育学科	180 人 ※1	1.17	1.33	1.01	1.13	1.11	1.15
スポーツ 健康科学 学部	スポーツ 健康科学 学科	260 人 ※2	1.16	1.26	1.13	1.12	1.03	1.14
健康栄養 学部	管理栄養 学科	120 人	0.93	1.03	0.98	1.08	0.87	0.98

※1 平成 29 (2017) 年度までは入学定員 150 人 ※2 平成 29 (2017) 年度までは入学定員 235 人

〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-1-3】学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）【エビデンス集データ編 表 2-1】と同じ

□入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。（基準項目全体に関わる自己判定の留意点）

- 入試問題は、年度初めに学長より専任教員から試験問題作成委員（各教科2人～6人）を選出・委嘱し、教科ごとの問題作成委員会にて作成している。
- 入試問題は、複数名の出題者でお互いにチェックを行いながら問題作成し、最終的に学内外の第三者のチェックを経ている。また、文部科学省の出題ミスに関する通知を担当者に配布し、入試問題ミスの具体例を挙げて説明を行い防止に努めている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-1-4】入試問題作成要領

(2) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

- 令和 3 (2021) 年度入試から実施する一般選抜において、個別学力検査の一部科目で記述式問題を導入し、「知識・技能」に加え「思考力・判断力・表現力」を評価する。また、英語の資格・検定試験の活用も取入れる。
- 令和 3 (2021) 年度入試から実施する総合型選抜（現行の AO 入試）並びに学校推薦型選抜（現行の推薦入試）において、学部別に小論文課題もしくはエッセイ課題を課し、面接試験の結果や「調査書」に記載される高等学校の評定平均値等の資料とあわせ、大学教育を受けるために必要な基礎学力の評価を行う。
- 令和 3 (2021) 年度入試から実施する学校推薦型選抜の出願時に、従来の「調査書」に加え、高校在学中の校内活動（部、生徒会、学校行事など）や校外活動（ボランティア、資格・検定試験、留学など）を志願者自身に申告させる「活動報告書」の提出を求める。一般入試においては、令和 4 (2022) 年度以降検討する。

- 入学者選考規程の整備について、令和2（2020）年度中に作成する。
- 推薦入試の問題作成における外部委託については、一般選抜同様に、学内での作成を検討する。
- 入学予定者に対し、大学入学前に取り組むべき課題を提示する必要性について検討する。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

□教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

- 学修支援の実施体制は、全学教育委員会のもとで各学部の教務委員会と教務課による協働体制で実施している。各学期の開始前に、各学部・学科・学年別のオリエンテーションや各種ガイダンスを通じて学修支援を行っている。
- すべての学部学年においてゼミ制度を採用している。各学期開始前のゼミ別ガイダンス及び授業期間のゼミにおいて、教員と教務課が協働して学生や保護者との個別相談に応じている。
- クラブ活動、特に強化指定クラブの学生においては、活動に偏重するあまり、学習意欲や学業成績の低下や卒業単位未充足に陥る事を未然に防ぐために、定期的に単位修得状況等の確認を行い、成績の思わしくない学生に対しては、クラブ指導者より対象学生に指導を行っている。
- 学修支援体制の一環として、名古屋・三好両キャンパスにラーニング・コモンズを開設し、教職協働で運営している。学生は自主学習、プレゼンテーションの練習やグループワーク、ディスカッションの場として活用している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-2-1】全学教育委員会規程

【資料 2-2-2】学生便覧 2020 【資料 F-5】と同じ

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

□障がいのある学生への配慮を行っているか。

- 障がいのある学生に対して、座席の配慮やノートテイカーの提供など、各学部において障がいに応じて配慮し対応している。
- 障がいのある学生への支援体制として、障がいのある学生から提出された「配慮依頼」をもとに、教務課、学生支援課（保健室）より学生が受講している科目の担当教員に「学生に対する個別配慮のお願い」を配付し、学生の状況と配慮事項を通知することにより、学修支援及び生活支援体制を設けている。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-2-3】配慮に関する書類

□オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

- オフィスアワーは、全教員が少なくとも1週間に1時限設定することとし、学修支援システムの教員時間割に明記して実施している。

[エビデンス集資料編]

【資料2-2-4】2020年度春学期オフィスアワー一覧

□教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

- 教員の教育活動を支援するため、「東海学園大学スチューデント・アシスタントに関する規程」及び「東海学園大学スチューデント・アシスタントの雇用に関する取扱い」を整備し、実習・実技科目などの授業を中心にスチューデント・アシスタント (SA) が教員の補助にあたっている。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-2-5】東海学園大学スチューデント・アシスタントに関する規程

□中途退学、休学及び留年への対応策を行っているか。

- 中途退学者の対応策については、大学評議会において学部ごとに退学率の目標値を定め、目標達成の方策を策定している。また、学生生活委員会において、学部別の退学率を大学評議会・教授会に報告し情報を共有している。
- 中途退学、休学及び留年については、その時々の社会情勢にも影響を受けるため、日々の学生の出席状況などを把握し、学科及びゼミごとに注視することを徹底している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-2-6】退学者減少化に向けての目標値の設定

(2) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

- 授業における出席状況を教職員間で共有し、適切な学生指導のため、出席管理システムを構築する。また、インターネットを活用し、オンラインで保証人と学生の出席状況を共有するなど、さらなる学生指導への効果を上げていく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

□インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

- キャリア教育支援のためにCDC（Career Development Center：キャリア開発センター）を設置し、全学就職委員会及び各学部の就職委員会との協働により、就職支援事業を推進している。
- 「キャリア・ディベロブメント・プログラム（CDP）」、「公務員サポート・プログラム」、「教職サポート・プログラム」の3コースから成る全学的キャリア教育プログラム「キャリア・サポート・プログラム（CSP）」を実施している。中でも CDPにおいては、OB・OG から聞く業界研究や様々なインターンシップへの参加を促進するためのガイダンスを実施している。
- 各種資格の取得をサポートするために検定対策講座を設け、平成31（2019）年度は17講座を開講している。また、本講座は本学教育後援会からの支援を受け、受講生は本来の受講料の半額で受講することができるようになっている。
- 本学園の同窓ネットワークを活用して、「東海ネットワーク企業展」を企画し、学生への支援を行っている。
- スポーツに特化した本学独自の「アスリート応援 学内企業展」を開催し、アスリート学生への支援を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-3-1】2021 大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 2-3-2】2019 検定対策講座のご案内

□就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

- CDC 職員がゼミの時間帯（3年次秋学期）に各教室に赴き、就職活動を始めるにあたっての心構えや CDC の支援体制などに関するガイダンスを実施している。
- ゼミ担当教員に依頼し、各ゼミ生の就職活動の状況に関する調査を適切に実施している。
- 卒業後の進路が決定した学生に、決定届のほかに就職試験報告書及び就職活動に関するアンケートを依頼し、PDCA サイクルを活用した就職指導を図っている。就職試験報告書に関してはデータベース化し、次年度以降の学生が活用しやすいようにしている。
- 三好・名古屋両キャンパスにラーニング・コモンズを開設し、学生の主体的な就職及び進学を支援するための環境を整え、CDC職員が個別相談に応じている。
- キャリアに関わる学生相談に対応するため、CDC に有資格者（キャリアコンサルタント等）の職員を配置している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-3-3】2021 大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 2-3-4】卒業後の進路先の状況（前年度実績）【エビデンス集データ編 表 2-6】と同じ

(2) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

- 単位認定制インターナンシップは、学部ごとの科目は整備されつつあるが、全学的な科目については、CDC、全学教育委員会及び「ともいき教養教育機構」において検討を進める。

2-4 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援****(1) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）****2-4-① 学生生活の安定のための支援**

□ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能しているか。

- 学生サービス、厚生補導のために、名古屋・三好両キャンパスには学生支援課を設置している。その管理運営の下で学生相談室や保健室が組織的に連携しつつ学生サービスを機能的に提供している。

- LGBT（性的少数者）への配慮としてトイレの名称を「車いす用トイレ」から「みんなのトイレ」に変更し、着替え台を設置するなど、様々な面で利用しやすい環境を整備している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-4-1】学生便覧 2020 【資料 F-5】と同じ

□ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

- 学生に対する経済的な支援は、最大で入学金及び4年間の授業料全額が免除となる学力優秀者奨学金をはじめ、スポーツ特別奨学金、国際交流インスティテュート奨学金、学業優秀者奨学金、教育後援会育英奨学金など、大学独自の多彩な奨学金制度を用意して、学生が安心して勉学に励めるための経済的支援を適切に行っている。これらはすべて返還義務のない奨学金である。

- 令和 2 (2020) 年 4 月から開始された「高等教育の修学支援新制度」に本学が採択され、その支援体制の整備を図っている。

- 新型コロナウイルス感染症拡大にともない、家計急変者に対する経済的支援や遠隔授業準備等に係る一律支援を大学独自の制度として実施した。

【表 2-4-1】本学独自の奨学金制度（学部対象）

名 称	採用人数※	内 容
東海学園高校出身者奨学金	63 人	東海学園高校特別推薦入試（専願出願・併願出願）により入学した者。「規定額」
学力優秀者奨学金 (公募推薦入試)	12 人	公募推薦入試（前期）合格者の上位者で人物学力とともに優れた者。「入学金相当額」。（若干名）
学力優秀者奨学金 (一般入試・センター試験利用入試)	33 人	一般入試（前期）・センター試験利用入試（前期）合格者の上位者。※センタープラス入試は除く。※2 年次以降は一定の成績を修めた者。「入学金及び、4 年間の授業料・教育運営費免除」。（50 人）

スポーツ特別奨学金	135 人	アスリート推薦入試で選抜、指定競技種目（クラブ）の高校時代の活動（実績）を評価。「規定額（入学金及び授業料、教育有縁営費相当額など）」。（若干名）
国際交流インスティテュート奨学金	—	協定校への留学。出願時に実用英語検定2級以上の資格を取得している者。資格取得者推薦入試で選抜。「入学金、留学中学納金及び留学費用（渡航費・生活費を除く）を奨学金として支給」。（若干名）
東海学園大学卒業生奨学金	—	東海学園大学を卒業し、再度入学する者。出身学部以外の学部へ入学、編入学する者。「入学金相当額」。
東海学園同窓生子女奨学金	15 人	東海中学校・東海高等学校・東海女子高等学校・東海学園高等学校・東海学園女子短期大学・東海学園大学卒業生の子女。「入学金相当額」。
東海学園大学短期大学部（東海学園女子短期大学）校友会奨学金	11 人	東海学園大学短期大学部、東海学園女子短期大学の卒業生の子女であれば対象。東海学園同窓生子女奨学金と重ねての受給が可能。「10万円」。
兄弟姉妹奨学金	70 人	家計を同一にする兄弟姉妹が本学に入学し、同時期に在学する場合、2人目の入学生。又は、同時に兄弟姉妹が入学する場合のいずれか1人。「入学金相当額（入学年度のみ）、2人目授業料半額相当額」。
学業優秀者奨学金	35 人	各学部各学年の在学生（1年生を除く）、前年度までの成績で選考委員会が推薦。「年額12万円」。（若干名）
特別奨学金	—	在学中に、学術・文化・スポーツなどにおいて、全国・国際レベルで顕著な成績をあげた者及び受賞した者。「実績に応じて変動」
留学プログラム奨学金	5 人	本学留学プログラムに参加・修了する者。「長期留学：30万円、英語検定試験の結果により、別途奨学金加算支給」

※採用人数は令和元（2019）年度実績

【表 2-4-2】本学独自の奨学金制度（学部・大学院共通）

名 称	採用人数※	内 容
利子補給奨学金	21 人	経済的な理由により本学と提携する機関の「学費サポートプラン制度」を利用した者。該当者（申請者）を学内選考。「当該年度分の利子相当額以内」。

※採用人数は令和元（2019）年度実績

【表 2-4-3】教育後援会育英奨学金

名 称	採用人数※	内 容
教育後援会育英奨学金	50 人	在学中に、学費支弁の補助が必要と認められる学生で、人物・学業共に優れ、修学継続の意欲がある者。保護者が教育後援会会員であること。「I 種：10万円、II 種：当該期授業料相当額の3分の1を限度とする」。（若干名）

※採用人数は令和元（2019）年度実績

[エビデンス集資料編]

【資料 2-4-2】大学独自の奨学金給付・貸付状況（授業料免除制度）（前年度実績）【エビデンス集データ編 表 2-7】と同じ

□学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

●学生の課外活動への支援は、強化指定クラブは強化費として、大学公認のクラブ・サ

一クルにおいてはクラブ援助金として提供し、活動費の補助を行っている。また、全国等の大会に出場する際には、教育後援会・同窓会と連携し遠征費などを援助し適切に支援している。

- スポーツ振興の基本方針のもと、特に顕著な成績を継続的に残している団体もしくは顕著な成績をあげる見込みがあると認められた団体、さらに継続的に本学のスポーツ振興と文武両道の旗手を担う団体を強化指定クラブとして認定している。強化指定クラブの総部員数約500名は、全学生の1割強であり、大学を支えるサブブランド的な要素を持っている。
- 各クラブの指導者は、アスリートの能力やスポーツと向き合う姿勢を学生に培う事が、社会に有為な人物を輩出することに繋がる任務であると捉えている。技術力の向上だけでなく、クラブ活動がライフスキル教育の場になり得るという意識で指導している。学生がどのような未来的のビジョンを描いているのか、競技を通じて、どのような自己実現ができるのか、サポートや助言をしている。
- スポーツ活動支援に特化したスポーツ振興室を設置し、各クラブの理念や方針を踏まえて、より良い競技生活ができる支援をするとともに、環境の整備やクラブの抱える問題や要望、中長期的に取り組むべき方向性を見据え、理想的な大学スポーツの在り方を実現できるよう努めている。また、各クラブ間の意見交換を積極的に行い、情報を共有し、透明性、公平性のある健全な組織づくりに努めることで、UNIVAS(大学スポーツ協会)基準に即した品質の高い運動部の構築を図っている。さらに、在学生・卒業生に対して、クラブ活動の成果と功績を発信し、関心と誇りを持ってもらうという考え方のもと、帰属意識や愛校心の定着に務めている。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-4-3】学生の課外活動への支援状況（前年度実績）【エビデンス集データ編 表2-8】と同じ

【資料 2-4-4】学生便覧 2020 【資料 F-5】と同じ

□学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。（学生相談室及び保健室などが設置されているか。）（学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題はないか。）

- 学生支援課のもとに保健室及び学生相談室を設置し、全般的な健康相談・心的支援・生活相談を行っている。保健室においては複数人の看護師が常駐し、学生の緊急傷病の応急処置や健康相談など、日常的な健康支援を適切に行っている。心的支援（メンタルヘルス）などは、臨床心理士が配置された学生相談室が対応し、学生支援に取組んでいる。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-4-5】学生相談室、保健室等の状況【エビデンス集データ編 表 2-9】と同じ

(2) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

- 令和2（2020）年4月から開始された「高等教育の修学支援新制度」の対象校に認定

された。申請者の中で、本学独自の奨学金制度と重複する学生に対し、詳細規程の改定を検討する。

- 令和2（2020）年度の学籍、成績管理システムのバージョンアップに伴い、学生カルテ・出欠管理システムを導入し、さらにポートフォリオ機能を検討する。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

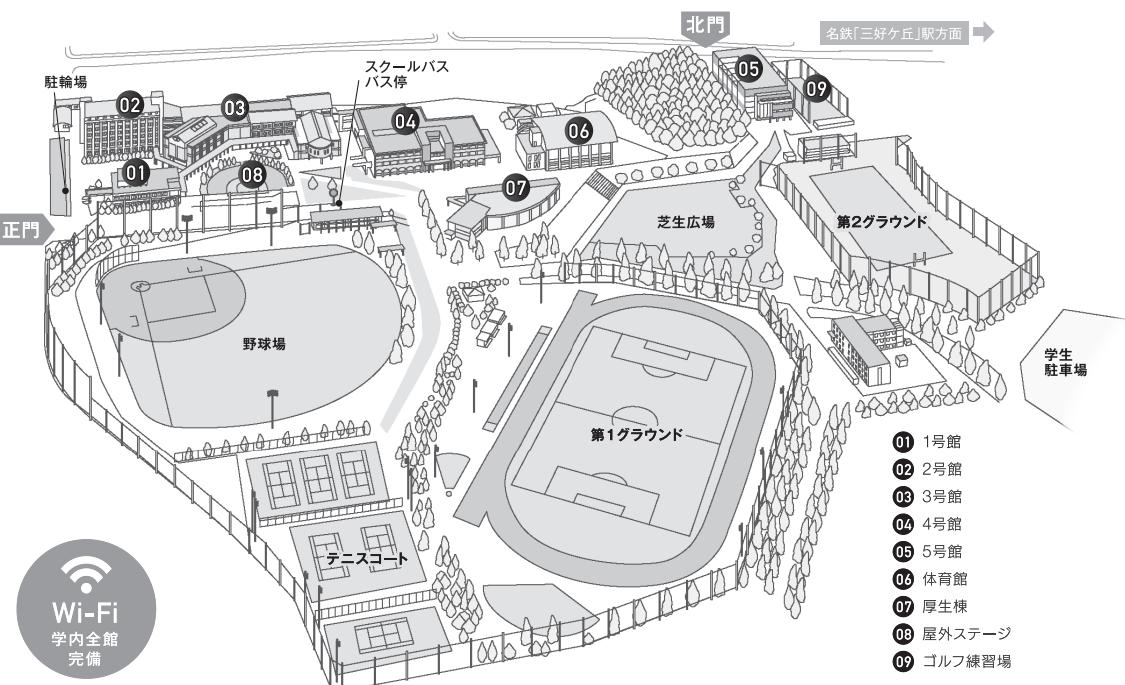
(1) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

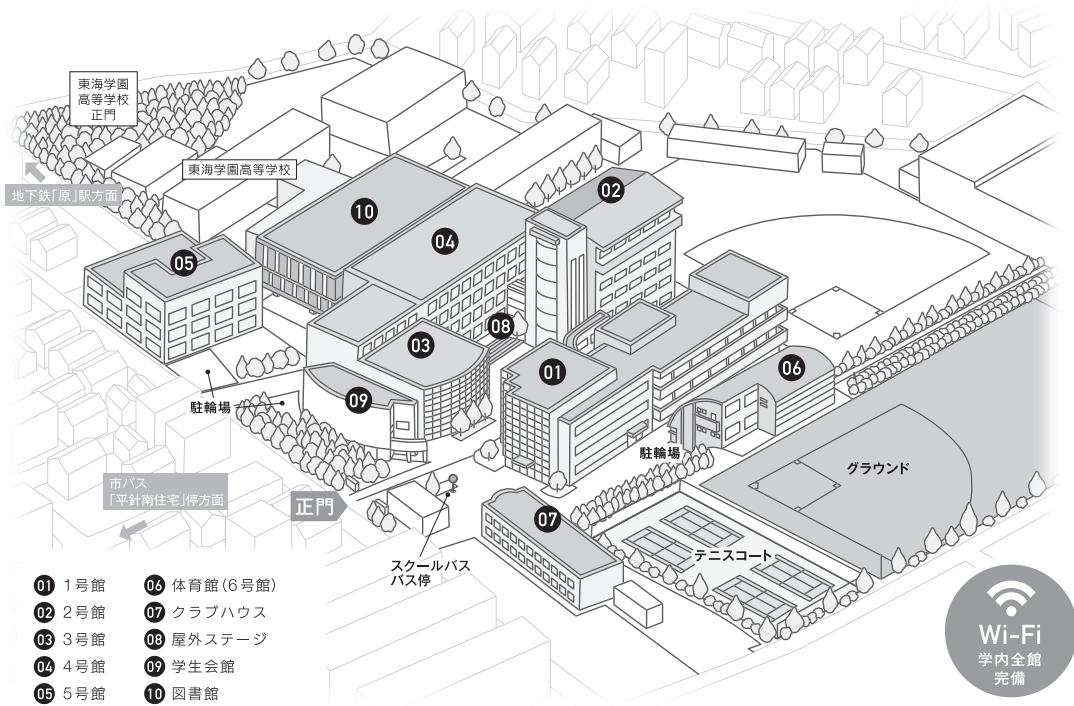
□教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

- 教育目的の達成のため、三好・名古屋両キャンパスとも、校地や校舎面積について大学設置基準を十分満たしている。運動施設、図書館、体育施設、情報サービス施設、実習施設、厚生施設等、いずれも適切に整備し、かつ有効に活用している。

【図 2-5-1】三好キャンパスの施設略図



【図 2-5-2】名古屋キャンパスの施設略図



[エビデンス集資料編]

【資料 2-5-1】2021 大学案内【資料 F-2】と同じ

【資料 2-5-2】学生便覧 2020【資料 F-5】と同じ

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。
- 教育目的の達成のために、新たな学部・学科の開設に応じて必要な校舎の建設や機器・備品の整備を行うとともに、既存の学部・学科に対しても最新の教育・研究活動を維持するため、設備・備品の更新を行っており、快適な学修環境を整備し有効に活用している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-5-3】認証評価共通基礎様式 1【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ

- 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

- 図書館は、三好・名古屋の両キャンパスに設置されており、各キャンパスの学部の教育に合わせた資料収集や、施設の整備を行っている。
- 三好キャンパス図書館は、3階建て構造で、閲覧座席 202 席、視聴覚用座席 12 席（うち 10 席はデスクトップ PC が設置されており PC と視聴覚資料の両方が利用可能）を有している。名古屋キャンパス図書館（平成 28（2016）年新館完成）は、地上 4

階地下2階建て構造で、閲覧座席357席、視聴覚用座席16席、PC席28席を有している。

- 学修環境として、両館とも、利用者が自分に合ったスペースで学修できるよう、個人ベースから6人掛け机、カウンター形式の座席など、様々な形式の座席を用意している。また、貸出用ノートPC（又はタブレット）、ホワイトボード、電子黒板、プロジェクターなどの機器も常備している。

名古屋キャンパス図書館においては、ラーニングコモンズ（LEY HALL）が設置されており、利用者が自分たちに合ったスタイルで学修するスペース、講義や公開講座などでも利用可能なスペースとして、認知されてきている。

- 令和元（2019）年度末において、蔵書（407,838冊）・学術雑誌（1,856種）など十分な学術情報資料を確保している。また、電子ジャーナル（15,263種）、データベース（46種）、電子メディア（電子書籍・視聴覚資料・マイクロフィルム：19,455タイトル）も年々充実させている。

電子ジャーナル、電子書籍、データベースは、学内であれば図書館外からも利用でき、図書館開館時間にとらわれず学修や研究に活用することができる。

- 開館時間は、開講期間中の平日は、三好キャンパス図書館が9:00～19:00（定期試験関連期間中は～20:00）、名古屋キャンパス図書館が9:00～20:00となっている。土曜日は、両館とも9:00～17:00。また、開講期間外も、夏冬期の休業期間を除いて平日・土曜日とも9:00～17:00で開館しており、年間で約260日の利用が可能である。

[エビデンス集資料編]

【資料2-5-4】認証評価共通基礎様式1【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ

【資料2-5-5】図書館の開館状況【エビデンス集データ編 表2-11】と同じ

□教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT施設を適切に整備しているか。

- 教育目的の達成のため、両キャンパスの情報教育演習室（三好キャンパス：8室、名古屋キャンパス：6室）には十分な台数のコンピュータ（三好キャンパス：356台、名古屋キャンパス：308台）が配備され、学内Wi-Fiも整備し、情報教育関連の授業、並びに学生の自主学修に活用している。また同じく両キャンパスに情報教育センターが置かれ、学生の情報教育支援にあたっている。

- 名古屋キャンパスにおいては、ノートPC貸出しロッカーを学内3ヶ所（計60台）設置して、学生の自主学修に利用できるようにしている。

- Windows7のサポート終了、サーバーの保守期限終了にともない、令和2（2020）年3月に情報教育演習室すべてのパソコンの入れ替えが完了し、充実した環境になっている。

[エビデンス集資料編]

【資料2-5-6】情報センター等の状況【エビデンス集データ編 表2-12】と同じ

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。
- 三好・名古屋両キャンパスとも、エレベータやスロープの設置など適切なバリアフリーメンテナンスが執られ、障がい者等の移動の円滑化を促進するなど施設・設備の利便性に配慮している。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-5-7】学生便覧 2020【資料 F-5】と同じ

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

- 教育効果を十分挙げられるように、ゼミ、語学、実習など個別対応が求められる科目は、少人数制を確保している。また、語学科目は能力別のクラス編制によって効率的な教育効果が上げられるよう工夫している。さらに、受講者数が多いと予想される必修科目・選択必修科目等については、複数開講などの措置を講じている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-5-8】2020年度春学期 履修者数一覧

□避難訓練が実地されているか。

- 三好・名古屋両キャンパスとも総務課が中心となり、毎年11月頃に全学生を対象として、定期的に避難訓練を実施している。不定期ではあるが、地元消防署とも共同で実施している。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 2-5-9】消防訓練要項

- 施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。（基準項目全体に関わる自己点検の留意点）

- 施設・設備の安全性の確保のため、名古屋キャンパスでは平成 28（2016）年に耐震工事を完了し、三好・名古屋両キャンパスともに全ての建物は耐震基準を満たしている。
- 施設設備は総務課及び教務課が主体となり、教職員と連携しながら維持・管理に努めている。また、消防設備・電気設備・エレベータ設備等の保守点検業務のほか、警備業務、廃棄物処理等の業務を外部の専門業者へ委託することにより、確実な保守管理及びメンテナンスを徹底し、教育研究活動を安全且つ円滑に行える環境の保持に努めている。
- 三好・名古屋両キャンパスとも、学内の警備は守衛室で行っており、24時間、定期的

に学内を巡回し、安全性を確保している。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-5-10】東海学園大学における耐震化率

(2) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- 学生食堂のリニューアルやスポーツ関連施設の計画的改修が、今後必要である。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させているか。

- 春秋いずれかの学期に、全学教育委員会が、少人数の演習科目を除くすべての科目を対象とした授業アンケート（自由記述形式と評価尺度形式の 2 種類）を実施している。その結果をもとに学生の意見・要望をくみ上げ学修支援に役立てるとともに、FD 研修会等の場で、教員間で情報を共有することによって授業改善に役立てている。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-6-1】2019 年度授業アンケート実施要項

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

- IR 推進委員会が 1 年生から 4 年生全員を対象に実施する学生満足度調査で学生生活に関する全般的な意見・要望の把握に努めている。また、個別学生の心身に関する健康相談や経済的支援に関する相談については、ゼミ担当教員が窓口となり、学生相談室・保健室・学生支援課等の担当部署が適切に対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

- IR 推進委員会が 1 年生から 4 年生全員を対象とした学生満足度調査において、学修に関する学生の意見・要望をくみ上げている。結果は、大学評議会等の機会を通じて

全教職員にフィードバックし、各学部・各事務部署等で問題点の改善に取り組んでいく。

[エビデンス集資料編]

【資料 2-6-2】2019 年度学生満足度調査

(2) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

- IR 機能の充実を図るため、令和元（2019）年 10 月より企画・IR 課を新設し、学生満足度調査の結果に基づき、ハード・ソフト両面において学生サービスの充実化を図る。
- 現在、学生と学長によるランチミーティングを、不定期ではあるが開催している。今後、学生の意見をくみ上げるために、定期的な開催を検討する。
- 学生広報チーム「T-creators」を結成し、高校生や大学生の興味や関心を同世代と共有するために、学生が主体となってホームページコンテンツやその他の媒体の作成に携わっている。そのコンテンツ作りの一環として、チームの学生と職員が本学の特徴（強みや弱み）についての意見交換を推進する。

[基準 2 の自己評価]

学生の受入れでは、教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを設定して、入学者の選抜を適切に実施している。在籍学生数は入学定員及び収容定員に沿って確保している。学修支援は、規則に基づき教職協働により実施しており、SA (Student Assistant) の活用や学生相談室の設置などにより、学生のニーズに応じて行っている。キャリア支援は、特色のある支援体制やプログラムを整備して実績を上げている。学生生活の安定のための各種サービスや厚生補導は、関係教員と学生支援課が連携して当たっており、学生団体の課外活動にも各種の支援を行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援などは、必要な要員を配置して対応している。校地・校舎など学修環境は適切に整備している。学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望は、各種アンケートや意見交換会などを通して把握し、改善に努めている。

以上のことから、基準2「学生」の基準を満たしている。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

□教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

●教育目的を定めた学則第1条に則り、全学及び学科・研究科ごとに人材養成の目的及びディプロマ・ポリシーを策定し、履修の手引き及び大学ホームページ等で周知している。

【表 3-1-1】人材養成の目的及びディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）

【全学共通科目群】 ディプロマ・ポリシー	<p>「知識・理解」</p> <ol style="list-style-type: none"> 「共生」と「勤儉誠実」の考え方を理解し、それらに基づいた人間観や自然観、及び価値観を身に付けています。 国際社会の一員としての自覚を持ち、異文化について理解することができます。 人文、社会、自然等の各分野に関連する事柄について、体系的・総合的に理解することができます。 <p>「汎用的技能」</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本語を用いて、的確に読み、書き、聞き、話すことができる力を身に付けています。 国際社会において、的確にコミュニケーションを図ることができる英語等の語学力を身に付けています。 情報通信技術を用いて、情報を入手し、分析し、活用するとともに、有益な情報を社会に発信することができます。 人が人としてよりよく生きていくために、修得した知識を基に、自ら問題を発見し、科学的、及び総合的に問題を捉え、解決方法を見出す汎用的能力を身に付けています。 <p>「態度・志向性」</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康づくりの習慣や、自己管理力などの態度を身に付け、自分を律し、何事にも誠実に最後まで取組むことができる。 社会人として責任ある態度を身に付けるとともに、様々な価値観や視点から、柔軟かつ論理的思考を基に行動することができる。
【経営学部経営学科】	
人材養成の目的 ディプロマ・ポリシー	<p>経営学部は、勤儉誠実の信念と共生（ともいき）の理念に基づく人間力の向上を核とし、人間生活と社会に貢献する企業・組織経営に関する確かな知識・技能とともに、高邁な人格と高いコミュニケーション能力を身につけた人材の養成を目的とする。</p> <p>「知識・理解」</p> <ol style="list-style-type: none"> 専門的職業人として必要な幅広い教養を身に付けています。 経営、経済、会計分野の基礎的な知識を体系的に身に付けています。 国際社会における多様な企業・組織の文化、歴史及び思想を理解することができます。 社会と人間とのかかわりを、企業・組織経営やビジネスの観点から総合的に理解することができます。 <p>「汎用的技能」</p> <ol style="list-style-type: none"> 国内外のビジネス社会において必要とされる、グローバルな視点とコ

	<p>ユニケーション能力を有している（コミュニケーション・スキル）。</p> <p>2.専門的職業人として、企業・組織経営の目的達成を数量的指標を用い分析し、将来の目標を構築することができる（数量的スキル）。</p> <p>3.情報通信技術を用いて、社会の情勢に対応して情報を収集分析し、企業・組織経営やビジネスに実践的に活用することができる（情報リテラシー）。</p> <p>4.専門的職業人として、多様な経営・ビジネスの形態や環境を論理的に分析し、表現することができる（論理的思考力）。</p> <p>5.企業・組織経営やビジネスを取り巻く環境において問題を発見、解決し、価値ある未来を創造することができる（問題解決力）。</p> <p>「態度・志向性」</p> <p>1.自分を律して行動し、何事にも誠実に精一杯の力で取組むことができる（自己管理力・勤勉誠実）。</p> <p>2.他者から学ぶ姿勢をもち、互いに慈しみ合い、支え合い、共に生かし合い仕事や研究を進めることができる（チームワーク・共生）。</p> <p>3.経営の専門知識や幅広い教養を基に、意欲的に社会に貢献し、責任を果たすことができる（社会的責任）。</p> <p>4.知識や体験を通して自己を探求する姿勢をもち、発見した自己を社会において最大限に生かすことができる（自己発見）。</p> <p>5.専門的職業人として主体的に行動し、チーム・組織のなかで、目的を達成できるリーダーシップを発揮することができる（リーダーシップ）。</p> <p>「統合的な学習経験と創造的思考力」</p> <p>卒業研究等の作成を通して、自らが立てた新たな課題を解決することができる。</p>
【人文学部人文学科】	
人材養成の目的	人文学部は、社会や文化を理解し、創造力とコミュニケーション能力を養うことで、地域社会の諸方面で職業人として活動する実践力をそなえた人材の養成を目的とする。
ディプロマ・ポリシー	<p>「知識・理解」</p> <p>1.人間や人間の営みを理解するために必要な幅広い教養を身に付けている。</p> <p>2.創造表現、言語、文化の各分野における基本的な知識・技能を体系的に身に付けている。</p> <p>3.日本や外国の多様な文化、思想について幅広く理解することができる。</p> <p>「汎用的技能」</p> <p>1.日本語及び外国語を用い、的確に読み、書き、聞き、話すことができ、効果的なプレゼンテーションができる（コミュニケーション・スキル）。</p> <p>2.適切な言語表現や映像表現を用いた創造的な活動をすることができる（クリエイティブ・スキル）。</p> <p>3.情報を適切に収集・分析し活用するとともに、効果的に発信することができる（情報リテラシー）。</p> <p>4.古典から現代文学、マンガ、映像、言語、芸術、芸能、さらには国際文化についての知識や情報を整理し、順序立てて説明することができる（論理的思考力）。</p> <p>5.創造表現、言語、文化の各分野における問題を発見するとともに、さまざまな情報に基づいて、専門的な見地からこれらの問題を解決できる（問題解決力）。</p> <p>「態度・志向性」</p> <p>1.自分を律して行動し、何事にも誠実に精一杯の力で取組むことができる（自己管理力・勤勉誠実）。</p> <p>2.他者から学ぶ姿勢をもち、共に生かし合いながら仕事や研究を進めることができる（チームワーク・共生）。</p> <p>3.職業人としての倫理観・使命感を身に付けるとともに、社会に貢献する意欲と目的意識を持ち、国際的感覚をもって行動をとることができる（倫理観・社会的責任）。</p> <p>「統合的な学習経験と創造的思考力」</p> <p>卒業研究や卒業制作を通して、自らが立てた新たな課題を解決することができる。</p>

【心理学部心理学科】	
人材養成の目的	心理学部は、心に関する科学的な知識ならびに本学の建学の精神である「共生（ともいき）」の理念を基礎とし、自己、他者、社会等に関する諸問題を体系的に理解できる人材を養成する。また、個人の対人的問題や心理的問題など、心に関連する諸問題が発生する要因と機序を的確に分析し、それらの解決策を提起し実行できる人材を養成する。
ディプロマ・ポリシー	<p>「知識・技能」</p> <p>1.学際的な視点に立った人間理解に必要な幅広い教養を身に付けている。 2.心に関する科学的な理解を基礎とした、自己、他者、社会等に関する体系的な知識を身に付けている。 3.個人の対人的問題や心理的問題など、心に関連する諸問題が発生する要因と機序を的確に分析し、解決策を提起し、実行するための知識と理解力をそなえている。</p> <p>「汎用的技能」</p> <p>1.的確に読み、書き、聞き、話すことができ、効果的なプレゼンテーションができる（コミュニケーション・スキル）。</p> <p>2.人間の心理と行動の関わり、社会と個人の心理等に生じる諸問題を普遍的な基準や数量的指標、統計的手法を用いて理解し、表現することができる（数量的スキル）。</p> <p>3.情報通信技術を用いて、多様な情報を適切に取捨選択し、分析活用するとともに、情報を発信できる（情報リテラシー）。</p> <p>4.心理学を中心とした知識や情報を論理的に分析し、表現することができる（論理的思考力）。</p> <p>5.心に関する分野を中心に問題を発見するとともに、さまざまな情報に基づいて専門的な見地からこれらの問題を解決できる（問題解決力）。</p> <p>「態度・志向性」</p> <p>1.自分を律して行動し、何事にも誠実に精一杯の力で取組むことができる（自己管理力・勤勉誠実）。</p> <p>2.他者から学ぶ姿勢をもち、互いに慈しみ合い、支え合い、共に生かし合いで仕事や研究を進めることができる（チームワーク・共生）。</p> <p>3.悩みある人が心を開いて相談できる人材となり、チーム・組織のなかで、リーダーシップを取ることができる（かかわり・リーダーシップ）。</p> <p>4.専門的職業人としての倫理観・使命感を身に付けるとともに、国際的な活動や仕事に取組み、社会に貢献する意欲と目的意識を持ち、国際人として責任のある行動をとることができる（倫理観・社会的責任）。</p> <p>5.こころの専門家として、心理的な問題に積極的にアプローチする意欲、使命感、専門的技術を身に付け、「共生（ともいき）」の理念を実践できる。</p> <p>「統合的な学習経験と創造的思考力」</p> <p>1.自ら集めた多様なデータ・資料・情報を統合し、客観的に分析することで、対象の本質を明らかにするとともに、さらなる問題点や次になすべき課題を発見することができる。</p> <p>2.卒業研究等の実施、卒業論文等の作成を通して、自らが設定した新たな課題を解決し、その過程を論理的に表現できる。</p>
【教育学部教育学科 学校教育専攻・保育専攻・養護教諭専攻】	
人材養成の目的	教育学部は、勤勉誠実の信念と共生（ともいき）の理念に基づく人間力の向上を核とし、人を慈しみ尊重する態度をもつとともに教育職並びに保育職に対する責務を自覚し、乳幼児・児童・生徒（以下、子どもたち）の成長発達及び健康に関わる幅広い専門的知識と問題解決能力をもち、安全・安心な教育・保育環境を整え、心身ともに健康な子どもたちの育成と一人ひとりの能力を十分發揮できる健全な社会の構築に貢献する教育や保育にかかる人材を養成することを目的とする。
ディプロマ・ポリシー	<p>「知識・理解」</p> <p>1.健全な社会を構成する市民として必要な公民的資質と、教育者・保育者として必要な幅広い教養を身に付けている。</p> <p>2.教育者・保育者の基盤となる教育や保育並びに健康に関する理論を理解している。</p> <p>3.基盤となる理論を基に、子どもたちの心身の発達や健康に関する知識、教育・保育の内容や方法に関する知識を体系的に修得し理解したうえで、</p>

	<p>実践的な指導に結び付けることができる。</p> <p>「汎用的技能」</p> <p>1.多世代にわたる対人関係を円滑に進めるための、コミュニケーション能力及び豊かな表現力を身に付けている（コミュニケーション・スキル）。</p> <p>2.様々な媒体を用いて、教育や保育に関する多様な情報を選択分析し、実践の場において適切に活用することができる（情報リテラシー）。</p> <p>3.教育や保育をめぐるさまざまな今日的課題の把握に努め、これらの課題を論理的に分析し、表現することができる（論理的思考力）。</p> <p>4.教育活動や保育活動に取組み、高い成果を上げるために技能を身に付け、教育や保育における問題に的確な判断を下し、問題を解決することができる（問題解決力）。</p> <p>「態度・志向性」</p> <p>1.自分を律して行動し、何事にも誠実に全力で取組むことができる（自己管理力・勤勉誠実）。</p> <p>2.他者から学ぶ姿勢をもち、互いに慈しみ合い、支え合い、共に生かし合い学習や研究を進めることができる（チームワーク・共生）。</p> <p>3.教育や保育に関する専門的職業人としての使命感や責任感を身に付け、良識ある市民として社会において適切な行動をとることができる（倫理観・社会的責任）。</p> <p>「統合的な学習経験と創造的思考力」</p> <p>卒業論文や卒業研究等の作成を通して、自らが立てた新たな課題に向かい、解決することができる。</p>
--	---

【スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科】

人材養成の目的	<p>スポーツ健康科学部は、勤勉誠実の信念と共生（ともいき）の理念に基づく人間力の向上を核とし、身体を動かすこと、スポーツをすることによって発見できる身体的・精神的・文化的な健康観を科学的・総合的に研究し、健康社会の構築に貢献できる保健体育教諭、スポーツ指導者、健康づくりリーダーなど、様々な分野での可能性をもった人材の養成を目的とする。</p>
ディプロマ・ポリシー	<p>「知識・理解」</p> <p>1.競技スポーツ、健康スポーツなどの様々な側面からスポーツを体系的に理解する。</p> <p>2.保健体育教諭として、教育を取り巻く今日的諸問題に対応できる知識を身に付けている。</p> <p>3.スポーツ指導者として、コーチングに関する基礎的・専門的知識を体系的に身に付けている。</p> <p>4.健康づくりリーダーとして、健康に関する基礎的・専門的知識を体系的に身に付けている。</p> <p>5.行政、産業、環境、医学などの観点から、スポーツと健康に関する知識を身に付けている。</p> <p>「汎用的技能」</p> <p>1.対人関係能力及びコミュニケーション能力を身に付けている（コミュニケーション・スキル）。</p> <p>2.情報通信技術を用いて、スポーツと健康づくりに関する多様な情報を収集し、スポーツ健康科学の立場から分析活用することができる（情報リテラシー・数量的スキル）。</p> <p>3.スポーツと健康づくりに関する高い課題意識をもち、これらに関する知識や情報を論理的に分析し、実践的指導に役立てることができる（論理的思考力）。</p> <p>4.スポーツと健康づくりに関する問題を発見するとともに、さまざまな情報に基づいて的確な判断を下し、問題を解決することができる（問題解決力）。</p> <p>「態度・志向性」</p> <p>1.自分を律して行動し、何事にも誠実に精一杯の力で取組むことができる（自己管理力・勤勉誠実）。</p> <p>2.他者から学ぶ姿勢をもち、互いに慈しみ合い、支え合い、共に生かし合い、仕事や研究を進めることができる（チームワーク・共生）。</p> <p>3.保健体育教諭としての倫理観・使命感・責任感を身に付けるとともに、</p>

	<p>教育や地域の発展に寄与・貢献することができる（倫理観・社会的責任）。</p> <p>4.スポーツ指導者としての倫理観・使命感・責任感を身に付けるとともに、競技レベルに対応した指導によって競技力の向上に寄与・貢献することができる（倫理観・社会的責任）。</p> <p>5.健康づくりリーダーとしての倫理観・使命感・責任感を身に付けるとともに、健康社会の増進に寄与・貢献することができる（倫理観・社会的責任）。</p> <p>「統合的な学習経験と創造的思考力」 卒業研究等の作成を通して、自らが立てた新たな課題を解決することができる。</p>
【健康栄養学部管理栄養学科】	
人材養成の目的	食品、健康、栄養に関する基本的・専門的知識と実践的技能を有し、医療、教育、産業の領域で専門知識及び技術に優れた専門家として社会に貢献できる人材を育成する。本学部は、ディプロマ・ポリシーに定める基準に到達し、所定の卒業要件を満たした者に学士の学位を授与する。
ディプロマ・ポリシー	<p>「知識・理解」</p> <p>1.専門基礎分野に関する知識・理解 ・社会・環境と健康に関する基本的な知識を理解し、説明できる。 ・人体の構造と機能や疾病の成り立ちに関する基本的な知識を理解し、説明できる。 ・食べ物と健康に関する基本的な知識を理解し、説明できる。</p> <p>2.専門分野に関する知識・理解 ・基礎栄養学・応用栄養学・臨床栄養学・公衆栄養学に関する基本的・専門的な知識を理解し、説明できる。 ・栄養教育論・給食経営管理論に関する基本的・専門的な知識を理解し、説明できる。 ・専門性の高い4分野（臨床栄養、食品開発・分析、栄養教諭、スポーツ栄養）に関する専門的な知識を理解し、説明できる。</p> <p>「汎用的技能」</p> <p>1.学習する上で必要な、「読む」・「書く」・「聞く」・「伝える」などの技能を身に付け、活用できる（コミュニケーション・スキル）。</p> <p>2.調理技術と食品安全衛生管理能力を基本的技能として身に付け、活用できる。基本的技能を給食管理、介護、医療に応用できる（基本的技能）。</p> <p>3.社会、集団並びに個人における栄養と健康に関する質的又は数量的指標を解析し、表現することができる（数量的スキル）。</p> <p>4.情報通信技術を用いて、健康や栄養・食に関する情報を収集・分析して活用できる（情報リテラシー）。</p> <p>5.実験・実習で得られた結果を論理的に分析し、考察することができる（論理的思考力）。</p> <p>6.健康や栄養・食に関する問題点を見出し、必要な情報を収集・分析・整理し、解決できる（問題解決力）。</p> <p>「態度・志向性」</p> <p>1.健康や栄養・食について関心を持ちその問題点について学習できる。問題点を客観的に把握する能力を身に付けている（自己管理力）。</p> <p>2.問題点の解決に向けて他者と協調・協働して行動し、方向性を示すことができる（チームワーク・リーダーシップ）。</p> <p>3.人々の健康増進分野の担い手として、将来にわたり人々の健康の保持・増進に貢献する意欲と目的意識をもち、責任ある行動をとることができる（倫理観・社会的責任・生涯学習力）。</p> <p>「統合的な学習経験と創造的思考力」 卒業研究等の作成を通して、自らが立てた新たな課題を解決することができる。</p>
【大学院・経営学研究科】	
人材養成の目的	経営学研究科では、大学の教育理念である「共生」に基づき、新しい日本の経営をリードできる人材、すなわち企業の戦力となる創造性豊かな高度専門職業人の養成を「人材養成の目的」としています。
ディプロマ・ポリシー	各自の研究テーマへの展開を前提として主専攻とする領域の演習科目を履修するとともに、経営学、産業・企業、会計学の各分野から同様の科目

	<p>を選択して履修します。また、ケーススタディを履修し、実証的な分析の手法を具体的に学びます。こうした指導及び研究により、各自の研究テーマを体系的に深めてゆき、一定の集約をもって再度演習に立ち返り演習科目担当教員の指導の下、その成果を修士論文もしくは課題研究報告書（リサーチペーパー）にまとめます。</p> <p>上の流れの下、演習科目担当教員の下での専門分野の演習並びにそれぞれの講義科目を合計で 30 単位以上取得し、中間報告会を経て修士論文もしくは課題研究報告書（リサーチペーパー）を作成して審査に合格した場合、修士（経営学）の学位を授与します。</p> <p>学位の授与者は、以下の能力を修得していると認められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.各自が選択した主領域の学習と研究を通して、専門職業人としての高度な知識と技能を修得している。 2.修士（経営学）の学位取得にふさわしい研究課題・テーマを構築する能力を修得している。 3.各自の主張の論拠とする資料あるいはデータを適切に選択・作成し、論理性と説得性を持った結論を導出・提示できる能力を修得している。
--	--

〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-1-1】大学ホームページ（三つのポリシー）【資料 F-13】と同じ

【資料 3-1-2】2020 履修の手引き【資料 F-12】と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

□ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。

●学部・学科及び研究科ごとの特色に沿って定めたディプロマ・ポリシーをもとに、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、学則及び履修の手引きに掲載している。さらに各学期に全学生に対し行っているガイダンスで周知し、各基準に従つて厳正に判定を行っている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料 3-1-3】東海学園大学学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-4】2020 履修の手引き【資料 F-12】と同じ

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

□単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。（学部及び研究科において、成績評価基準が設定されているか。）

●卒業認定基準は、学則第 42 条において卒業に必要な修業年限及び修得単位数を定めている。卒業認定は各学部教務委員会で卒業要件の確認を行った上で、学則第 9 条第 3 項に基づき当該学部教授会において厳正に審議している。

●大学院研究科の修了要件は、大学院学則第32条に定めており大学院委員会の意見を聞き学長が修了を認定している。

●研究科は学位授与に関する内規を定め、それに則して学位論文審査を行っている。審査委員は主査1人、副査1人から構成される。最終的には論文発表を公開で行い、質疑に答えることも審査の対象としている。

- 厳格な成績管理の実施・公表のために、全学教育委員会が定めるシラバス作成要領を全教員に配付し、シラバス作成を依頼している。シラバス作成要領では、① 授業概要 ② 到達目標 ③ 授業計画 ④ 予習復習 ⑤ 授業方法 ⑥ アクティブ・ラーニング ⑦ 履修上の留意事項 ⑧ 教科書 ⑨ 参考図書・参考 URL ⑩ 評価の方法・評価基準 ⑪ フィードバック ⑫ 実務経験、の各項目について、記載上の留意点を教員に周知している。
- 各教員が作成したシラバスについては、各学部の教務委員会又は、全学共通教育機構運営委員会で点検を行い、記載事項に不備がある場合は該当教員に対して訂正を求めている。
- 科目ごとの評価基準は、シラバスに記載し、その基準に沿って適正に評価している。なお、評価の公平性を保つために評価の割合を明示するなど、評価方法を明確にしている。
- 成績評価に係る客観的な指標として GPA (Grade Point Average) 制度を導入しており、その算出方法を教務規程第 11 条で定め、厳格かつ適正な評価をしている。GPA の制度については、大学ホームページ及び「履修の手引き」に明示している。
- GPA の公平性については、S (秀) 評価を受講生の 1 割までとするなどの評価基準を全教員に示している。また、全学教育委員会が基準の遵守状況を確認し、大きく逸脱している場合については改善を求めている。
- GPA は、セメスターごとに学生及び保護者に成績通知として配付し、学修成果の推移を明確に把握できるようにしている。学生は、自主的な学修をより一層進めるために GPA を活用し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めている。
- GPA を、奨学金給付、学業優秀者表彰、留学希望者の選考及び学外実習への判断材料などの判定基準としても活用している。また、教職課程などの資格関連において、GPA の目安を定め学生のモチベーションを高めている。

□編入学・転学を除き、他大学における既取得単位の認定単位数の上限（61単位未満）を設定しているか。

- 編入学・転学を除き、他大学における既取得単位の認定単位数については、学則第31条において教育上有益と認められるとき、授業科目を履修したものと見なして60単位を超えない範囲で単位を認めている。

□単位を授与するために必要な授業時間が確保されているか。

- 単位を授与するために必要な授業時間数は、学則第 25 条に定め確保している。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-1-5】東海学園大学学則、東海学園大学大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-6】2020 履修の手引き【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-7】シラバス（学生ポータルサイト）【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-8】シラバス作成要領

(2) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

- GPA の活用については、奨学金給付、留学希望者の選考、教職課程履修者の履修条件などに用いている。今後、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準・退学勧告等にも活用することを検討する。
- 成績評価の一環として、成績への異議申し立てについて明確にし、学生に対し周知する必要がある。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
 - 教育目的を踏まえ策定したディプロマ・ポリシーの目標を達成するために、教育方法と教育内容の基本方針をカリキュラム・ポリシーとして定め、大学ホームページや各学期のガイダンスで明確に示し周知している。

【表 3-2-1】カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

【全学共通科目群】	<p>1. 「ともいき人間教育」の分野では、仏教の立場から「共生（ともいき）」について考察する。具体的には、環境や他者の存在により自分が生かされていること、自己中心的な在り方の反省、自己能力の惜しみない提供、相互補完の精神などを学ぶ。これらを通して、共生と勤儉誠実の考え方を身に付ける。</p> <p>2. 「ともいき教養教育」の分野では、「共生（ともいき）」の精神のもと、持続可能な社会発展のため、自分たちに何ができるかを主体的・協働的に問題を発見し、解決する能力を身に付ける。</p> <p>3. 「ともいき実践教育」の分野では、地域社会における実践的な体験や海外留学・研修を通して、多文化理解に対する認識を深め、自ら考え行動する力を身に付ける。</p> <p>4. 「健康・スポーツ」の分野では、健康づくりの習慣や、自己管理力・チームワーク・勤儉誠実・共生などの態度を身に付ける。</p> <p>5. 「キャリア」の分野では、職業人として働くことの意義を理解し、社会の発展に貢献する態度を身に付ける。</p> <p>6. 「情報」の分野では、情報通信技術を用いて多様な情報を適切に取捨選択し、分析活用する技能を身に付ける。</p> <p>7. 「外国語」の分野では、外国語を的確に読み、書き、聞き、話す能力を身に付けるとともに、グローバルな視点を持って多文化理解へつなげる。</p> <p>8. 「日本語」の分野では、日本語を的確に読み、書き、聞き、話す能力を身に付ける。</p> <p>9. 「人文」の分野では、多様な文化、思想、歴史について理解するとともに哲学、倫理、心理、文学について理解し、幅広い教養を身に付ける。</p> <p>10. 「社会」の分野では、幅広い教養を身に付けるとともに、社会と人間とのかかわりを理解する。</p> <p>11. 「自然」の分野では、幅広い教養を身に付けるとともに、自然や環境と人間とのかかわりを理解する。</p> <p>12. 「日本文化」の分野では、芸術や芸能、物づくりを通して、日本各地に伝承される地域文化を比較研究し、本質を考え、その上で日本文化の深層を見極める。</p>
【経営学部経営学科】	<p>経営学部では、人間生活と社会に貢献する企業・組織経営に関する確かな知識・技能とともに、高邁な人格と高いコミュニケーション能力を身に付けた人材の養成を目的としている。この目的を達成するために、カリキュラムを「専門科目群」「演習科目群」及び「免許・資格関連科目群」に分け、さらに「専門科目群」を「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「応用科目」及び「教職教科専門科目」に区分している。「基礎科目」は、経営、会計、経済の各分野の基礎的な知識を身に付ける科目を開講している。「基幹科目」及び「展開科目」は、経営、流通・マーケティング、会計、経済・金融、法律に関する科目を配置し、さらに、「応用科目」では、情報、グローバルコミュニケーション、スポーツの分野も加えて、基礎知識から実践で必要な知識まで、発展的に身に付けることが出来る。「演習科目」は、1年次では、専門的職業人として必要な幅広い教養、及び、チームワーク・共生の精神を身に付け、2年次では、コミュニケーション・スキルや論理的思考力、3年次では、論理的思考力を身に付ける。そして、4年次では、専門を極め、コミュニケーションやプレゼンテーションの能力及びリーダーシップを発揮する能力を身に付ける。さらに、統合的な学習経験から創造的思考力を身に付け、主体的に研究に取組む態度を養い、卒業研究の取組みを通じて学生同士が互いに支え合い、共に研究を進めることのできるチームワーク力を養う。さらに、学修サポートとして「特別プログラム」を実施している。これは、①起業・経営者プログラム②会計・金融プログラム③グローバルキャリアプログラム④公務員・地域政策プログラム⑤スポーツキャリアプログラム⑥観光・フードプログラムから構成され、特定のキャリアプランに向けた専門的な学びの場を提供して、実践的なスキルの体得だけでなく、社会で役立つ人間力も養っていく。</p>

<p>【人文学部人文学科】</p>	<p>人文学部では、社会や文化を理解し、創造力とコミュニケーション能力を養い、地域社会の諸方面で活動できる力をそなえた人材の養成を目的としている。この目的を達成するために、「専門科目群」「演習科目群」及び「免許・資格関連科目群」の3つのカリキュラムを配置する。</p> <p>「専門科目群」は基礎科目と専門科目から構成される。基礎科目では、人文学の基礎となり、就職支援にもつながる科目を開講する。専門科目は、「メディア・映像」「マンガ・キャラクター」「創作文芸」「日本語・日本文学」「国際・文化」の5領域に分けられ、それぞれの専門分野についての知識、技能を習得する。「メディア・映像」「マンガ・キャラクター」「創作文芸」の3領域では、言語・映像・音声による創造表現と作品・作家研究に関する科目のほか、批評に必要な知識や技能を習得する科目を開講する。創造表現に関する基本的な知識・技法を体系的に学ぶことで、より高度な創造的思考力を身に付けていく。「日本語・日本文学」「国際・文化」の2領域では、日本や外国の多様な文化、思想、歴史について幅広く理解する科目のほか、日本語や外国語によるコミュニケーション・スキルを習得する科目を開講する。これらの科目を学ぶことで、言語、芸術・芸能、さらには国際文化についての知識や情報を論理的に分析し、表現する能力を身に付けていく。</p> <p>「演習科目群」は、1年次から2年次までの「基礎演習」と3年次から4年次までの「専門演習」で構成される。「基礎演習」では、スタディ・スキル、コミュニケーション・スキルなど、基礎的なスキルを学ぶ。幅広い教養を修得し、専門分野への導入と専門的な学修への基礎作りを行う。</p> <p>「専門演習」は3年次に少人数のゼミに所属し、それぞれの分野で専門的知識・技能の深化を目指していく。4年次には、これまでの創作や学修の集大成として、卒業研究、卒業制作を完成させ発表する。ここで目指すのは、自己表現にとどまらない、他者に感動や影響を与える表現力であり、自らが立てた新たな課題を解決する能力である。</p> <p>「免許・資格関連科目群」では、中学校・高等学校教諭（国語）、学校図書館司書教諭の免許取得、司書、学芸員、及び日本語教員の資格取得に対応した科目を開講している。</p>
<p>【心理学部心理学科】</p>	<p>心理学部は、現実問題に対する分析能力・解決能力の養成を重視する教育方針から、そのカリキュラムにおいて、心理学の基本的な視点を獲得するための基礎系科目と、実験実習や心理統計法を含む方法論系科目を充実させる。この教育方針は、同時に、社会生活で求められる対人的活動（グループワーク、プレゼンテーション、コミュニケーション）のトレーニングを兼ねることで、総合的な人間力を高めることも目的としている。</p> <p>さらに、心理学系初の国家資格である公認心理師に対応した学部カリキュラムを編成し、心理学専門職養成の土台となる基礎教育を充実させている。これにより、心理学を中心とした人間理解の基礎の確実な習得をはかるとともに、広く深い心理学的知識を提供し、高い学士力を養成する。</p> <p>専門科目は「基礎科目」「基幹科目」「展開応用科目」によって構成されている。「基礎科目」は自然科学から社会科学までの幅広い基礎的知識を獲得するために、1年次と2年次に科目が配置されている。「基幹科目」は、心理学に関する知識を網羅して獲得するために、心理学の諸領域に対応した科目が開講されている。これらは配当年次が上がるにつれて、より専門的な知識を獲得するよう配置されている。「展開応用科目」では、より応用的な領域の科目を配置し、現実社会における問題の分析・解決に必要な知識を養成していく。また「基幹科目」「展開応用科目」の双方において、心理学の研究法を体系的に身に付けるために、実験・調査・面接・観察などの方法の習得を目指す科目を開講している。</p> <p>以上のように心理学部では、4年間を通じた演習による一貫した教育体制の中で、導入と基礎作りの1年次、方法論習得の2年次、専門知識を幅広く深化させる3年次、総まとめの4年次と、段階的に高い学士力を養成すべくカリキュラムを編成している。</p> <p>それに加えて、資格関連では「認定心理士」「認定心理士（心理調査）」「社会調査士」に対応した科目を開講しており、各々の資格取得を目指す</p>

	ことが可能である。また「公認心理師（学部カリキュラム）」にも対応しており、心理職を目指す進路も準備されている。
【教育学部 教育学科 学校教育専攻・保育専攻・養護教諭専攻】	<p>教育学部は、幅広い教養及び専門的知識をもち、人を慈しみ尊重する態度をもつとともに、子どもたちの成長発達及び健康に関わる幅広い専門的知識と問題解決能力をもち、安全・安心な教育・保育環境を整え、心身ともに健康な子どもたちの育成と、一人ひとりの能力を十分發揮できる健全な社会の構築に貢献する教育や保育にかかわる人材の養成を目的としている。この目的を達成するため、学校教育専攻、保育専攻、養護教諭専攻の3専攻を置き、学校教育専攻では小学校教諭及び幼稚園教諭又は中学校・高等学校英語教諭、保育専攻では幼稚園教諭及び保育士、養護教諭専攻では養護教諭、中学校・高等学校保健教諭の免許・資格取得に必要とされる科目や子どもたちのみならずその保護者や広く社会に関する専門的・実践的な科目を開講している。</p> <p>専門科目は、「基幹科目」「展開応用科目」によって構成する。「基幹科目」では、学校教育・保育・健康教育の本質や理念並びに意義を理解するための科目を開講し、これらを履修することによって、教育者並びに保育者としての使命感と責任感を養う。「展開応用科目」では、幅広い専門的な知識と技能を身に付けるために、子どもたちの心身の発達や健康に関する科目、教育・保育の内容や方法に関する科目を基礎から応用へと体系的に展開している。これらの科目を履修することにより、取得する免許・資格に応じて、主として幼稚園教諭、小学校教諭、中学校・高等学校英語教諭、養護教諭、中学校・高等学校保健教諭、並びに保育士を養成する。</p> <p>演習科目では、教育者・保育者として必要な基礎的な資質・能力を養うために、1年次から2年次までは「基礎演習」を開講し、専門的知識及び実践力を養うために、3年次から4年次までは「専門演習」を開講する。また、1年次から4年次まで「教育キャリア演習」を開講し、教育者・保育者として必要な資質・能力・意欲の養成をめざす。さらに、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校・高等学校英語教諭、養護教諭、中学校・高等学校保健教諭、並びに保育士の免許・資格に必須の実習科目を開講している。</p>
【スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科】	スポーツ健康科学部では、身体を動かすこと、スポーツをすることによって発見できる身体的・精神的・文化的な健康観を科学的・総合的に研究し、個々のライフスタイルやライフステージに合わせた健康社会の構築に貢献できる保健体育教諭、スポーツ指導者、健康づくりリーダーなど、様々な分野での可能性を持った人材の養成を目的としている。この目的を達成するため、中学校・高等学校保健体育教諭、初級障がい者スポーツ指導員、スポーツリーダー、公認水泳コーチ、アシスタントマネジャー、健康運動実践指導者、健康運動指導士、レクリエーション・インストラクター、トレーニング指導者、サッカー審判員、フィットネスクラブ・マネジメント技能士の資格取得に対応した科目や、専門分野における基礎的・応用的実践的な様々な科目を開講している。専門科目は、「導入科目」「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」によって構成する。「導入科目」は、スポーツ科学や健康科学に関連する様々な学問領域を総合的・学際的に理解するための専門科目へ円滑に導入するために、初年次に必修科目として開講する。また、「基礎科目」では、人体の構造と機能の理解や医学・生活環境に関連する科目を開講し、さらに幅広い知識と技能を身に付けるための「基幹科目」「展開科目」へと繋げていく。学生は、取得する資格やめざす進路に応じて、主として中学校・高等学校保健体育教諭を養成する「スポーツ教育コース」、主としてスポーツ指導者を養成する「スポーツコーチコース」、主として健康運動実践指導者・健康運動指導士を養成する「健康トレーナーコース」の履修モデルに合わせて履修をする。演習科目は、1年次から2年次までは「基礎演習」「専門基礎演習」を開講し、幅広い教養を身に付け、3年次から4年次までは「専門演習」を開講し、専門的知識の深化をめざす。
【健康栄養学部 管理栄養学科】	健康栄養学部では、食品、健康、栄養に関する基本的・専門的知識と実践的技能を有し、医療、教育、産業の領域で専門知識及び技術に優れた専門家として社会に貢献できる人材の養成を目的としている。この目的を達成するため、基礎から応用・実践系に至るステップアップ式カリキュラム編成を実施している。

	<p>科目は、「導入科目」「専門基礎分野科目」「専門分野科目」「展開科目」「演習科目」「免許・資格関連科目群」によって構成する。「導入科目」は管理栄養士という専門的職業人への知識・意欲を高めるために、初年度に必修科目として開講している。</p> <p>「専門基礎分野科目」では、専門知識の修得に必要な基礎知識への理解を図るために、人体の構造・機能の理解、疾病の成り立ち、社会・環境や食べ物と健康などに関連する講義及び実験・実習を開講している。</p> <p>「専門分野科目」では、栄養管理、栄養教育、給食経営管理等実践科目の講義、実習を有機的に編成している。また、3年次から開講の「臨地実習」と「総合演習」を通じて、専門分野の知識と技能の深化、定着、統合を図り、実践の場で応用できる能力を身に付けることができる。</p> <p>「展開科目」及び「免許・資格関連科目群」では、専門性の高い得意分野を有する管理栄養士を目指すために、臨床栄養、食品開発・分析、栄養教諭、スポーツ栄養の4分野に関連する科目を開講している。</p> <p>「演習科目」では少人数教育を実施している。1,2年次にかけて、「基礎演習」「栄養科学演習」を開講し、管理栄養士の資質を培いコミュニケーション能力を高め、3,4年次では「専門演習」を通じて卒業論文の作成を行うことで論理的・科学的に考察する総合的な能力を身に付けることができる。</p>
【大学院・経営学研究科】	経営学分野、産業・企業分野、会計学分野、税法分野の分野別研究テーマを基にした専門的なカリキュラム構成となっており、地域に密着しつつもグローバルな視点を併せ持つ高度専門職業人養成のためのきめ細やかな指導と教育が実現できるカリキュラムを有しています。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-1】2020 履修の手引き 【資料 F-12】と同じ

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されているか。
- カリキュラム・ポリシーは、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ及びナンバリングや履修モデルと相互にチェックしつつ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-2】履修モデル

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
- カリキュラム・ポリシーに即した、カリキュラムツリー、カリキュラムマップとナンバリングを設定し、体系的な教育課程を編成している。
- 1年次から4年次まで「演習科目群」を必修の演習科目（16単位）として開講している。4年次には、卒業研究論文（又は専門演習レポート）の提出と研究発表（又は卒業制作発表会）等を実施し、ポートフォリオ及びループリックで点検・評価を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-2-3】カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、ナンバリング

□シラバスを適切に整備しているか。（学部と研究科のシラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準がすべての科目について示されているか。）

- 全学教育委員会が監修した「シラバス作成要領」に従い全科目のシラバスを作成し、適切に整備している。作成されたシラバスは、第三者として各学部教務委員会がチェックし、問題がある場合には修正を求めている。研究科においては、「シラバス作成要領」に即したシラバスの構成を大学院委員会で説明し、教務担当が内容を確認している。

[エビデンス集資料編]

【資料3-2-4】シラバス（学生ポータルサイト）【資料F-12】と同じ

【資料3-2-5】シラバス作成要領【資料3-1-8】と同じ

□履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

- 単位制度の実質化の観点から履修登録単位数の上限制度（キャップ制）を設けている。年間の履修登録単位数の上限を49単位とすることを学則第24条の2及び履修の手引きに明記しており、学生の適正な学修時間を確保している。

[エビデンス集資料編]

【資料3-2-6】東海学園大学学則【資料F-3】と同じ

【資料3-2-7】修得単位状況（前年度実績）【エビデンス集データ編 表3-3】と同じ

3-2-④ 教養教育の実施

□教養教育を適切に実施しているか。（教養教育の体制が整備されているか。）

- 本学の使命・目的及び教育目的として学則第1条第2項において「本学は共生教育を基礎とする総合的な教養教育により人間性の涵養に努め、社会的要請に応えて幅広い職業人の養成を行い、また必要な免許・資格等を取得させる。」と明記しており、総合的教養教育を身に付けた幅広い職業人の養成に、積極的に取り組んでいる。
- 令和2（2020）年度には、既存の全学的な共通教育に関する教育組織である「全学共通教育機構」を、共生の教育の理念に基づく人間力の向上及び総合的教養の育成を目指し、「ともいき教養教育機構の組織に関する規程」に基づき「ともいき教養教育機構」に改組した。
- 教養教育を適切に実施する組織としての「ともいき教養教育機構」には、機構長と2人の副機構長を置き、全学教育委員長、共生文化研究所所長、学部選出の専任教員を中心とした「ともいき教養教育機構会議」を開催し、各学部、全学教育委員会及び共生文化研究所と連携しながら、全学共通科目の検討、時間割の調整、授業担当者の人選等を行っている。また、機構会議が必要と認めたときには、全学共通科目を担当する専任教員の出席を求め、意見を聴くこととしている。

- 6 学部を横断的に「共生」の教育の理念に基づく教養教育を展開するために、全学共

通科目群に「ともいき人間教育」「ともいき教養教育」「ともいき実践教育」の三つの新しい科目区分を設けた。

- 「ともいき人間教育」の分野では、「共生人間論Ⅰ（ブッダと法然）」「共生人間論Ⅱ」などの授業を通して、建学の精神の理解のために自校教育も行っている。また、「共生人間論実習」の授業では、建学の精神の理解と教育理念の体得を目的とし、地域社会などと連携して福祉施設等にて実習を行っている。
- 「ともいき教養教育」の分野では、「共生」の精神のもと、「SDGs」をキーワードにした「持続可能な社会（SDGs）と共生」「生物多様性と共生」「自然環境と共生」に加え、「多文化共生」「市民社会と共生」「国際事情と共生」などの授業を通して、持続可能な社会発展のため、自分たちに何ができるかを主体的・協働的に問題を発見し、解決する能力を身に付ける科目を配置している。
- 「ともいき教養教育」における「国際事情と共生」では、海外諸国の政治、経済、社会、文化的事情とその背景を学び、世界と共生している状況を理解するとともに将来を展望することを目的として、特派員として海外の主要国で取材活動を経験した「中日新聞」の論説委員、デスク、記者等の講師陣と連携し、開講している。
- 令和元（2019）年9月、「ともいき教養教育」の先導的講座として、岐阜県中津川市加子母地区において「地域社会との共生」を開講した。「令和ともいきの森」と名付けた地に、本学の学生と地元小学校の児童たちが手を取り合い、植樹を行った。学生にとっては、生物多様性や地球環境問題、地域との共生を体感する機会となっている。
- 「ともいき実践教育」の分野では、「地域社会と共生A・B」「海外文化研修A～D」などの授業を通して、地域社会における実践的な体験や留学経験を通して、多文化理解に対する認識を深め、自ら考え方行動する力を身に付けることを目的としている。
- 「ともいき実践教育」の一環として海外インターンシップ研修を実施している。令和元（2019）年度からはフィリピン・セブ島において3週間の「教職インターンシップ研修」を実施し、現地の小中高一貫校において、授業実践を行った。令和2（2020）年度からは同じくセブ島において「NGO施設（孤児院）インターンシップ研修」「空港インターンシップ研修」「ホテルインターンシップ研修」「デザイン（印刷）会社インターンシップ研修」を実施する。また、カナダでの「スポーツサイエンス研修」「エコツーリズム研修」も実施する。
- 初年次教育については、本学の建学の精神・教育の理念である「共生（共に生かし、共に生きる）」の理解とともに、大学教育に必要な学修方法の習得等を目的として、総合的なプログラムである「基礎演習」や「スチューデントスキル」などの演習科目を全学的に実施している。これらの演習科目においては、オリエンテーション（自己紹介、履修指導）、図書館ツアー、情報ガイダンス、ノートテイキングの方法、テキストの読み方、レポートの書き方、パワーポイントを用いたプレゼンテーション等の基礎的スキルの学修を織り交ぜて行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料3-2-8】東海学園大学学則【資料F-3】と同じ

【資料3-2-9】東海学園大学ともいき教養教育機構規程

【資料3-2-10】授業科目の概要【エビデンス集データ編 表3-1】と同じ

【資料3-2-11】令和元年度「地域社会と共生」授業報告書

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

□アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

- 演習科目や実習科目を中心に学生主体となる学生参加型の授業（アクティブ・ラーニング）を積極的に導入している。講義型授業でも授業内容において、プレゼンテーションやディスカッション等の方法でアクティブ・ラーニングの導入を進めている。
- 授業でICTの活用の一環として、教員と学生の双方が利用できるネットワークフォルダを整備し、教員から学生への教材や課題の提供、学生から教員への課題や意見の提出が出来るシステムを構築し活用している。
- 入学時のガイダンスにおいて、必修の英語科目におけるクラス分け基準測定として外部のテストであるTOEIC(Bridge)を全学生に対して行い、クラス分けに使用している。また、1年次終了時にもTOEIC(Bridge)を実施し、秋学期の英語科目の評価の一部とすると同時に2年次クラス編成に利用している。この結果は、学生の伸張基準としても活用している。

[エビデンス集資料編]

【資料3-2-12】シラバス（学生ポータルサイト）【資料F-12】と同じ

【資料3-2-13】学内ネットワーク利用の手引き

□教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

- 教授方法の改善を進めるため、全学教育委員会において「授業アンケート」を実施しており、その結果を教務委員会、学部教授会で審議し改善に努めている。また、教員相互の授業参観も実施し、相互評価やFD研修会を通して授業改善に取り組んでいる。

[エビデンス集資料編]

【資料3-2-14】FD・SD研修会

【資料3-2-15】2019年度相互授業参観実施報告書

【表3-2-2】学部・学科別教授方法の工夫点

【経営学部経営学科】	<ul style="list-style-type: none"> ・全学必修科目の「共生人間論」を体験する場として「共生人間論実習」を経営学部必修科目とし、学部生全員が老人保健施設・障がい者福祉施設等において4日間の実習を行い、学園校是「共生（ともいき）」のもと「勤儉誠実」を校訓とした教育を、経営学部生全員が身をもって体験している。 ・資格取得や公務員試験を目指す学生に対して、対策講座（「会計セミナーI～IV」「金融セミナーI・II」）を開講している。さらに資格取得を単位認定の条件とした「情報処理A・B・C」を開講し、学内で資格取得を支援する体制を設けている。 ・学外の実習を通して学ぶ経営学部独自の授業として「地域連携A～D」では、学生が地域社会における営みを理解し、さらに地域資源の利活用やコミュニティ、協働等に関する学修を深めることを目的とした講義活動を展開している。具体的には、経営学部の所在地する「みよし市」（愛知県）と連携し、体育祭を中心としたスポーツイベントに、参与・参画することを通じて、学生自身が事業・活動
------------	--

	<p>を実践する場を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年次春学期からは、さまざまな職業を意識した「特別プログラム」により、①起業・経営者プログラム②会計・金融プログラム③グローバルキャリアプログラム④公務員・地域政策⑤スポーツキャリアプログラム⑥観光・フードプログラムのキャリア支援をテーマとした6つのプログラムを開講している。 ・「特別プログラム」と連動して、研究や学問を深めたい学生のために、各々のプログラムに応じた「専門演習A～D」を開講している。例えば、専門演習B【観光・フード】は、学生の知恵とアイデアで外部組織の活性化を目指した新たな取組みで、地域との連携によるフィールドワークを取り入れた実践的な学びになる。外部組織に対して学生目線の企画を提案し、小さな成果を積み重ねていく過程になっている。専門演習C【銀行・信金】では、地域金融機関の行職員が受験を推奨されていることが多い「ファイナンシャルプランニング技能士3級」の検定試験の対策ができる内容を提供している。
【人文学部人文学科】	<ul style="list-style-type: none"> ・創造表現や言語を軸にした「5つの領域」(メディア・映像領域、マンガ・キャラクター領域、創作文芸領域、日本語・日本文学領域、国際・文化領域)を設定し、履修モデルを示して、学生の関心を軸にしつつ学びを拡げるよう図っている。 ・キャリア開発センターと連携し、将来の目的に合わせて選べる「5つのキャリア形成プログラム」(教職プログラム、図書館司書プログラム、学芸員プログラム、日本語教員プログラム、キャリアデザインプログラム)を設けて、卒業後の進路を支援している。 ・マンガ原作者、作家、美術館事務局長、ファッション誌編集者など、さまざまな分野で活躍している人を招いて講演会を行い、人文科学への関心を高めるための支援を行っている。 ・ゼミ単位で見学会や研修旅行を企画・実施し、学修に資する知見を拡げるよう図っている。 ・「マンガ文学賞」を設けて小説とマンガ作品を募集し、学生の創作活動の活発化を図っており、安定的な応募を数える。卒論発表会の日に入賞者表彰を行っている。 ・学生生活や修学上の問題を未然に防ぎ、問題が生じた際は早期に対応できるよう、ゼミ担当教員が「学生個票(学生カルテ)」を作成し、次年度の担当教員への情報を引き継ぎながら、学生指導に当たっている。これにより、配慮を要する学生の受診につなげたり、学生間の人間関係に気を配るなど個別的な対応ができる。 ・「日本語音声表現(アナウンス)」では発声・発音・滑舌の練習等、「創作入門」「詩歌創作」「小説創作」「エッセイ・コラム創作」「児童文学創作」「シナリオ脚本創作」「俳句創作」「絵本研究」では創作活動や批評活動等、アクティブ・ラーニングを実践している。 ・「マンガ制作A～D」ではキャラクターの描写やオリジナルマンガの原稿制作等にマンガ制作室を使用し、「映像制作I・II」では屋外の撮影等、座学のほかに、授業時間外の課題を含めて実践的に学んでいる。 ・一部の「専門演習」において、地域で取材してラジオ放送をするなどのアクティブ・ラーニングを実施している。 ・学芸員プログラムでは、「博物館実習(館園実習)」の受講基準として3年生終了時のGPAが1.80以上と定めている。 ・図書館司書資格を取得希望の学生に対し、名古屋キャンパス図書館と連携して学内インターンシップを実施し、実践の機会を提供している。 ・運営委員会を設置して高校生マンガ文学賞を公募し、教育の柱の一つである創造表現について周知している。応募者の中から本学科に入学する学生が出ている。
【心理学部心理学科】	<ul style="list-style-type: none"> ・人文学部心理学科より平成30(2018)年に心理学部心理学科として独立し、さらに心理学の教育に特化したカリキュラムを構築し、令和元(2019)年から公認心理師資格(学部カリキュラム)の取得を可能とした。 ・学生の多様な興味・関心に対応し卒業後の進路選択にも役立つ「心理学スキルアップ」、「大学院進学支援」、「就職試験対策支援」、「福祉フィールド体験」、「イベントマネジメント」、「文芸文化探求」の6つの専門プログラムを設けている。 ・定例の教授会の終了後に全教員の参加による学生支援会議を開催し、出席不良学生、心身に問題を抱える学生、配慮を要する学生について情報交換及び必要な場合には保健室、学生支援課への報告、学科運営の詳細などについて検討している。 ・毎月1回心理学専門教員(実験助手を含む)で、心理学専門教育分科会(ランチ

	<p>ミーティング：ML) を開催し、学生情報の交換・対応とともに、心理学の効果的な教育方法、将来的なカリキュラム改訂、イベント企画等の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学生の中から心理学科スチューデント・リーダーズ (Psychology Student Leaders : 以下 PLS と略す) を募集し、運営支援や学生間交流に寄与している。その結果は、毎年「News Letter by student leaders」として発行している。 ・毎年 4 月に新入生に対して「新入生セミナー&歓迎会」を実施し、教員及び新入生同士の親和性を高め、学科に対する帰属意識の涵養に努めている。このイベントの企画と運営はすべて PLS がおこない、学年を超えた交流の促進を図っている。 ・大学院進学支援、就職試験対策支援プログラムの一環として、公認心理師資格取得に関する説明会を実施している。また、公認心理師と臨床心理士の両方の資格取得が目指せる大学院を紹介し、受験のための指導をしている。 ・公務員、公認心理師や臨床心理士として司法領域を目指す学生に対し、瀬戸少年院で行われている矯正教育や少年事件手続きの流れ、非行少年の傾向などを学ぶための施設見学会を実施している。 ・福祉フィールド体験プログラムの一環として、児童養護施設、特別養護老人ホーム、フリースクールなどの福祉現場での実習を通じて、働く人と支援を受ける人の双方の立場や地域社会・行政システムを体験する心理学関連フィールドワークを実施している。 ・文化探求プログラムの一環として、心理学の近接領域である施設（動物園、水族館、視覚展示会等）を見学し、学芸員から話を聞く学外見学会を企画している。 ・一般社団法人日本心理学諸学会連合が主催する心理学検定を受験することを奨励している。この検定に合格することは、具体的な心理学学修の目標作りや知識チェックとして活用している。
【教育学部教育学科】	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる教育現場の指導者を育成する「3 つの専攻」(学校教育専攻・保育専攻・養護教諭専攻) を設けている。 ・子どもの発達と保育、教育のあり方を「こころ」「からだ」「環境」「社会」の「4 方向からの学び」を中心に総合的・実践的に学修できるカリキュラムにより、「生きることの素晴らしさ」や「精一杯生きるためにのスキル」を子どもたちに指導できる教育者を養成している。 ・「かかわり体験実習」と称して、各専攻の特色に応じた保育・教育現場に参加している。 ・スチューデントサポーターを組織し、学部の各行事、オープンキャンパスなどの運営に携わらせている。 ・学部における教員学生間、学生同士の結束力向上、また、中途退学者の減少をねらい、入学式後に新入生セミナー、ウェルカムパーティーを行っている(2020 年度は中止)。この運営にもスチューデントサポーターが関わり、学年間の交流を図っている。
学校教育専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・教師力の向上を目的とした「教育キャリア演習」(1~4 年次開講)において、一般教養、教職教養、小学校全科を中心に、グループ等での確認作業と問題解決、誤答分析、発表など学生の主体的な学修方法を取り入れている。担当者は専任教員だけでなく、外部より講師を招くことで授業の活性化をはかっている。また、採用試験直前には、受験自治体に合わせた模擬面接・小論文作成練習を行い、教員によるフィードバックをしている。 ・各教科の指導法、教育法において、学習指導案や板書計画を作成し、模擬授業に取り組んでいる。模擬授業を実施した後には事後検討会などを通して振り返りの機会を設けている。 ・1 年次開講の「基礎演習Ⅱ」において、大学近隣を中心とした公立小学校敷地内の「トワイライトスクール」に参加させる「かかわり体験実習」を行う予定である。また、参加後は、実習から生まれたテーマを見つけ出し、設定したテーマに基づき研究を進め、レポートを作成し、プレゼンテーションを行い、授業内でフィードバックを行う。
保育専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎演習Ⅰ」の授業の一環として、近隣の保育所の協力を得て、乳幼児とのかかわり体験を実施している。例年、実施回数は都合 5 回であり、その度ごとに体験内容の記録等報告書の作成を求め、乳幼児への関心や保育者としての適性を吟味する機会としている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎演習Ⅲ」の授業の一環として、大学近隣に在住する3歳児以上の子どもとその保護者の参加者（100組）を迎える、「おやこエンジョイフェスティバルとうがく」を実施している。事前事後の調査結果から自尊感情を高めることに繋がっている。 ・ピアノ実技向上プログラムとして、正規の授業外で、学生のニーズに応じたピアノの個人レッスンを無償で毎月2~5回実施している。
養護教諭専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・「看護学」等において、PBLの導入及びチュータとしてスチューデントアシスタントを活用している。 ・「学校救急処置実習」において、学校事故事例をシミュレーションし、実際にロールプレイで演じながら養護教諭としての救急処置や対応を学ばせている。また、天白消防署の協力のもと、養護教諭と救急隊員・消防署との連携に関する講話等を行う予定である。 ・定期健康診断、就学時健康診断の補助を希望する小中学校を対象に学校健診ボランティアを実施し、実践力向上につなげている。 ・保健室でのボランティア受入れ校において、保健室ボランティアを実施している。教員が定期的にボランティア先の学校と連絡を取り合い、学生の様子を把握している。 ・心肺蘇生法については全員に「指導者資格」を取得させている。また、スポーツ競技をはじめとする医療救護ボランティア等を通じて、傷病者対応における実践力の向上を図っている。
【スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科】	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ健康科学部は、健康社会で必要とされるスポーツ教育や健康指導ができる人材育成の観点から学ぶ「スポーツ教育コース」（保健体育教諭免許の取得）「スポーツコーチコース」（次世代のアスリートを育てるスポーツコーチ）「健康トレーナーコース」（職場や地域での健康づくりのリーダー）の3コースで構成されている。 ・初級障がい者スポーツ指導員、スポーツリーダー、公認水泳コーチ、アシスタントマネジャー、健康運動実践指導者、健康運動指導士、レクリエーション・インストラクター、トレーニング指導者、サッカー審判員の資格取得のための科目を設置している。 ・学外実習時（教育実習、インターンシップA（健康産業施設等現場研修）、介護等体験など）において、事後指導として参加学生全員による活動内容の報告会を開催し、教職員に実習の教育的效果を学修指導の改善にフィードバックしている。 ・初年次教育の一環として、入学直後に京都に1泊するフレッシュマン・セミナーを実施し、コース説明や履修指導を行うとともに、学友・教職員との交流を深めている。 ・健康運動指導士受験の必須科目となる「インターンシップA」の履修において、一定のGPAに到達した者が参加できることにし、修学のモチベーションとしている。 ・三好キャンパスには、「スポーツ心理学」「運動生理学」「バイオメカニクス」等の専用実験室を整備している。 ・近隣の実習協力校（小学校・中学校・高等学校）において、大学と教育現場との連携と、学校現場における部活動の現状や運営を学ぶために、「授業参観及び部活動指導体験プログラム」を実施している。 ・「保健体育科指導法」において、学習指導案を作成した上で模擬授業に取り組んでいる。 ・東京オリンピック招致に伴うオリンピック教育の一環として、オリンピック・パラリンピックの教育的価値や古代オリンピックの歴史を主体的に理解することを目的とした「とうがく競技祭」を開催している。 ・「専門演習」でアクティブ・ラーニングの一環として高齢者への運動指導や小学生を対象としたスポーツ・レクリエーションイベントなどの地域連携活動を展開している。 ・みよし市や地域住民と協力して総合型地域スポーツクラブ「三好ともいきスポーツクラブ」を設立し、地域の健康づくりとスポーツ振興の拠点となっている。通年運動プログラムや健康講座、指導者向けの研修講座にトレーナーを目指す学生が運動指導や運営に参加して実践教育の場となっている。 ・地域住民向けに、日常生活やスポーツ活動で実践できる運動やトレーニングに関する講習会「とうがくスポーツクリニック」を学生が主体となって企画・運営している。 ・名古屋市と近隣の大学とが連携した地域の健康づくりプログラム「なごや健康カレッジ」に参加して介護予防講座「健康學ノススメ」を実施し、学生がスタッフとし

	て参加し、高齢者の健康づくりに関する実践経験を積んでいる。
【健康栄養学部 管理栄養学科】	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士受験資格、栄養士免許、栄養教諭一種免許状、フードスペシャリスト認定試験受験資格、NR・サプリメントアドバイザー認定試験受験資格、健康運動実践指導者試験受験資格などの免許・資格を取得するための科目を設置している。 ・新入生に対して学期の始めに教員紹介、履修指導、学生生活指導からなるフレッシュマン・セミナーを京都にて実施し、円滑に履修計画が立案できるよう指導に当たっている。 ・臨地実習を円滑に進めるために実習センター（実習センター長・教員1人、専門職員2人、助手3人）を設置し、各施設への実習生の割り振りや調整、施設職員や教員との連絡仲介、実習施設への訪問、実習前・実習後の学生指導など教員と協働して臨地実習の運営を図っている。また、事後指導として参加学生全員による活動内容の報告会を開催している。 ・欠席が多い、態度不良、成績不振などの問題を抱える学生については、毎月の定例教授会後の学科会議において全学生の動向を協議し、対応に当たっている。 ・健康栄養学部では、様々な現場で実践力のある管理栄養士の養成を目的としており、演習、実習の多くの科目において、アクティブ・ラーニング（グループワーク）を行っている。 ・「健康栄養プラザ」を主催し、地域活動や市民向け健康講座に学生がボランティアとして参加できる体制をとっている。 ・グローバル化を見据え、学生の栄養学の見聞を深めるために学部独自の「栄養学海外研修」を毎年実施している。 ・管理栄養士国家試験支援の業務を進めるために国家試験支援室を設置し、教員2人（支援室室長1人、支援室担当1人、助手2人）を配置し、補習、学生面談、学生指導などの支援を協働して行っている。 ・管理栄養士国家試験対策として、正規の講義以外に、「国試対策講座」を開講し、管理栄養士資格取得にフィードバックしている。 ・AO入試、推薦入試での入学予定者に対し、読書感想文の入学前指導を行っている。また、希望者に対しては化学・生物分野の基礎学力講座（DVD教材）での学習機会の案内も行っている。
【大学院・経営 学研究科】	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院の教育コンテンツとして、税理士会計コース、税理士税法コース、MBAコース、科目等履修生を設定し、幅広く社会人の学修ニーズに応えている。 ・税理士税法コース・税理士会計コースについては、専用のカリキュラムを用意し、院生の論文執筆のフォローを行っている。 ・MBAコースについては、各院生の専門性が高められるように、指導教員の担当する特論に関連させた「ケーススタディ」を履修科目に設定している。 ・科目等履修生については、ピンポイントで大学院レベルの実践的知識・技能を身に付けたい社会人の要望に応えている。

(2) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

- カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図るため、カリキュラムツリー、ナンバリング、カリキュラムマップ及び履修モデルを全学部において策定している。今後、各ポリシーとの機能的な相関性について、学生へ更に周知すると共に、PDCAサイクルを用いた見直しが求められる。
- 教授方法の工夫をするため、「シラバス作成要領」において、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、双方向、PBLの導入などをキーワードとした学生参加型や学生主体型の能動的学修（アクティブ・ラーニング）の記載と実施を依頼している。
- 授業アンケートの調査結果を踏まえ、授業時間外学修（予習・復習）の延伸を図るため、シラバスに明示し授業内での指導を図っていく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

□三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

●ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）の各項目（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力）において、学部毎の学修目標を定め、カリキュラムマップで、各科目の学修目標との整合性を確認している。4年間のゼミにおいては、全項目に渡る学修機会を設け、成果を成績評価の基準にもしている。

□学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。

●学修成果の点検・評価については、全学的な取組みとして、修得単位数、GPA、「授業アンケート」の結果を踏まえ、学生満足度及び就職状況を通して把握している。

●全学部の1年生及び4年生のゼミにおいて、ポートフォリオ及びループリックを作成し、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検を行っている。さらに、教職科目においては、「教職履修カルテ」として、成績評価時に該当学生の指導上の留意点を電子媒体に入力し、指導履歴と情報共有のために活用している。

●企業展に参加する企業に対して、卒業生がディプロマ・ポリシーに沿った資質を身に付けたうえで、働いているかを把握するため、企業アンケートを行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-3-1】ポートフォリオ及びループリック

【資料 3-3-2】企業アンケート

【資料 3-3-3】2019年度卒業生調査

【資料 3-3-4】2019年度学生満足度調査【資料 2-6-2】と同じ

【資料 3-3-5】教職履修カルテ

【表 3-3-1】直近3年度分の公立学校 採用試験合格者数・管理栄養士国家試験合格者数

		令和元(2019)年度 (新卒・既卒生)	平成30(2018)年度 (新卒・既卒生)	平成29(2017)年度 (新卒・既卒生)	合計
経営学部	保健体育	0人	1人	0人	1人
	小学校教諭	2人	1人	0人	3人
人文学部	英語	1人	0人	0人	1人
	国語	0人	1人	2人	3人
教育学部	小学校教諭	24人	28人	17人	69人

	養護教諭	28人	18人	10人	56人
スポーツ 健康科学 部	保健体育	3人	9人	16人	28人
	小学校教諭	20人	10人	8人	38人
	特別支援 (保健体育)	8人	4人	2人	14人
健康栄養 学部	栄養教諭	1人	1人	2人	4人
	管理栄養士	87人	119人	109人	315人

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

□学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。(授業アンケートの結果の公表や活用に問題はないか。)

●授業アンケート・学修時間調査等の結果を踏まえ、各教員から提出された「授業改善報告書」や相互授業参観等を通して、教育内容・方法及び学修指導の改善を図っている。

●授業改善に積極的に努めた教員については教育活動顕彰者の対象として、各学部から1人ずつ選考し、FD研修会において継続的に表彰している。また、授業アンケート結果は教務課と図書館窓口で開示し、学生や各ステークホルダーに対しフィードバックしている。

[エビデンス集資料編]

【資料 3-3-6】2019年度授業改善報告書

【資料 3-3-7】FD・SD研修会【資料 3-2-14】と同じ

【資料 3-3-8】授業アンケート結果

(2) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

●各種アンケート結果については、保証人アンケートを含めたステークホルダーからの要望・意見を反映させ、学生の生活・学修実態の向上に努める。

[基準3 の自己評価]

学部・学科・研究科においてディプロマ・ポリシーを定め、これにより単位認定、卒業認定及び修了認定を適切に行っている。また、カリキュラム・ポリシーに沿って、教育課程を体系的に編成し、履修モデルとして分かりやすく明示している。教養教育は、それを担う組織としてともいき教養教育機構を設けて、全学にわたり適切に実施している。

履修登録単位数の上限を設け、単位制度の実質を保つ工夫や、アクティブ・ラーニングを意識した教授方法の工夫・開発に努めている。学修成果の点検・評価は、修得単位数、GPA、授業評価アンケートの結果、免許・資格取得者数及び就職状況の把握を通して行っており、全教員に学内システムを通してフィードバックし、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

以上のことから、基準3「教育課程」の基準を満たしている。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

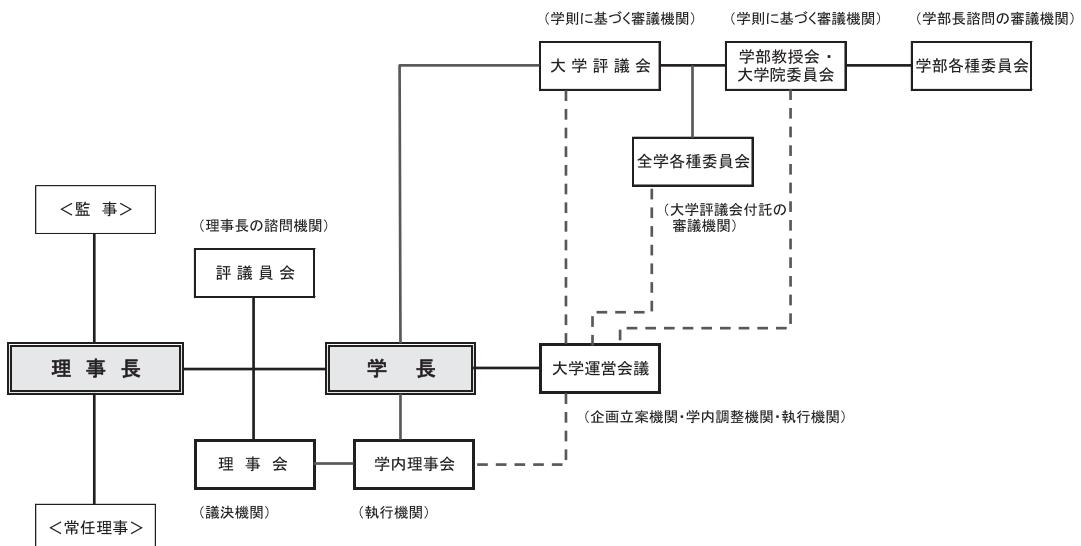
(1) 4-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

□学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。

●学長がリーダーシップを適切に発揮するために、「東海学園大学副学長規程」において副学長職を定めている。また、「東海学園大学学長補佐規程」により学長補佐職を定め、入試広報・教務・学生生活・キャリア支援の4部門に、それぞれ学長補佐を置いている。学長補佐は、2人の副学長と連携をとりつつ全学的な見地から各業務の遂行・新たな企画立案を行うなど、学長を補佐する制度を整備している。

【図 4-1-1】大学の意思決定に関する組織図



[エビデンス集資料編]

【資料4-1-1】東海学園大学副学長規程、東海学園大学学長補佐規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

□使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。

- 中期経営計画において、「教育の質保証」を目標単元の1つに掲げ、共通教育の充実や学修成果の可視化、専門教育カリキュラムの体系化など、教学マネジメントの推進を管理している。
- 使命・目的の実現のため、6学部6学科及び大学院1研究科を設置・構成するとともに、全学共通的な教育を担う「ともいき教養教育機構」、共生の思想・文化を究め教育に活かすため「共生文化研究所」を設置することで、教育を組織的かつ体系的に提供するための教学マネジメントを構築している。

□大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。(校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されているか。)

- 学則第7条に、学長が校務に関する最終決定権を有することが明確にされ、学長が意思決定と業務執行に適切なリーダーシップを発揮できるよう職務を定めている。
- 学長の意思決定は「大学運営会議・大学評議会・教授会」に報告し、周知している。

□副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

- 副学長の配置を学則第7条に明記している。副学長は学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどっている。副学長は「東海学園大学副学長規程」による組織上の位置付け及び役割に基づき、4部門(入試広報・教務・学生生活・キャリア支援)の4人の学長補佐と連携を取りつつ、全学的な見地から各種の業務遂行・新たな企画立案を行っている。
- 東海学園大学第2次中期経営計画では、「行動計画管理表」を作成し、6つのプロジェクトの総括に副学長、実施担当責任者に学長補佐・事務局長等を据え、計画に関連する委員会や事務局担当部署において行動計画を実行に移している。

□教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

- 「東海学園大学教授会規程」に基づき、教授会は各学部に置かれ、組織上の位置付けを明確にしている。毎月1回開催される定例教授会では、規程に定める重要な事項を審議している。
- 学則第9条第4項には、「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定し、また、教授会規程第5条第2項に「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長・学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定している。

[エビデンス集資料編]

【資料4-1-2】東海学園大学教授会規程

□教授会などに意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。(学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べているか。)

- 「東海学園大学教授会規程」に基づいて、教授会は(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、(2) 学位の授与に関する事項、(3) 学生の学修評価に関する事項、(4) 学生の賞罰に関する事項、(5) 教育課程の編成に関する事項、(6) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項について審議し、学長に対して意見を述べることが明確に規定され実行している。同時に、学長・学部長の求めに応じて意見を述べることを定めている。

□大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。

- 学内理事会には、学長を始めとする常任理事に加え、理事・評議員と事務局管理職員が出席し、原則として毎週開催している。大学における諸課題解決のための意思決定や企画立案及び教学全般に対する教学マネジメントについては、本学の建学の精神に基づき学内理事会が中心となって適切に行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

□教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

- 教学マネジメントの遂行にあたり、全学各種委員会や学部各種委員会については、事務局管理職や職員がその職務に関連する委員会に正式な構成員として出席し、各委員長・各課長等が連携しながら各種委員会への審議に必要な資料作成を行う等、必要な職員を適切に配置し役割を明確にしている。

[エビデンス集資料編]

【資料4-1-3】令和2（2020）年度各種委員会委員等

□学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められているか。

- 学生の退学、停学及び訓告の手続きについては、学則第45条及び「東海学園大学学生懲戒処分規程」に、懲戒委員会の議を経て学長が決定することを定めている。

[エビデンス集資料編]

【資料4-1-4】東海学園大学学生懲戒処分規程

(2) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

- 大学としての意思決定を行うために重要な会議体である「学内理事会」、「大学運営会議」、「大学評議会」の審議内容等について、各会議体において同一の審議内容になる傾向にあり、議事の整理や会議体の運営方法について、関連規程を再度確認し各会議体の役割分担を明確にし、効率的な運用を図る。

- IR データに基づいた問題提起、企画立案により、的確な教育活動等をさらに一層進めていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

□大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

●大学設置基準及び大学院設置基準に準拠し、学部・学科及び研究科ごとに大学設置基準上の必要な専任教員と教授を配置し、設置基準を満たしている。また本学は、教職課程・管理栄養士養成課程等の教育課程を開設しているため、これら免許資格に関する法規に準拠した教員配置も行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料4-2-1】認証評価共通基礎様式1【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ

□教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

●教員人事は、「東海学園大学専任教員採用規程」、「東海学園大学教員昇任規程」及び「東海学園大学教員採用・昇任内規」に基づき、人事委員会が調整の上、適切に行っている。

●教員の新規採用人事については、大学評議会の審議結果を踏まえ、教授会において選考委員会を設置する。人事候補者の業績評価については、研究業績・教育業績の両面にわたって数値化（点数制）し、選考委員会で審議する。その審議結果は人事委員会と調整の上、教授会構成員の過半数の賛成を得た人事案件について大学評議会に上程・審議され、学長が採否を決定する。なお、助手人事は「東海学園大学助手に関する規程」によって進めている。

●教員の昇任人事は、自己申告制をとっている。昇任を希望する教員は、「東海学園大学教員昇任規程」を参照し毎年一定の時期までに業績資料を添えて学部長に昇任審査を申し出る。学部長は、学部教学委員会の意見を聞き、教授会に「昇任審査委員会」の設置を提案する。その審査結果を人事委員会に報告・確認を得て、教授会に諮り、以後の手続きは採用人事と同様である。

【表 4-2-1】教員新規採用一覧

	経営学部	人文学部	心理学部	教育学部	スポーツ健康科学部	健康栄養学部	計
令和 2 年度	教(2)・准・講・助	講		教・准	教	教・准・手(2)	教 5 人・准 3 人・講 2 人・助 1 人・手 2 人
令和元年度	教・助			准(2)・講(3)	教(2)・講・助・手	准・手(4)	教 3 人・准 3 人・講 4 人・助 2 人・手 5 人
平成 30 年度	講・助		助(2)	教・准 准(特任)・講	教・助・手	教・准・手	教 3 人・准 3 人・講 2 人・助 4 人・手 2 人
平成 29 年度	教(特任)・准				准(2)・手	教・准	教 2 人・准 4 人 手 1 人
平成 28 年度	教・助	教(特任)		准・講(2)		准	教 2 人・准 2 人・講 2 人・助 1 人

※教：教授、准：准教授、講：講師、助：助教、手：助手

【表 4-2-2】教員昇任人事一覧

	経営学部	人文学部	心理学部	教育学部	スポーツ健康科学部	健康栄養学部	計
令和元年度		准⇒教		講⇒准	講⇒准(2)		4 人
平成 30 年度		講⇒准		准⇒教(3) 講⇒准	講⇒准(2)		7 人
平成 29 年度	准⇒教	准⇒教 講⇒准			准⇒教 講⇒准 助⇒講	准⇒教 助⇒講	8 人
平成 28 年度		准⇒教					1 人
平成 27 年度			准⇒教(2)	准⇒教(2)	助⇒講	助⇒准(2)	7 人
計	1 人	5 人	2 人	7 人	8 人	4 人	27 人

※教：教授、准：准教授、講：講師、助：助教

[エビデンス集資料編]

【資料4-2-2】東海学園大学人事委員会規程、東海学園大学専任教員採用規程、東海学園大学教員昇任規程、東海学園大学教員採用・昇任内規

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。
- 教員の職能開発を学則第 62 条に掲げ、「本学は、教員が授業内容及び方法を改善し向上させるための組織を設け、研修及び研究を実施する」と定め、全学教育委員会が、FD 活動を推進する役割を担っている。
- FD 活動の実施は、全学教育委員会の構成員である各学部の教務委員長及び担当の事務局職員が連携し、隨時その見直しを図っている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料4-2-3】東海学園大学ファカルティ・ディベロップメント実施規則

【表 4-2-3】大学 FD・SD 研修会実施状況

実施時期	教職員数	主要テーマ	開催場所
平成 28 (2016) 年度 平成 28 年 8 月 26 日 (金) 14:00～16:00	108 人	<u>FD・SD 研修会</u> 「三つのポリシーの実質化」について 基調講演とシンポジウム	名古屋 キャンパス
平成 28 (2016) 年度 平成 29 年 3 月 14 日 (火) 13:00～16:00	126 人	<u>FD・SD 研修会</u> 「内部質保証と IR」 基調講演 <u>FD 研修会</u> 「魅力ある授業作りに向けて 第 1 回教育活動受賞者報告会」：受賞者 5 人による講演発表とパネルディスカッション	三好 キャンパス
平成 29 (2017) 年度 平成 29 年 8 月 25 日 (金) 14:00～16:15	112 人	<u>FD 研修会</u> 「教育活動表彰授与式」 教員 5 人の表彰 「アクティブラーニングを効果的に取り入れた授業設計」：講演とワークショップ	名古屋 キャンパス
平成 29 (2017) 年度 平成 30 年 3 月 13 日 (火) 14:30～16:00	93 人	<u>FD・SD 研修会</u> 「魅力ある授業づくりに向けて 第 2 回教育活動受賞者報告会」：受賞者 5 人による講演発表とパネルディスカッション	三好 キャンパス
平成 30 (2018) 年度 平成 30 年 8 月 27 日 (月) 14:00～16:00	122 人	<u>FD・SD 研修会</u> 「第 3 回教育活動表彰授与式」 教員 5 人の表彰 「高等教育を取り巻く諸情勢と今後の展望」 基調講演	名古屋 キャンパス
平成 30 (2018) 年度 平成 31 年 3 月 12 日 (火) 14:30～16:00	131 人	<u>FD 研修会</u> 「魅力ある授業づくりに向けて 第 3 回教育活動受賞者報告会」：受賞者 5 人による講演発表とパネルディスカッション	三好 キャンパス
令和元 (2019) 年度 令和 2 年 3 月 10 日 (火) 14:30～16:40 ※新型コロナウィルスの影響により延期	—	<u>FD 研修会</u> 「第 4 回教育活動表彰授与式」 教員 5 人の表彰 「魅力ある授業づくりに向けて 第 4 回教育活動受賞者報告会」：受賞者 5 人による講演発表とパネルディスカッション	三好 キャンパス
令和元 (2019) 年度 令和 2 年 3 月 18 日 (水) 9:30～11:50 ※新型コロナウィルスの影響により延期	—	<u>FD・SD 研修会</u> 「SDGs と大学教育」 基調講演	名古屋 キャンパス

【表 4-2-4】大学院 FD 研修会実施状況

実施時期	教員数	主要テーマ	開催場所
令和元 (2019) 年度 令和 2 年 3 月 10 日 (火) 13:10～13:40	12 人	<u>FD 研修会</u> 「大学院設置基準の確認と教員の教育・研究指導能力向上の方策について」	三好 キャンパス

□学部として、30歳以下、31～40、41～50、51～60、61歳以上の年代において、全体に占める専任教員に対する各年代の割合が40%を超えていないか。

- 年齢構成を考慮し、各年代に教員がバランスよく配置され、年代が偏ることがないように入事計画を作成し実施している。

【表4-2-5】2020年度専任教員年齢別構成数

学部	30歳 以下	31～40	41～50	51～60	61歳 以上	合計
経営学部	1	2	6	9	3	21人
人文学部	0	0	4	6	3	13人
心理学部	0	3	1	3	5	12人
教育学部	1	2	4	10	14	31人
スポーツ健康科学部	1	7	8	3	6	25人
健康栄養学部	6	3	4	5	6	24人
合計	9人	17人	27人	36人	37人	126人
	7.1%	13.5%	21.4%	28.6%	29.4%	100%

[エビデンス集資料編]

【資料4-2-4】2020年度専任教員年齢別構成数

- 教員の採用について、公募制を行っているか。
- 教員の採用は原則、公募制とし国立研究開発法人科学技術振興機構（JREC-IN）及び大学ホームページに情報を掲載し、広く公募している。
- 主要授業科目の担当教員について、専任の教授又は准教授以外が担当していないか。
- 主要授業科目については、原則として専任教員が担当している。ただし、一つの科目を分担して行う場合や、資格関連科目については非常勤講師に依頼することもあり、その際には専任教員がシラバスや授業運営の確認において連携を取っている。

(2) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- 授業運営について、FD活動の一環として、非常勤講師を含めた教員間で更なる情報の共有化を図る。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

□職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

- 令和2（2020）年より、職務状況調査を制度として開始した。これは、職務内容と所見、自己評価などを職員が職務状況書にまとめ、それをもとに所属長がヒアリングを

行うもので、職務遂行に対する意識と資質の向上を図っている。

- 学則第62条に、大学職員としての知識・能力・専門性の向上及び業務の効率化等を図ることが定められている。文部科学省が開催する各種説明会はもとより、加盟する日本私立大学協会や地域の私立大学で組織する団体等の各種研修会や業者主催の各種事務職員研修、法律関係セミナー等にも積極的に職員を派遣し、本学職員の資質向上を図っている。
- 平成30（2018）年度は、SD研修会として危機管理をテーマとした研修会を開催し大学評議会メンバーを中心とした教職員が参加した。
- 事務局では、各キャンパスで定期的に全部署の管理職が集まり、直近の連絡及び相談事項を持ち寄る打合せ会を実施し、部署を越えた意見交換を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料4-3-1】東海学園大学学則【資料F-3】と同じ

(2) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

- 財務分析等にテーマを絞ったSD研修会や学外研修を進める。
- 事務職員の人事異動・昇任については、各職員の年齢構成、経験年数等をデータ化し、そのデータを加味しつつ実施している。人事考課制度導入の検討も含め、引き続き公平かつ合理的な内容のシステム構築を推進する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

□快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

- 研究環境として、新たな学部・学科の開設に応じて必要な校舎の建設や機器・備品の整備を行うとともに、既存の学部・学科に対しても最新の教育・研究活動を維持するため、設備・備品の更新を行っており、快適な研究環境を整備し有効に活用している。
- 研究環境として、学部・学科内の実験室や実習室における研究環境を整備し、積極的に活用することによりさまざまな研究に取組み、科学研究費助成事業などの外部資金の獲得の研究実績をあげるなど、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。
- 学術研究成果及び教育成果については、「東海学園大学学術情報リポジトリ」で公開している。現在は、「東海学園大学研究紀要」(3編)、「東海学園大学教育研究紀要」(2種)、及び「共生文化研究／共生文化研究所編」を継続発刊している。

[エビデンス集資料編]

【資料4-4-1】認証評価共通基礎様式1【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ

【資料4-4-2】東海学園大学研究紀要に関する規程、東海学園大学学術情報リポジトリ規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
- 研究倫理については、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めている。また、事態発生の場合を想定し、不正行為に関する申し立ての受け付けに関する「学校法人東海学園公益通報等に関する規則」を定めて厳正に運用している。
 - 「東海学園大学研究倫理委員会規程」に基づき、全学委員会として研究倫理委員会を設け、医学・生命科学・生命倫理・仏教倫理等に識見を持つ教員を中心に委員を選出している。委員会では、研究計画の審査に当たって、文部科学省・厚生労働省の定めた「疫学研究に関する倫理指針」の他、「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則」（通称ヘルシンキ宣言）を参照している。これらの指針に照らして、場合によっては研究計画やその方法の一部又は全部に条件を付して研究を許可し、社会的責任に関して万全を期している。
 - 動物実験については、文部科学省の定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」及びこれを受け日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を参考にして、「東海学園大学動物実験委員会規程」を策定し、動物愛護・環境保全・安全確保の徹底を図っている。

[エビデンス集資料編]

【資料4-4-3】研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、学校法人東海学園公益通報等に関する規則、東海学園大学研究倫理委員会規程、東海学園大学動物実験委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。
- 専任教員には各教員の研究助成として個人研究費を配分し、積極的に研究支援を行い、学部・学科内の実験室や実習室における研究環境も整備している。
- 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。（基準項目全体に関わる自己判定の留意点）
- 外部資金の導入の啓発活動として、「科学研究費補助金申請の採択による学内研究費配分の取扱い」を定め、科研費採用の可否にかかわらず、研究費の申請時に科研費申請の実績がある教員に対して、「特別研究費」の配分を優先している。これにより、教員に対して外部資金の獲得のモチベーションを高めている。

【表4-4-1】教育・研究特別助成実績

(単位：円)

	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	平成元(2019) 年度	令和2(2020) 年度
申請件数	38件	44件	51件	42件	44件
採択件数	12件	15件	18件	21件	26件
採択額 (総額)	10,439,000	12,369,500	17,460,000	23,473,218	28,214,600

〔エビデンス集資料編〕

【資料4-4-4】科学研究費補助金申請の採択による学内研究費配分の取扱い

(2) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

- 科研費採択率向上にむけて、支援体制構築の検討を進める。

[基準4 の自己評価]

学則及び大学院学則にのっとり、学長をトップとする教学マネジメントを適切に行っている。学長のリーダーシップを発揮するため、副学長 2 人体制をとり、それぞれの組織上の位置付けと役割分担を定めているほか、令和元（2019）年 10 月から、「総合企画部」を新設し、その中に IR 機能をつかさどる企画・IR 課を設け、学長の意思決定をサポートしている。教育研究に関する重要事項については学則等に定めている。大学及び大学院に必要な専任教員数、教授数は確保され、教員の採用・昇任も関連規程を定めて、適切に運用している。FD 活動では、学長補佐（教務担当）が中心となって、教育内容・方法等の改善につなげている。職員の資質・能力向上のため、SD 活動に大学として取り組んでいる。教員の研究に必要な環境を整備するとともに、規程等を整備して研究倫理の確立に努め、研究活動に必要な個人研究費の配分を行っている。

教学マネジメントにおいて、意思決定を進める各会議体の審議事項について、関係教職員への情報の共有化・課題の明確化を一層促進していく。

以上のことから、基準4「教員・職員」の基準を満たしている。

基準5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

□組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

●学園の経営は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法を遵守とともに、同法の趣旨に従い堅実に運営している。さらに、浄土宗の教理に基づく仏教精神によつて立つ学園の教育は、私立学校としての自主性と教育機関としての公益性を重んじて、誠実に実施している。

●学園の運営方法については、学校法人東海学園寄附行為（以下「寄附行為」）第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、浄土宗の教理に基づく仏教精神によって学校教育を行うことを目的とする。」と定めている。また、学則第1条では「勤儉誠実の信念と共生の理念とをもって学問の習得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、国際社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化の向上に寄与する人物の育成を目的とする。」と明示し、適切な運営を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-1-1】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料5-1-2】東海学園大学学則【資料F-3】と同じ

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

□使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

●使命・目的を実現するために、教育の理念の実現を常に念頭に置いた法人運営と教育研究等の推進に努めており、そのための管理運営組織及び教学組織を整備し、それらが連携して業務を遂行し、継続的に努力している。

●令和2（2020）年3月に終了した東海学園大学第1次中期経営計画の中で未達成の事項については、第2次中期経営計画に引き継ぎ、PDCAの計画に基づいて、使命・目的の実現のため継続した努力を続けている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-1-3】東海学園大学第2次中期経営計画【資料1-2-3】と同じ

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

□環境や人権について配慮しているか。

●学内でのごみの分別収集、最寄り駅からの通学路の清掃活動、クールビズなどによる

節電を励行するなど、環境保全について配慮している。

- 学生及び教職員の人権を保護するため、「ハラスメントの防止等に関する規程」及び「ハラスメント相談業務に関する内規」を整備し、ハラスメント防止の徹底を図っている。上記規程に基づく全学の特別委員会「ハラスメント防止対策委員会」を設置し、その構成員を学生・教職員に周知し相談体制を整えている。また、全教職員を対象とするハラスメント防止に関する研修会を毎年定期的に開催している。「学校法人東海学園個人情報の保護に関する規則」に基づき、多くの個人情報を預かる組織としてその保護に配慮している。
- 大学近隣地域での防犯巡回活動の実施、交通安全講習会の定期開催など、地域にも配慮した対策を推進するなど、安全への配慮を行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-1-4】ハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメント相談業務に関する内規、学校法人東海学園個人情報の保護に関する規則

□学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

- 学内外に対する危機管理の体制については、「東海学園大学危機管理規程」を定め、大学運営会議構成員全員をメンバーとする危機管理委員会を設置し、危機発生時には事象ごとに緊急対策本部会議を招集して問題に対処しており、適切に機能している。新型コロナウイルス感染症の災禍においても、本部長の指揮のもと迅速な意思決定と組織的対応を行っている。また、大地震に備えて「大地震対応マニュアル」を作成し、全学生に配布することで、学生の安全確保に努めている。総合防災訓練を不定期ではあるが実施しており、避難訓練は毎年1回実施している。教職員の安否状況を把握するシステムを導入し、緊急時における情報収集手段の一つとして機能している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-1-5】東海学園大学危機管理規程

【資料5-1-6】大地震対応マニュアル

□学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報の9項目について、ホームページ上で公表しているか。

- 学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育研究活動等の状況に関する9項目（・大学の教育研究上の目的及び第165条の2第1項の規定により定める方針に関すること・教育研究上の基本組織に関すること・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること・入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること・校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること・

大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関するこ)については、大学ホームページ上で公表している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-1-7】大学ホームページ（情報公開）

□教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目について、ホームページ上で公表しているか。

- 教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目（・教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること・教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること・教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること・卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること・卒業者の教員への就職の状況に関すること・教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること）について、大学ホームページ上で公表している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-1-8】大学ホームページ（情報公開） 【資料5-1-7】と同じ

□公益通報について、規定されているか。

- 「学校法人東海学園公益通報等に関する規則」を定め、法令等違反行為の早期発見及び是正を図るために必要な体制を構築している。また、同規則については、学内ネットワークの規程管理システムを通じて教職員への周知を図っている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-1-9】学校法人東海学園公益通報等に関する規則

(2) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

- 危機管理規程や防災マニュアルは整備しているものの、災害以外の危機管理に係るマニュアル等については不十分であるため、整備を進めていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

□使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

- 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。意

思決定体制を整備するために、寄附行為第16条に基づき学校法人の最高意思決定機関として理事会を位置付け、理事会の権限、責任を明確に定めている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-2-1】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

- 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営は適切に行われているか。
(理事の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用しているか。) (理事会の議決を経ずに重要な規定の策定・改正・施行をしていないか。)
- 寄附行為第5条に基づき、理事の総数は現在12人で構成している。理事会は年4回程度開催され、毎回、理事総数の過半数が出席して理事会は成立し、適切に意思決定を行っている。寄附行為実施規則に基づき議決すべき事項を明らかにし、適切に運営している。また、事業運営を迅速に進めるため常任理事会を設置し、理事長の意思決定を補完している。理事の選任や重要な規定の策定等についても、寄附行為の定めに基づき、適切に行っている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-2-2】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料5-2-3】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

【資料5-2-4】常任理事会会議規則

- 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。(理事会を書面で開催していないか。)
(基準項目全体に関わる自己判定の留意点)
- 理事会は、毎回理事総数の過半数が出席して成立している。昨年度に開催された理事会における理事の実出席率は平均98.3%となっており、出席状況は適切である。なお、委任状を事前に提出したものは規定に基づき出席とみなしている。

【資料5-2-5】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

(2) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

- 高等教育を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、時機を逸することなく機動的・戦略的な意思決定が適切に行える体制を、引き続き維持していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行つ

ているか。

- 大学における会議の機能分担と連携協力関係の基本を明確化するために、「本学における会議の位置づけ」を定め、その中で、「学内理事会」を大学に所属する学園理事を中心とする執行機関と位置付けている。その学内理事会には学園常任理事全員が常時出席し、大学の運営を適切、円滑かつ迅速に進めるとともに、理事会及び学園本部との意見調整を行う機関として機能し、意思疎通と連携を適切に行っている。

【資料 5-3-1】本学における会議の位置付け 【資料 1-2-1】と同じ

□理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

- 常任理事設置による理事長補佐体制を構築している。常任理事である学長は、大学の教学部門の責任者であると同時に、法人役員として他の 3 人の常任理事とともに理事長を補佐する役割を担っており、理事長がリーダーシップを発揮できるサポート体制を整えている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-2】学校法人東海学園寄附行為 【資料F-1】と同じ

【資料5-3-3】常任理事会会議規則 【資料5-2-4】と同じ

□教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

- 各学部長が構成員である大学運営会議、学部選出の教員も構成員とする大学評議会においては、教授会や各種委員会での議を経た提案等を尊重した議論をしている。また、事務職員も上記会議には正式メンバーとして、かつ運営者として参画しており、率直な意見交換を可能とするボトムアップ機能を持ち合わせている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-4】東海学園大学運営会議規程・東海学園大学評議会規程

【資料5-3-5】令和2（2020）年度各種委員会委員等 【資料4-1-3】と同じ

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

□法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

- 理事長から大学業務を委任された学長を中心として構成される学内理事会や、大学の管理運営等に係る重要事項の企画立案等を役割とする大学運営会議には、学園本部長・学園本部事務局長及び次長もメンバーとなっており、そこでの議論そのものが法人・大学間の相互チェック機関としての機能を持っている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-6】本学における会議の位置付け 【資料1-2-1】と同じ

□監事の選任は適切に行われているか。（監事、評議員の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用しているか。）

- 監事については、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任しており、寄附行為第7条に定めるとおり適切に運用している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-7】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

□評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。（学校法人の評議員会が、理事の定数の2倍を超える数未満で構成されていないか。）

- 評議員会は、寄附行為第19条に基づき29人の定員で構成され、予算、事業計画、寄附行為の変更、その他学園本部の業務に関する重要事項について理事長から諮問される。年間3～4回の定例評議員会、さらに必要に応じて臨時の評議員会を開催し適切に運営している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-8】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料5-3-9】学校法人東海学園役員等一覧【資料F-10】と同じ

□予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散、収益を目的とする事業に関する重要事項、その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いているか。

- 予算、借入金及び重要な財産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散、その他法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事会において決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならぬ旨、寄附行為第21条に定め、適切に運用している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-10】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

□理事会、評議員会、教授会など主要会議の議事録の作成や管理に不備はないか。

- 理事会、評議員会、教授会などの主要会議の議事録は、所管部局により毎回作成され、厳正に管理している。なお、各議事録については、次に開催される会議において構成員全員に配付し確認している。

【資料5-3-11】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

【資料5-3-12】令和元（2019）年度教授会議事録

□監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。（基準項目全体に関わる自己判定の留意点）

- 監事は、理事会及び評議員会に適切に出席している。昨年度に開催された理事会及び評議員会における監事2人の出席率は平均して80%となっている。なお、監事2人が同時に欠席となるケースはない。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-13】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

□監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。（基準項目全体に関わる自己判定の留意点）

- 学校法人の業務や財産の状況について意見を述べることを監事の職務として寄附行為第15条に定め、監事は理事会・評議員会において適切に職務を執行している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-14】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料5-3-15】学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分【資料F-11】と同じ

□評議員の評議員会への出席状況は適切か。（基準項目全体に関わる自己判定の留意点）

- 評議員の評議員会への出席状況は、適切である。昨年度に開催された評議員会における評議員の実出席率は平均84.7%となっている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-3-16】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

(2) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

- 学長を頂点とする大学における教学運営組織と、理事長・理事会に代表される法人管理運営組織との連携・協調、さらに教員組織と事務職員組織との教職協働体制について、より一層の強化を進める。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

□中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。

- 5年を期間とする中期財務計画を作成し、計画の具体化を図るため年次別行程表作成作

業を行っている。

- 大学においては「人事委員会」を設置し、中長期的な大学全体及び学部等部門ごとの教育職員の適正人人数幅を明示し、人件費削減に向けて検討を重ねている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-4-1】2020年度事業計画書【資料F-6】と同じ

【資料5-4-2】2020年度予算編成方針について

【資料5-4-3】東海学園大学第2次中期経営計画【資料1-2-3】と同じ

【資料5-4-4】学校法人東海学園 中等教育経営改善計画

【資料5-4-5】人事委員会資料（平成30年度教員数配置）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- 安定した財務基盤を確立しているか。

- 寄附行為第3条に規定する目的や、学園の使命・教育研究目的の達成のため、財務においてはキャッシュフロー計算書を常に重要視しつつ教育環境整備を行い、収支バランスを考慮しながら運営をしている。
- 中等教育部門のさらなる支出超過縮小のため、経費の見直しを継続するとともに、人員配置（教科）の適正化を中期財務計画に基づき推進している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-4-6】学校法人東海学園寄附行為【資料F-1】と同じ

【資料5-4-7】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）【エビデンス集データ編 表5-3】と同じ

【資料5-4-8】学校法人東海学園 中等教育経営改善計画【資料5-4-4】と同じ

- 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。

- 使命・目的及び教育目的の達成のために、法人全体の基本金組入前当年度収支差額は平成27（2015）年度より5年間プラスを維持しており、収入と支出のバランスは保たれている。収入面においては学生生徒の確保及び退学者対策を学園全体の共通課題として理解し、教育の質の向上、不本意入学者への対策を常に押し進め、安定的な収入の確保を図っている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-4-9】2020年度予算書

【資料5-4-10】学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分【資料F-11】と同じ

- 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

- 外部資金の導入のため、経常費補助金については、補助金行政に対する教職員の理解を深めるため、積極的に説明会・研修会等に出席できるよう努めている。また、特別

補助金についても常に文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団からの情報を確認し、申請業務を行うよう努めている。

- 寄附金については、従来寄附希望者のみに案内を行っていたが、学園全体の在学生の保護者に対して、広く案内を行うことにより寄付金の増額に努めている。
- 大学における研究費の配分方法について、科学研究費補助金の申請者に対してインセンティブを与えるシステムに変更し、採択率の向上を図っている。

[エビデンス集資料編]

【資料 5-4-11】科学研究費補助金申請の採択による学内研究費配分の取扱い 【資料 4-4-4】と同じ

□財務情報について、閲覧に供しているか。

- 財務情報については大学ホームページにおいて公開している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-4-12】大学ホームページ（財務情報）

□財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断しているか。

- 経常収支差額比率及び事業活動収支差額比率については、法人全体、大学単独ともに過去5年間で概ねプラスを維持して安定的に推移しており、単年度ごとの収支バランスは保たれている。
- 学生生徒等納付金比率については、令和元年度において法人全体で77.0%、大学単独で91.8%となっており、入学者の安定した確保により収入の大部分を自己財源で賄えている。

表5-4-1 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

年度 比率	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学生生徒等納付金比率	76.9%	76.2%	76.4%	77.7%	77.0%
経常収支差額比率	1.4%	△0.3%	2.1%	2.3%	4.2%
事業活動収支差額比率	3.2%	0.3%	2.0%	2.5%	4.4%

表5-4-2 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

年度 比率	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学生生徒等納付金比率	90.3%	90.3%	90.0%	91.2%	91.8%
経常収支差額比率	7.4%	4.3%	7.9%	8.0%	12.0%
事業活動収支差額比率	7.2%	4.3%	7.9%	8.1%	11.5%

- 財務状況については、当法人の事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率だけではなく、高等教育部門では、全国平均との比較を行い、中等教育部門では愛知県平均との比較を行い、財務状況の判断を行っている。また、入学者においては、大学・高校及び中学の入学者該当人口の全国及び東海地区の人口を勘案して判断している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-4-13】事業活動収支計算書関係比率（大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体のもの）【エビデンス集データ編 表5-3、表5-4】と同じ

【資料5-4-14】学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分【資料F-11】と同じ

□大学及び法人全体の財務状況について、過去5年間の帰属収支差額や内部留保などを勘案して今後7年間継続して大学を運営することが可能か。

- 大学及び法人全体の過去5年間の基本金組入前当年度収支差額については、継続してプラスを維持しており、収支バランスを勘案して継続的に大学を運営することは可能である。
- 大学及び法人全体の財務状況について、安定的な運営が出来るよう特定預金（減価償却引当金・退職給与引当金）の積立も計画的に行い、長期的な運営を行っている。
- 赤字が続いている中等教育部門では中期財務計画を策定し、その解消の具体化を進めている。

[エビデンス集資料編]

【資料5-4-15】2020年度学校法人東海学園財産目録

【資料5-4-16】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）【エビデンス集データ編 表5-5】と同じ

(2) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

- 教育研究経費比率及び管理経費比率を中心に、全国平均値を目標として予算編成、支出管理を短期・中期的に実施する。
- 中期財務計画の具体的な行程を確実に推進する必要がある。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

□学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

- 学園の会計は、学校法人会計基準を遵守するとともに、学校法人会計基準の一部を改

正する省令に対応した「学校法人東海学園経理規則」に従って原則処理している。また会計処理について判断が難しい場合については監査法人の指導を受けて処理を行っている。

- 会計年度末時に学園本部事務局が各学校の会計伝票を集約し、決算整理業務を行った上で法人全体の決算書類を作成している。決算書類は、監事及び監査法人の監査を経て、理事会へ提出し承認を得た後、評議員会へ報告している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-5-1】学校法人東海学園経理規則

【資料5-5-2】学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分【資料F-11】と同じ

【資料5-5-3】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
- 決算については、会計年度終了後2ヶ月以内に決算案を作成し、監査法人及び監事2名による監査を受け、常任理事会で事業報告を行い、決算案を審議することになっている。その後、理事会において監事による意見並びに監査報告をしたのち、監査法人同席のもと事業報告並びに決算案を審議決定し、評議員会に報告し意見を聴いている。
- 監事は理事会及び評議員会に常時出席し、法人の動向と学校運営の把握に努め、必要に応じて聞き取り調査を行うとともに意見を述べている。なお、監事には理事会及び評議員会の年間開催予定表を作成・明示し、出席しやすい体制をとっている。
- 内部監査機能強化を図るため、「学校法人東海学園内部監査規程」を整備し、学園本部事務局内に監査室を設置している。内部監査については、年度ごとに作成される監査計画書に基づき、学園における業務が適正・適法かつ効率的に運営しているかについて検証、評価している。
- 監事、監査法人、監査室が連携し積極的な情報交換を行って内部統制の有効性を高める「三様監査」を行っている。
- 監査法人と監事の連携を図るため、両者間の意見交換を年2回程度実施しており、学校運営及び学校法人会計基準に照らして適正に会計処理しているかを点検している。また、決算前には監査法人と理事長、監事が別々に確認をしている。さらに決算終了後においても、監査法人から監事へ、決算についての問題点の有無等につき、検討の場を設けている。
- 会計監査においては新日本有限責任監査法人に依頼しており、年間監査日程表によって進めている。決算書作成においても、あらかじめ監査法人から監事に対して監査計画説明書が提示され、計画書に沿って監査を実施している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-5-4】学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分【資料F-11】と同じ

【資料5-5-5】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

【資料5-5-6】学校法人東海学園内部監査規程

□予算変更について、寄附行為の定めに基づいた手続きを経て決定・執行しているか。

- 各校において予算変更が必要になった場合、補正予算の編成を行い、事前に評議員会の意見を聞いて、理事会で決定している。

[エビデンス集資料編]

【資料5-5-7】令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録【資料F-10】と同じ

□予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。（基準項目全体に関わる自己判定の留意点）

- 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成している。毎年1月に各校から提出された予算原案に基づき補正予算を編成し、評議員会・理事会の議を経て決定している。

(2) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

- 学園本部及び各校の会計担当部署の連携を深めて、適正な会計処理の実施を徹底するとともに、外部の研修会を利用して会計担当者の資質向上を図る。

[基準5 の自己評価]

学園の経営は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法を遵守するとともに、同法の趣旨に従い堅実に運営している。寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、理事会及び評議員会を定期開催し、将来計画など法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項を審議している。法人と大学間の共有すべき課題や問題の解決について学内理事会を設け、意思疎通と連携を密にするとともに、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを行っている。

法人全体の財政状況は、財務比率が健全であり安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準、経理規則等に基づき適正に実施しており、会計監査も三様監査を厳正に実施している。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

基準6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

□内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

- 「東海学園大学自己点検・評価規程」において、教育研究活動及び管理運営等の状況を自ら点検及び評価するために必要な事項を定めている。

[エビデンス集資料編]

【資料6-1-1】東海学園大学自己点検・評価規程

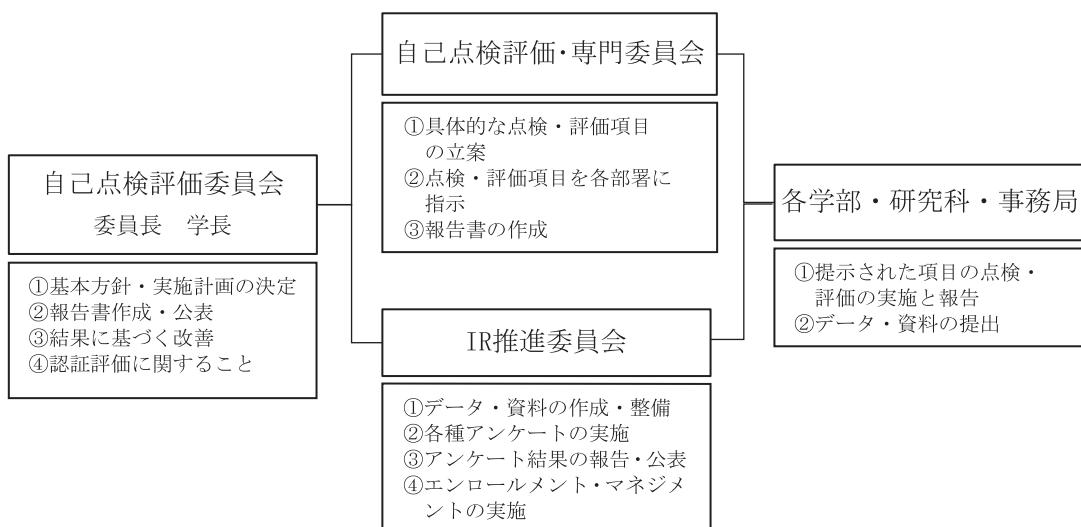
□内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

- 内部質保証のための恒常的な組織体制として、学長を委員長とする自己点検評価委員会を設置している。委員には副委員長（副学長2人、学長指名1人）、学部長、全学共通教育機構長、共生文化研究所長、学長補佐、各学部から選任された委員をもって構成している。さらには、学長指名による学園本部及び大学事務局の責任者などを委員として加えて組織体制を整備している。

□内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

- 自己点検評価委員会は、委員長を中心に各種委員会、各学部、各部局と連携を図りながら組織的にPDCAサイクルの手法を用いて自己点検・評価を実施している。また、「東海学園大学自己点検・評価規程」第8条に基づき2つの専門委員会を設置し、個別課題の情報収集・分析・報告書等の編集を担当している。

【図6-1-1】内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図



(2) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

- 三つのポリシーを踏まえた内部質保証の点検・評価については、認証評価に加え、学外の第三者（卒業生、保護者、地域、企業等）に依頼し、外部評価を実施している。今後、学生の代表者の参画を求めた FD 研修会などを開催しつつ、三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を検討する。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
 - 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。
 - 自己点検評価委員会を中心に、大学機関別認証評価に基づく共通基礎データ集を毎年作成し、ネットワーク上に公表すると同時に、東海学園大学第2次中期経営計画を作成・推進しているアクションプラン推進管理委員会と連携を取りつつ、PDCAサイクルの仕組みによる自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。
 - 企画・IR課では毎年、大学の基本データを始めとする、多くの大学情報を管理・整理し、大学ホームページ上に公表している。

[エビデンス集資料編]

- 【資料6-2-1】認証評価共通基礎様式1・2【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ
- 【資料6-2-2】東海学園大学第2次中期経営計画【資料1-2-3】と同じ
- 【資料6-2-3】大学ホームページ（情報公開）【資料5-1-7】と同じ

□エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的に実施しているか。

- 内部質保証のための自己点検・評価は、7年ごとの日本高等教育評価機構による認証評価を受け、その結果を大学ホームページに公表している。

□自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

- 高等教育機関としての使命を果たすために、大学の標準的修業年限を踏まえて定期的に4年を超えない年限ごとに日本高等教育評価機構の評価基準を活用して第三者による自己点検・評価を実施している。その結果は、大学評議会にて報告し、学内向けWEBシステムを通して、全教職員で共有し、大学ホームページにて社会へ公表している。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

□現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

- 自己点検評価委員会のもとに専門委員会としてIR推進委員会を設置し、授業アンケートや満足度調査等により学修成果、学生生活や大学施設設備、大学事務関連について定期的に調査・分析を行い、その集計結果等は大学評議会、各学部教授会で報告するとともに大学ホームページに公開し、全教職員で情報共有している。
- 企画・IR課は、入試広報課、学生支援課、教務課、キャリア開発センターが各課で別々に管理している学生情報を一元化し、学生の入学から卒業までの過程を一貫してエンロールメント・マネジメントしている。これにより、入学者選抜、学修指導、就職指導のためのデータを一覧できるようになり、人材養成の目標をより一層具体化することに活かしている。
- 学修成果を評価するために、卒業後3年及び5年が経過した卒業生を対象として、本学同窓会の協力を得ながら、卒業後の状況に関する調査を実施している。
- 本学の企業展参加企業に対して、採用担当者から見た学修成果を計るために、本学卒業生のディプロマ・ポリシーの習熟度に対する評価や、本学の教育への要望などのアンケートを実施している。

[エビデンス集資料編]

【資料6-2-4】 IR (Institutional Research) 推進委員会に関する内規

【資料6-2-5】 2019年度学生満足度調査【資料2-6-2】と同じ

【資料6-2-6】 エンロールメント・マネジメント様式【資料2-1-2】と同じ

【資料6-2-7】 2019年度卒業生調査【資料3-3-3】と同じ

【資料6-2-8】 企業アンケート【資料3-3-2】と同じ

(2) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

- IRの担当者が、企業・団体が主催する講習会・セミナー等には参加しているが、専門的な高等教育プログラムに関する講習会・セミナーには、今後、積極的に参加する予定である。
- 基本データについてはホームページ上で公開しているが、他の各種データについて、年次報告書等の形で整備する必要がある。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

□三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。（自己点検・評価結果が大学の運営に反映されているか。）

- 三つのポリシーを起点とした内部質保証として、自己点検評価委員会が作成する自

己点検・評価結果や5年間を期間とする「東海学園大学中期経営計画」及び「行動計画管理表」に対する目標（目的）の達成度を各部署が検証し、次年度目標に反映させる全学的なPDCAサイクルの仕組みを構築することにより、教育の改善・向上に反映させている。

- 教育課程や教育的指導の適格性を評価するため、三つのポリシーを起点としたルーブリック及びポートフォリオを導入すると同時に、学生による授業評価や相互授業参観等を実施することにより教育の改善・向上に反映させている。特に、学生による授業評価の結果について、全ての教員に授業改善報告書の提出を義務づけるなどの内部質保証に資する活動を実施することにより、PDCAサイクルに基づく教育の改善・向上を図っている。

[エビデンス集資料編]

【資料6-3-1】東海学園大学第1次中期経営計画進捗報告

□自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

- 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用については、学内理事会・大学運営会議・大学評議会で検討され、予算措置を伴うものは理事会で審議、学内規程に関わるものは所管の会議体で審議し、大学運営会議を経て大学評議会で決定され、実施に移す仕組みを構築し、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図っている。
- IR推進委員会は、自己点検評価委員会の専門委員会として各種のアンケートを実施し、その結果を分析・検証・報告することにより、大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立に関わっている。

[エビデンス集資料編]

【資料6-3-2】設置計画履行状況報告書【資料F-14】と同じ

(2) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

- 中期経営計画を担当しているアクションプラン推進管理委員会と自己点検評価委員会は個別に連絡を取り合っているが、今後、組織的な連携体制を整備する必要がある。

[基準6 の自己評価]

内部質保証を確立するため、定期的な自己点検・評価活動を実施し、その結果を踏まえた改善・向上方策を、学内理事会、大学運営会議、大学評議会、教授会等において共有する体制を整備している。自己点検・評価活動は、自己点検評価委員会を中心に行って、内部質保証の責任体制を明確にするとともに、関係規程を整備し、「自己点検評価報告書」をウェブサイトで公表している。

大学は、三つのポリシーを起点とした内部質保証に向けて、教育に関する課題を学部・学科のFD活動を通して検討し、教育の改善・向上につなげている。自己点検・評価は、5年ごとに見直される中期計画に反映されるとともに、大学の運営や教育の改善に活用している。こうした自己点検・評価を支点とした大学の内部質保証の取組みから、PDCAサイクルの仕組みが機能していると判断している。

以上のことから、基準6「内部質保証」の基準を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域連携

A-1 建学の精神に基づいた地域連携の推進

A-1-① 大学が持つ物的・人的・知的資源の地域への提供

A-1-② 教育研究上における地域社会や企業との協力関係の構築

A-1-① 大学が持つ物的・人的・知的資源の地域への提供

●本学では、平成28（2016）年度に、建学の精神「勤儉誠実」と教育の理念「共生（ともいき）」に基づき、健康で活力ある地域の創生と地域文化の発展に寄与し、地域課題の解決に貢献することを目指す地域連携のポリシーを定め、二つのキャンパスを連携拠点として様々な活動を進めている。

〔エビデンス集資料編〕

【資料A-1-1】地域連携のポリシー

●本学では、地域連携のポリシーに基づき三つの自治体と包括連携協定を、また自治体や組織と個別の協定を締結し、大学が持つ物的・人的・知的資源を提供して各所で様々な活動を開催し、課題解決に取り組んでいる。協定は下記のとおりである。

- 1.みよし市と包括連携協定締結（平成22（2010）年12月9日）
- 2.名古屋市天白区と包括連携協定締結（平成27（2015）年12月16日）
- 3.岐阜県中津川市と包括連携協定締結（平成31（2019）年2月4日）
- 4.一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成27（2015）年に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に移行）と連携協定締結（平成26（2014）年6月23日）
- 5.愛知県と「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結（平成27（2015）年3月31日）
- 6.名古屋農業センターと連携協力の協定締結（平成28（2016）年4月28日）
- 7.新豊田商店街振興組合と「商店街活性化連携事業に関する協定」を締結（平成29年（2017）年5月11日）
- 8.愛知中小企業家同友会と「産学地域連携基本協定」を締結（平成29（2017）年8月25日）

●本学では、従来設置していた地域連携推進室は、令和元年度10月総合企画部地域連携課となった。

●本学では、地域連携課、共生文化研究所、健康開発支援センター、健康栄養プラザに加え、平成28（2016）年からは総合型地域スポーツクラブ「三好ともいきスポーツクラブ」を発足した。これらにおいては、学部を横断した教員・学生の協力により、また外部講師を招聘するなどして地域に貢献する活動を開催している。

（1）地域連携課

●地域連携課は、自治体等と学内との連絡調整にあたるほか、共催・連携講座を企画・運営し、また独自の公開講座を開催運営している。

- 令和元（2019）年度に開催した独自の公開講座には、平成26（2014）年度から続く「現地を訪ねるシリーズ」があり、名古屋キャンパスでの本学教員による講義を受講した後、現地を訪れた。また平成28（2016）年度から続く長期間開講講座「江戸歌舞伎」を、長円寺会館で開催した。
- 天白生涯学習センターとの共催講座は、本学の前身である東海学園女子短期大学時代（昭和40年代）から名古屋キャンパスを会場にして続いている講座であり、平成30（2018）年度からは連携講座として歌舞伎講座を開催している。
- 子ども支援事業では、充分学習できない環境の子どもたちを地域で支援することを目的に平成27（2015）年9月から実施された天白区独自事業の「学習サポート」、また近隣の名古屋市立原小学校で開かれている、名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部放課後事業推進室放課後事業推進係の事業である「トワイライトスクール」があり、ボランティアとして学生が参加しているが、「学習サポート」で学習指導にあたっているのは本学学生だけである。「原小トワイライトスクール」は、CDC教職担当が窓口となり、学生の希望を受け付けている。いずれも地域連携課がとりまとめ、関係各所（天白区民生子ども課及び学区の民生委員、原小学校）に連絡・報告している。
- 平成30（2018）年度から、名古屋市教育委員会の委託事業「名古屋土曜学習プログラム」に本学教員及び学生が協力するために、地域連携課が名古屋市との連絡・調整にあたっている。
- 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に移行との連携協定、及び愛知県との「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づいて、2020年東京オリンピックあいち選手強化事業「次世代につなぐスポーツ人材育成事業」を、平成7（2015）年度から愛知県教育委員会と連携して、三好キャンパスにおいて実施している。

[エビデンス集資料編]

【資料A-1-2】地域連携講座一覧

【資料A-1-3】地域連携支援プログラム報告書（令和元年度）

【資料A-1-4】地域連携支援プログラム報告書（平成30年度）

【資料A-1-5】地域連携支援プログラム報告書（平成29年度）

【資料A-1-6】地域連携支援プログラム報告書（平成28年度）

（2）健康開発支援センター

- 健康開発支援センターは、本学「地域連携のポリシー」のキーワードである「健康で活力ある地域の創生」を担う組織として、平成22（2010）年度に設立され、主として運動の側面から地域連携活動を実施している。みよし市との包括連携協定に基づいて三好キャンパスで開催してきた各種運動プログラムは、平成28（2016）年設立の総合型地域スポーツクラブ「三好ともいきスポーツクラブ」に移管した。
- 名古屋市健康福祉局と名古屋市内全16区で各大学が連携する健康づくり講座「なごや健康カレッジ」を、名古屋キャンパスにおいて平成17（2005）年度から継続的に企画運営し、本学教員が中心となり、必要に応じて学外からも講師を招き、指導にあ

たっている。学生がサポートして人気の講座となっている。また講座修了者の運動継続を目的に、本学独自に中高年齢者向けの「健康運動倶楽部」を名古屋キャンパスで開催している。

- 運動指導者向けに、天白区では健康づくりボランティア育成のための研修講座として「天白健康づくり隊勉強会」を学外会場において、また三好キャンパスでは、本学教員や他大学教員を講師として「運動指導者のための科学的基礎」講座を開催している。
- 長野県木曽郡大桑村との委託契約により、地域住民のための健康講座「まめ習慣講座」を、本学教員が現地に赴いて実施している。

[エビデンス集資料編]

【資料A-1-7】地域連携講座一覧 【資料A-1-2】と同じ

【資料A-1-8】地域連携支援プログラム報告書（令和元年度） 【資料A-1-3】と同じ

(3) 健康栄養プラザ

- 健康栄養プラザは、本学「地域連携のポリシー」のキーワードである「健康で活力ある地域の創生」を担う組織として、平成26（2014）年度に設立され、主として栄養・食事の面から地域連携活動を実施している。
- 「本コース講座」では、名古屋キャンパス調理実習室を会場に提供し、本学教員及び他大学教員や管理栄養士等を講師とする講義と学生がサポートする調理実習とを組合せた講座を、年度毎に6回開催している。またテーマに即して講座終了後、食事に関する個別相談に応じるなどして、地域住民の健康増進に貢献している。
- 「子ども栄養コース講座」では、特別講座として天白保健センターの地域食育連携協働事業を行い、離乳食や食育など、子育てを支援する講座を名古屋キャンパス調理実習室を会場として開催している。

[エビデンス集資料編]

【資料A-1-9】地域連携支援プログラム報告書（令和元年度） 【資料A-1-3】と同じ

(4) 三好ともいきスポーツクラブ

- 本学は、平成28（2016）年6月に総合型地域スポーツクラブである「三好ともいきスポーツクラブ」を発足させた。これは、本学の教育理念である「共生」の理念のもと、子どもから高齢者までの幅広い世代が志向・レベルに合わせて様々なスポーツに接することができる、大学参加型の総合型地域スポーツクラブである。
- 三好ともいきスポーツクラブは、みよし市と連携・協力し、大学の持つスポーツ資源（人、組織、施設、設備など）を積極的に活用し、学内のみならず学外の公民館・公園においても様々なプログラムを展開し、三好キャンパスの大学祭等で子ども向けプログラム「キッズダンスくらぶ」のステージ発表の機会を設けるなどして、子どもの健全な成長、働き盛り世代の健康増進、高齢者の介護予防などに貢献している。

[エビデンス集資料編]

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| 【資料A-1-10】地域連携支援プログラム報告書（令和元年度） | 【資料A-1-3】と同じ |
| 【資料A-1-11】地域連携支援プログラム報告書（平成30年度） | 【資料A-1-4】と同じ |
| 【資料A-1-12】地域連携支援プログラム報告書（平成29年度） | 【資料A-1-5】と同じ |
| 【資料A-1-13】地域連携支援プログラム報告書（平成28年度） | 【資料A-1-6】と同じ |

(5) 大学施設の開放等

- 二つのキャンパスの図書館を開放している。名古屋図書館は天白区内在住の社会人に、三好図書館はみよし市在住及びみよし市内の事業所に在勤の社会人及び三好ともいきスポーツクラブ会員を対象としている。また両図書館とも、卒業生、旧教職員、公開講座受講生、在学生の保護者、東海学園高校生に開放している。また8月は高校生・中学生に開放している。来館時、身分証明書等の提示により、在学生と同じ利用が可能である。

[エビデンス集資料編]

- 【資料A-1-14】東海学園大学図書館利用規程

A-1-② 教育研究上における地域社会や企業との協力関係の構築

- 各学部の特性に応じて、産・学・公・地域等との連携拠点として協同し、多様な人材を育成し、地域産業の活性化に貢献するべく協力関係の構築に取り組んでいる。

(1) ともいき教養教育機構

- 環境教育を進めながら、地域活性化に寄与できる人材の育成を目指して、令和元（2019）年度岐阜県中津川市加子母地区において、中津川市立加子母小学校児童とともに植樹を行い、「令和ともいきの森」づくりに着手した。植樹の準備後、加子母小学校を訪れ、森で集めた枝や毛糸を使った造形作品を共同制作した。その後、学生達は児童とともに植樹した。

[エビデンス集資料編]

- 【資料A-1-15】令和元年度「地域社会と共生」授業報告書【資料3-2-11】と同じ

(2) 経営学部

- 三好キャンパスにある経営学部は、企業・地域との連携に積極的に取り組んでいる。
- みよし市が、市内に練習場を持つプロサッカークラブ「名古屋グランパスエイト」と平成29（2017）年2月に相互支援協定を結んだことにより、みよし市の地域活性化とグランパスの観客動員増を目的とし、インタビュー調査に始まるアクティブ・ラーニングを実施している。「名古屋鉄道株式会社」の協力を得て、三好キャンパスに最寄りの名鉄・三好ヶ丘駅に成績情報ボードを設置運営している。さらに、みよし市の市政10周年を記念するカプセルトイをグランパスと連携のうえ、学生がデザインし、市

内のショッピングモールにおいて販売した。

- 平成30（2018）年度から、みよし市の地元企業「株式会社 夢たまご」と連携し、地域の新名物となる製菓の共同開発を実施した。さらに、ふるさと納税の返礼品に採用されることを目標に、マーケティングやプロモーション、プレゼンテーションなどを実施している。
- 平成30（2018）年度から、豊田市足助町に所在する、ホテル、フレンチレストラン、ハム・ベーカリー店、日帰り入浴、介護デイサービス施設を複合した新形態の施設である「百年草」において、宿泊者向けイベントを考案、実施している。
- 平成30（2018）年度から、碧南市に所在する食品企業である「スギ製菓株式会社」と連携し、新商品を企画・開発した。
- 平成30（2018）年度から、岐阜県大垣市上石津町の依頼を受け、現地調査をもとに、地域活性化イベントを企画・実施し、好評を博した。
- 愛知県が主催するプロジェクトである「かがやけ☆あいちサスティナ研究所」へ平成29（2017）年度から学生が参加し、県が連携する企業・団体から提示された課題に対して、学生が調査を行い、成果発表会において提案を行った。

（3）人文学部

- 名古屋キャンパスにある人文学部は、自治体との協力関係の構築に取り組んでいる。
- 平成25（2013）年11月末より、みよし市の施設カリヨンハウスにおいて、「エフエムとよた」の番組「モミアゲラジオ」（毎週土曜日午後3:00～6:00放送）内で「みよしコミュニティニュース」（放送時間午後3:50～4:00）のコーナーを担当。学生が市内イベントをインタビュー取材し、レポーターとして地域情報を発信している。
- 天白区役所企画経理室の協力を得て、平成29（2017）年度より、天白区の魅力を伝えるご当地動画や写真カルタを製作し、区民に貸し出し、使用してもらっている。
- 天白区では防災教育の一環として、令和元（2019）年度から3年間で区内全中学校におけるHUG（避難所運営ゲーム）の実施を計画しており、本学学生にファシリテーターとしての参加が要請され、令和元年度は1校で開催され、その実施に協力した。
- 平成30（2018）年に犬山市立図書館の依頼を受け、未整理の所蔵古典籍を調査し、目録を作成、公開講座を企画中である。

（4）教育学部

- 名古屋キャンパスにある教育学部は、学校教育専攻、保育専攻、養護教諭専攻からなり、子育てや教育支援と救護等を中心に、教育機関や組織との連携に取り組んでいる。
- キャンパス内にある実習農園のサツマイモやタマネギを近隣の保育園児を招き、学生とともに収穫し、給食の材料として提供している。
- 碧南市及び長野県東筑摩郡朝日村において、夏休み期間中に幼児や小学生を対象とする造形ワークショップを実施した。
- 平成28（2016）年度より、ダウン症のある人とともに名古屋城を歩く「名古屋城バディウォーク」に、また近隣学区の地域福祉コミュニティの行事に、教員・学生がボランティアとして参加している。

●愛知県内で行っている名古屋ウィメンズマラソンや岡崎マラソンなどのスポーツ大会、また名古屋市の「どまつり」に医療救護ボランティアとして教員及び学生が協力している。令和元（2019）年11月の岡崎マラソンにおいては心肺停止事例が1件発生し、AED担当の学生2名が他の2名とともに初期対応にあたって救命し、岡崎消防本部より表彰された。

（5）スポーツ健康科学部

- 三好キャンパスにあるスポーツ健康科学部は、教育機関やスポーツ団体を中心に、連携に積極的に取り組んでいる。
- 三好キャンパス近隣の黒笹小学校をはじめとして、みよし市立の小学校・中学校における水泳やマラソンの授業補助として学生が協力している。
- 愛知県立みよし特別支援学校においては、平成29（2017）年度より小学部の体育の授業支援として教員志望の学生たちが教員とともにプログラムを考案してダンス交流を行っている。
- 近隣小学校の小学生を対象とした運動教室を、学生の企画運営により三好丘小学校や黒笹小学校の体育館において実施している。
- 「2020東京オリンピック・パラリンピック連携事業」の一環として、スポーツや文化的活動等の実践による体験と参加者相互の交流を通じてオリンピックの理念を体感し、知的理解を深めるための、中高生対象合宿型（2泊3日）オリンピック教育「日本オリンピック・アカデミーユースセッション」を、平成28（2016）年度より、他大学と協力して、中京大学において実施している。
- 愛知県が主催する「名古屋ウィメンズホイールチェアマラソン」へ、学内で事前研修を受けた学生ボランティアを、平成29（2017）年度から派遣している。
- 豊田市ハンドボール協会や、愛知県ティーボール連盟からの依頼を受け、大会運営ボランティアや講習会講師を派遣している。

（6）健康栄養学部

- 名古屋キャンパスにある健康栄養学部は、天白区及び農業センターや食品メーカーを中心に、連携に積極的に取り組んでいる。
- 毎年天白公園で開催される「天白区民まつり」に教員及び学生が参加し、ブースにおいて骨密度測定や食育活動を行っている。
- 名古屋市農業センターで毎年開催される「農業センターまつり」や「GWフェア」、体験教室等のイベントに教員・学生が赴き、成人向けに健康チェック、子ども向けに食育活動を実施している。
- 天白区介護事業に協力して、「介護フェスタ」「みんなの元気フェスタ」において、高齢者向けの栄養情報や食事の展示や健康チェック、栄養相談などを行っている。また訪問介護事業者向けの研修会では名古屋キャンパス調理実習室を会場にして、教員の講義と学生がサポートする調理実習を行うなどした。
- 緑区栄養士連絡会の親子食育教室に協力し、学外の会場に赴いてミニ講話や試食を行った。

- 毎年開催される愛知県教育委員会主催の「あいちの味覚たっぷり！わが家の愛であ朝ごはんコンテスト」を共催し、本選の調理と審査会場として名古屋キャンパスを提供、また当日の運営等に学生が協力している。
- 食品卸の「株式会社名給」が主催し食品メーカー120社が展示を行う展示会「名給フードネットワーク」に平成29（2017）年より参加し、「大学生コラボコーナー」へ出店して展示、試食を行っている。
- 食品メーカーから依頼を受けた新メニューの開発、販売に取り組んでおり、令和元（2019）年度は「魚国総本社産学連携プロジェクト」の商品開発、「マックスバリュ東海株式会社」、「中日本フード株式会社」とのコラボ開発弁当の販売を行った。

[エビデンス集資料編]

【資料A-1-16】地域連携支援プログラム報告書（令和元年度） 【資料A-1-3】と同じ

(2) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

- 地元自治体と発展させてきた連携活動は、近年は企業や他県自治体との連携協力も急速に拡大している。地域連携推進室は地域連携課と改められたが、急増する案件に対応するには人員も資金も不足している。将来的には予算措置をともなう地域連携センターへと発展させていく。
- 地域のニーズに応えることはもちろんのこと、大学参加型の最大の資源である学生の活躍の場を広げるため、教職員の教導によって後輩を指導する力量を身に付けさせ、学生たちが自主的に活動できる能力を得られる仕組みを工夫して、さらなる充実を図っていく。

[基準 A の自己評価]

三好キャンパスと名古屋キャンパスを擁する本学は、それぞれの自治体と連携し、健康で活力ある地域の創生と地域文化の発展に寄与し、地域課題の解決に貢献している。二つのキャンパスの大学施設・設備を開放し、教職員・学生は必要に応じて地域に足を運び、教員の専門分野における知見を提供して、協力関係を構築してきた。同時に、学生は、連携先の指導やそこでの経験によって自ら学びを深め、地域に求められる人材として成長する機会を得ている。

V. 特記事項

本学の教育理念「共生（ともいき）」を具現化するため、下記の取組みを行っている。

1. ともいき教養教育機構の開設

開学以来、「共生人間論」を全学共通科目として開講し、さらに、実践体験から「共生（ともいき）」を理解するための「共生人間論実習」を開講している。令和2（2020）年には、全学共通科目による教養教育をより充実させるため、全学部横断的な組織として「ともいき教養教育機構」を設置した。「ともいき教養教育機構」は、人間教育、教養教育、実践教育を三本柱として、社会のために“自分たちに何ができるか”を問うカリキュラムの体系化を推進するために、生物多様性、多文化共生、国際事情などを実践的に学ぶ科目を設置した。さらに、「共生（ともいき）」の実践の場としては、令和元（2019）年度、中津川市との包括連携協定のもと、加子母地区に「令和ともいきの森」を開所し、地元との協働による森林保全活動を開始した。学生にとっては、持続可能な開発目標（SDGs）を学び、及びその観点からの、生物多様性や地球環境改善、地域との共生を体感する機会となっている。

2. 大学スポーツの活性化

学生支援課にスポーツ振興室を設置し、強化指定クラブを中心としたスポーツ活動の活性化に取り組んでいる。充実した大学生活を送るための大きな要素の一つである課外活動において、特にスポーツを通しての自己研鑽や人間関係を育むことで得られる達成感と共に感得する悲喜・哀歎・苦楽は、「共生（ともいき）」の涵養に大きく繋がるものであり、文武両道の精神でスポーツ活動に勤しむ学生を積極的に受入れ、環境の整備と支援を行っている。さらに、スポーツに携わる学生のひたむきな努力や成果が、他の学生の大学への興味や関心、人間関係の構築力やコミュニケーション力の向上といった相乗効果を発揮するべく、プランディング・サポーターを醸成するためにも、体育会組織の編成に注力している。また、スポーツ庁が設立した全国的組織である大学スポーツ協会（UNIVAS）に加盟し、大学スポーツの一層の活性化とスポーツを通じての社会貢献に寄与する事も表明している。

3. 教職員協働による教員養成と修業支援

本学の「共生（ともいき）」の精神に基づく教育目的は、在学生への教育に留まるだけではなく、卒業生が社会貢献をするための叡智を授ける事でもある。その叡智を受け継ぐために、次世代の担い手を創る学校教員を始めとする専門職育成にも力を注いでいる。教員養成においては、教員免許状の取得から教員採用試験の対策まで、教育現場で働くという学生たちの夢を実現するために、学部教員とキャリア開発センターを中心とした教職員の協働による、多様なバックアップを行っている。正課での全体指導と個別指導に加えて、正課外の教職サポートプログラムにおいては、経験豊富な講師陣による、教育現場との繋がりを重視した実践的な学修機会を提供している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条 ○	本学の目的は学則第 1 条に規定している。大学院についても大学院学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条 ○	本学の学部は学則第 2 条に、大学院については学則第 4 条に規定している。また、「共生文化研究所」は学則第 5 条に規定している。	1-2
第 87 条 ○	修業年限は学則第 13 条第 1 項に規定している。大学院は学則第 11 条に規定している。	3-2
第 88 条 ○	学則第 20 条に規定している。	3-2
第 89 条 －	該当なし。(修業年限の特例 学則 42 条 2 項に定めているが、カリキュラム上、実施できない)	3-2
第 90 条 ○	本学の入学資格は学則第 15 条に、大学院は学則第 13 条に定め適正に受入れている。	2-1
第 92 条 ○	学長、教授その他の職員については学則第 7 条に規定している。大学院は学則第 5 条に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条 ○	学則第 9 条、大学院は学則第 7 条に規定している。	4-1
第 104 条 ○	本学の学位の授与に関しては学則第 43 条、大学院は学則第 33 条及び「東海学園大学学位規程」に規定している。	3-1
第 105 条 －	該当なし。(特別課程 履修証明書)	3-1
第 108 条 －	該当なし。(短期大学)	2-1
第 109 条 ○	学則第 61 条、大学院は学則 46 条及び「東海学園大学自己点検・評価規程」に規定している。また、認証評価は 7 年に 1 度、受審している。	6-2
第 113 条 ○	大学ホームページ等により公表している。	3-2
第 114 条 ○	学則第 7 条第 3 項、大学院は学則第 6 条 2 項に規定し、定められた職員を配置している。	4-1 4-3
第 122 条 ○	編入学定員を定め学則第 20 条に従って適正に受入れている。	2-1
第 132 条 ○	編入学定員を定め学則第 20 条に従って適正に受入れている。	2-1

学校教育法施行規則

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条 ○	学則記載事項については、全て学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条 ○	東海学園大学教務規程第 11 条(成績の通知)、学則第 49 条(健康診断)に従い、適切に管理している。	3-2

第 26 条 第 5 項	○	学則第 45 条に規定している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署において作成、保管している。	3-2
第 143 条	○	委員会規程に準拠し、教学委員会を開催している。	4-1
第 146 条	○	学則第 20 条に明記している。	3-1
第 147 条	—	該当なし。(修業年限の特例に関する細目)	3-1
第 148 条	—	該当なし。(修業年限の特例に関する細目)	3-1
第 149 条	—	該当なし。(修業年限の特例に関する細目)	3-1
第 150 条	○	学則第 15 条に定め適正に受入れている。	2-1
第 151 条	—	該当なし。(飛び入学)	2-1
第 152 条	—	該当なし。(飛び入学)	2-1
第 153 条	—	該当なし。(飛び入学)	2-1
第 154 条	—	該当なし。(飛び入学)	2-1
第 161 条	○	学則第 20 条に定め適正に受入れている。	2-1
第 162 条	○	学則第 20 条に定め適正に受入れている。	2-1
第 163 条	○	学則第 11 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 164 条	—	該当なし。(特別課程 履修証明書に関する細目)	3-1
第 165 条の 2	○	学部専攻及び大学院研究科ごとに 3 つのポリシーを定め大学ホームページ等で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 61 条、大学院は学則第 46 条に規定し、日本高等教育評価機構が定める評価基準を用いて適切に実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究上の目的をはじめ、項目ごとに簡潔に分かりやすい表現で表し、大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学部専攻、研究科ごとにディプロマ・ポリシーに沿い、学則第 42 条に従って授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第 20 条に明記し、適切に受入れている。	2-1
第 186 条	○	学則第 20 条に明記し、適切に受入れている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に従って適正に運営している。	6-2 6-3

第 2 条	○	学部の使命・目的及び教育目的については、学則第 2 条の 2、大学院については学則第 3 条の 2 に明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	募集要項に従って適正に行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	教員と事務職員間で適切に役割分担を行い協働により職務を行っている。	2-2
第 3 条	○	大学設置基準に従って適正に運営している。	1-2
第 4 条	○	学部には学科を設けている。(学則第 2 条)	1-2
第 5 条	○	学則第 32 条、33 条、34 条、35 条に基づき、教職・栄養士・管理栄養士・保育士の課程を設置している。	1-2
第 6 条	○	学則第 4 条の 2 に基づき「ともいき教養教育機構」を、学則第 5 条に基づき「共生文化研究所」を設置している。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は大学設置基準を満たす内容で運営している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目は、その内容により適切に担当教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	一部の学部に助手を置き、実験、実習又は実技を伴う授業で補助をしている。	3-2
第 11 条	—	該当なし。(授業を担当しない教員)	3-2 4-2
第 12 条	○	全ての専任教員は本学のみの専任教員である。	3-2 4-2
第 13 条	○	学部及び学科の教員数は大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	東海学園大学学長選任規則に従い、学長は人格が高潔で、学識に優れ大学運営に関し、識見を有している。	4-1
第 14 条	○	東海学園大学専任教員採用規程、東海学園大学教員昇任規程及び東海学園大学教員採用・昇任内規に基づき、厳格に運用している。	3-2 4-2
第 15 条	○	東海学園大学専任教員採用規程、東海学園大学教員昇任規程及び東海学園大学教員採用・昇任内規に基づき、厳格に運用している。	3-2 4-2
第 16 条	○	東海学園大学専任教員採用規程、東海学園大学教員昇任規程及び東海学園大学教員採用・昇任内規に基づき、厳格に運用している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	東海学園大学教育職員「助教」の資格及び任期に関する規程に明記している。	3-2
第 17 条	○	東海学園大学助手に関する規程に明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条、大学院は学則第 4 条に定め適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	教育課程は本学の教育目的、学科ごとのカリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成している	3-2
第 20 条	○	学則第 23 条に明記している。	3-2

第 21 条	○	学則第 25 条に明記している。	3-1
第 22 条	○	学則第 26 条に明記している。	3-2
第 23 条	○	東海学園大学教務規程第 2 条第 2 項に明記している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し適正な数で行っている。	2-5
第 25 条	○	東海学園大学教務規程第 2 条第 1 項に明記され、講義、演習、実習等教育効果を考慮し適正な方法で実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 27 条とシラバスに明記している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 62 条に明記している。 FD 研修会を実施し、全教員参加を義務付けている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	○	大学院は学則第 25 条に明記している。(大学は該当しない)	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条に定め適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 24 条の 2 及び東海学園大学教務規程第 3 条第 3 項に明記している。	3-2
第 28 条	○	学則第 30 条に規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 30 条に規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 31 条に規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。(長期にわたる履修)	3-2
第 31 条	○	学則第 51 条に定め適正に運用 している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則 42 条に定め適正に運用している。	3-1
第 33 条	—	該当なし。(医学又は歯学の特例)	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	敷地内にグラウンド及び体育館を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は基準通り適正に設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は基準通り適正に設置している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は基準通り適正に設置している。	2-5
第 38 条	○	図書館の施設及び図書について適正に設置している。	2-5
第 39 条	○	体育に関する学科を有し、体育館を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。(薬学実務実習)	2-5
第 40 条	○	学部又は学科に適正に機械、器具等を完備している。	2-5
第 40 条の 2	○	両キャンパスに適正に施設設備を設置している。	2-5
第 40 条の 3	○	学部学科、研究科等の教育研究を行うために適正に経費配分及び施設設備を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名及び学部、学科名は教育研究上の相応しい名称である。	1-1
第 41 条	○	事務処理を行うため適正に職員を配置している。	4-1 4-3

第 42 条	○	学生の厚生補導を行う組織として、学生生活委員会及び学生支援課を設置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	キャリア開発センターを設置している。	2-3
第 42 条の 3	○	職員の能力向上を目的に SD 研修を実施し、学外での研修会も積極的に活用している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし。(学部等連係課程実施基本組織)	3-2
第 43 条	—	該当なし。(共同教育課程)	3-2
第 44 条	—	該当なし。(共同教育課程)	3-1
第 45 条	—	該当なし。(共同学科)	3-1
第 46 条	—	該当なし。(共同学科)	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。(共同学科)	2-5
第 48 条	—	該当なし。(共同学科)	2-5
第 49 条	—	該当なし。(共同学科)	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。(工学に関する学部)	
第 49 条の 3	—	該当なし。(工学分野の教員)	
第 49 条の 4	—	該当なし。(工学に関する学部)	
第 57 条	—	該当なし。(外国に設ける組織)	1-2
第 58 条	—	該当なし。(大学院のみの大学)	2-5
第 60 条	—	該当なし。(段階的整備)	2-5

学位規則

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○ 学則第 43 条に明記している。	3-1
第 10 条	○ 学則第 43 条に明記し、適切な名称を付記し適正に授与している。	3-1
第 13 条	○ 東海学園大学学位規程に明記している。	3-1

私立学校法

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○ 本法人の寄附行為第 3 条に目的を定め、教育の質の向上を確保している。(学校法人の責務)	5-1
第 26 条の 2	○ 本法人の寄附行為第 10 条に役員の解任及び退任を定め、特別の利益供与の禁止を明記している。(特別の利益供与の禁止)	5-1
第 33 条の 2	○ 本法人の寄附行為第 35 条 2 項に備置き及び閲覧を定め、明記している。(寄附行為の備置き及び閲覧)	5-1

第 35 条	○	本法人の寄附行為第 5 条に役員を定めている。現在、理事の総数 12 人、監事 2 人により構成している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	本法人の寄附行為第 17 条に業務の決定の委任を定め、明記している。(学校法人と役員との関係)	5-2 5-3
第 36 条	○	本法人の寄附行為第 16 条に理事会を定めており、適正に開催し私立学校法 36 条の事項を定めている。	5-2
第 37 条	○	本法人の寄附行為第 11 条、第 12 条、第 15 条に明記し、役員として、理事長及び理事、監事、評議員を定め役員の職務を適正に行っている。(役員の職務等)	5-2 5-3
第 38 条	○	本法人の寄附行為第 6 条に明記し、適正に理事を選任している。	5-2
第 39 条	○	本法人の寄附行為第 7 条に「監事の選任」を定め、明記している。	5-2
第 40 条	○	本法人の寄附行為第 9 条に「役員の補充」を定め、明記している。	5-2
第 41 条	○	本法人の寄附行為第 19 条に従い、評議員会を設けている。29 人の定員により構成され、適正に運営している。	5-3
第 42 条	○	本法人の寄附行為第 21 条に諮問事項を定め、明記している。	5-3
第 43 条	○	本法人の寄附行為第 22 条に評議員の意見具申等を定め、明記している。	5-3
第 44 条	○	本法人の寄附行為第 23 条に評議員の選任を定め、明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	本法人の寄附行為第 44 条に役員のこの法人に対する損害賠償責任を定め、明記している。(役員の学校法人に対する損害賠償責任)	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第 3 者に対する損害賠償責任については、本法人の寄附行為第 47 条に特則を定め、明記している。(役員の第三者に対する損害賠償責任)	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	本法人の寄附行為 46 条に責任限定契約を定め、連帶責任を明記している。(役員の連帶責任)	5-2 5-3
第 45 条	○	本法人の寄附行為の変更は第 43 条に明記している。変更しようとするときは、遅滞なく文部科学省に届けている。	5-1
第 45 条の 2	○	本法人の寄附行為 32 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画を定め、予算及び事業計画は毎年度、中期的な計画は 5 年毎に行っている。(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	本法人の寄附行為第 34 条に定め、明記しており、例年、5 月の評議員会において報告している。	5-3
第 47 条	○	本法人の寄附行為第 35 条に財産目録等の備付及び閲覧を明記している。	5-1
第 48 条	○	本法人の寄附行為 37 条に役員の報酬を定め、明記している。(報酬等)	5-2 5-3
第 49 条	○	本法人の寄附行為第 39 条に、私立学校法第 49 条と同様の会計年度を定めている。(会計年度)	5-1
第 63 条の 2	○	本法人の寄附行為第 36 条に情報の公開を定め、インターネットの利用により、遅滞なく公表している。(情報の公表)	5-1

学校教育法（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○ 大学院学則第 1 条で、当該目的を明記している。	1-1
第 100 条	○ 大学院学則第 3 条に明記している。	1-2
第 102 条	○ 大学院学則第 13 条に定め適正に受入れている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○ 大学院学則第 13 条に定め適正に受入れている。	2-1
第 156 条	— 該当なし。（博士課程）	2-1
第 157 条	○ 大学院学則第 13 条に明記し、ホームページでも公表している。	2-1
第 158 条	○ 大学院学則第 46 条に明記している。	2-1
第 159 条	○ 大学院学則第 13 条に明記している。	2-1
第 160 条	○ 大学院学則第 13 条に明記している。	2-1

大学院設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○ 設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○ 大学院学則第 1 条に明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○ 大学院学則第 15 条に明記され、大学院委員会が適切に行ってい る。	2-1
第 1 条の 4	○ 大学院委員会に教員だけでなく、事務職員も参画することで教 職協働を実現している。	2-2
第 2 条	○ 大学院学則第 2 条に明記している。	1-2
第 2 条の 2	— 該当なし。（夜間大学院）	1-2
第 3 条	○ 大学院学則第 2 条 2 項及び、第 11 条に明記している。	1-2
第 4 条	— 該当なし。（博士課程）	1-2
第 5 条	○ 大学院学則第 3 条、第 6 条に明記している。	1-2
第 6 条	○ 大学院学則第 3 条に明記している。	1-2
第 7 条	○ 大学院と同一の経営分野の学部があり、適切な連携が図られてい る。	1-2
第 7 条の 2	— 該当なし。（共同教育課程 大学院）	1-2 3-2 4-2

第 7 条の 3	—	該当なし。(研究科以外の基本組織)	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 6 条に基づき、規模に応じた教員を配置している。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院設置基準第 9 条に定める資格を有する教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	収容定員は大学院学則第 4 条に明記している。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 18 条、第 19 条、第 21 条に明記している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 18 条に明記している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 21 条に明記している。	2-2
第 14 条	○	大学院学則第 25 条に明記している。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 24 条とシラバス並びに大学院履修の手引きに明記している。	3-1
第 14 条の 3	○	FD 研修会を実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 22 条、第 23 条、第 24 条に及び第 26 条、第 26 条の 2、第 36 条に明記している。「長期にわたる～」は該当なし。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 32 条に明記している。	3-1
第 17 条	—	該当なし。(博士課程)	3-1
第 19 条	○	大学院学則第 34 条第 2 項に明記し、大学院の学生専用の教室、研究室を設置している。	2-5
第 20 条	○	大学院専用の機械、器具を備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院学則第 34 条に明記している。	2-5
第 22 条	○	大学院学則第 34 条 3 項に明記している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。(大学院 二以上の校地)	2-5
第 22 条の 3	○	大学院の教育に必要な経費を毎年、確保している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	教育研究上の目的に相応しい名称である。	1-1
第 23 条	—	該当なし。(独立大学院)	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。(独立大学院)	2-5
第 25 条	—	該当なし。(通信教育の大学院)	
第 26 条	—	該当なし。(通信教育の大学院)	
第 27 条	—	該当なし。(通信教育の大学院)	
第 28 条	—	該当なし。(通信教育の大学院)	

第 29 条	—	該当なし。(通信教育の大学院)	2-5
第 30 条	—	該当なし。(通信教育の大学院)	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。(研究科等連係課程実施基本組織)	3-2
第 31 条	—	該当なし。(共同教育課程大学院)	3-2
第 32 条	—	該当なし。(共同教育課程大学院)	3-1
第 33 条	—	該当なし。(共同教育課程大学院)	3-1
第 34 条	—	該当なし。(共同教育課程大学院)	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。(工学を専攻する研究科)	
第 34 条の 3	—	該当なし。(工学を専攻する研究科)	
第 42 条	○	事務組織に大学院担当を配置している。	4-1 4-3
第 43 条	×	大学院のみの SD は実施していない。	4-3
第 45 条	—	該当なし。(海外に設ける組織)	1-2
第 46 条	—	該当なし。(段階的整備)	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	1-2
第 3 条	—	該当なし。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 5 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 6 条	—	該当なし。	3-2
第 6 条の 2	—	該当なし。	3-2
第 7 条	—	該当なし。	2-5
第 8 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 9 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 10 条	—	該当なし。	3-1
第 11 条	—	該当なし。	3-2 3-3 4-2

第 12 条	—	該当なし。	3-2
第 13 条	—	該当なし。	3-1
第 14 条	—	該当なし。	3-1
第 15 条	—	該当なし。	3-1
第 16 条	—	該当なし。	3-1
第 17 条	—	該当なし。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし。	2-1
第 20 条	—	該当なし。	2-1
第 21 条	—	該当なし。	3-1
第 22 条	—	該当なし。	3-1
第 23 条	—	該当なし。	3-1
第 24 条	—	該当なし。	3-1
第 25 条	—	該当なし。	3-1
第 26 条	—	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし。	3-1
第 28 条	—	該当なし。	3-1
第 29 条	—	該当なし。	3-1
第 30 条	—	該当なし。	3-1
第 31 条	—	該当なし。	3-2
第 32 条	—	該当なし。	3-2
第 33 条	—	該当なし。	3-1
第 34 条	—	該当なし。	3-1
第 42 条	—	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 33 条、東海学園大学学位規程第 7 条に明記している。	3-1
第 4 条	—	該当なし。（博士課程）	3-1
第 5 条	—	該当なし。（学位授与に係る審査への協力）	3-1
第 12 条	—	該当なし。（博士課程）	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし。	3-2
第 3 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当なし。	3-2
第 5 条	—	該当なし。	3-1
第 6 条	—	該当なし。	3-1
第 7 条	—	該当なし。	3-1
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし。	2-5
第 11 条	—	該当なし。	2-5
第 12 条	—	該当なし。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当なし。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料F-1】	寄附行為 学校法人東海学園寄附行為	
【資料F-2】	大学案内 2021大学案内（入試ガイド含）、学校法人東海学園案内	
【資料F-3】	大学学則、大学院学則 東海学園大学学則、東海学園大学大学院学則	
【資料F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 2021学生募集要項、2021大学院入試要項	
【資料F-5】	学生便覧 学生便覧2020	
【資料F-6】	事業計画書 2020年度事業計画書	
【資料F-7】	事業報告書 2019年度事業報告書	
【資料F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 学生便覧2020	【資料F-5】と同じ
【資料F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など） 学校法人東海学園・東海学園大学規程集目次	
【資料F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人東海学園役員等一覧、令和元年度理事会・評議員会議事録	
【資料F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間） 学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間） 2015-2019年度分	
【資料F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 2020履修の手引き、シラバスPDFデータ	
【資料F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 全学、各学部、大学院の3つのポリシー一覧	
【資料F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 令和2年度設置計画履行状況報告書（心理学部心理学科）	
【資料F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	該当なし

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料1-1-1】	東海学園大学学則、東海学園大学大学院学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-2】	2021大学案内、東海学園案内	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-3】	2021学生募集要項	【資料F-4】と同じ
【資料1-1-4】	2021大学案内	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-5】	科目シラバス（共生人間論Ⅰ、共生人間論Ⅱ、共生人間論実習、地域社会と共生）	
【資料1-1-6】	Com vol. 70 (2019. 11)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料1-2-1】	本学における会議の位置付け	
【資料1-2-2】	2021大学案内	【資料F-2】と同じ
【資料1-2-3】	東海学園大学第2次中期経営計画	
【資料1-2-4】	大学ホームページ（三つのポリシー）	【資料F-13】と同じ

基準2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	2021学生募集要項	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-2】	エンロールメント・マネジメント様式	
【資料2-1-3】	学部、学科別在籍者数（過去5年間）	【エビデンス集データ編 表2-1】と同じ
【資料2-1-4】	入試問題作成要領	
2-2. 学修支援		
【資料2-2-1】	全学教育委員会規程	
【資料2-2-2】	学生便覧2020	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-3】	配慮に関わる書類	
【資料2-2-4】	2020年度春学期オフィスアワー一覧	
【資料2-2-5】	東海学園大学スクーデント・アシスタントに関する規程	
【資料2-2-6】	退学者減少化に向けての目標値の設定	
2-3. キャリア支援		
【資料2-3-1】	2021大学案内	【資料F-2】と同じ
【資料2-3-2】	2019検定対策講座のご案内	
【資料2-3-3】	2021大学案内	【資料F-2】と同じ
【資料2-3-4】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	【エビデンス集データ編 表2-6】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料2-4-1】	学生便覧2020	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-2】	大学独自の奨学金給付・貸付状況（授業料免除制度）（前年度実績）	【エビデンス集データ編 表2-7】と同じ
【資料2-4-3】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	【エビデンス集データ編 表2-8】と同じ
【資料2-4-4】	学生便覧2020	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-5】	学生相談室、保健室等の状況	【エビデンス集データ編 表2-9】と同じ
2-5. 学修環境の整備		

【資料2-5-1】	2021大学案内	【資料F-2】と同じ
【資料2-5-2】	学生便覧2020	【資料F-5】と同じ
【資料2-5-3】	認証評価共通基礎様式1	【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ
【資料2-5-4】	認証評価共通基礎様式1	【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ
【資料2-5-5】	図書館の開館状況	【エビデンス集データ編 表2-11】と同じ
【資料2-5-6】	情報センター等の状況	【エビデンス集データ編 表2-12】と同じ
【資料2-5-7】	学生便覧2020	【資料F-5】と同じ
【資料2-5-8】	2020年度春学期 履修者数一覧	
【資料2-5-9】	消防訓練要項	
【資料2-5-10】	東海学園大学における耐震化率	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料2-6-1】	2019年度授業アンケート実施要項	
【資料2-6-2】	2019年度学生満足度調査	

基準3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料3-1-1】	大学ホームページ（三つのポリシー）	【資料F-13】と同じ
【資料3-1-2】	2020履修の手引き	【資料F-12】と同じ
【資料3-1-3】	東海学園大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料3-1-4】	2020履修の手引き	【資料F-12】と同じ
【資料3-1-5】	東海学園大学学則、東海学園大学大学院学則	【資料F-3】と同じ
【資料3-1-6】	2020履修の手引き	【資料F-12】と同じ
【資料3-1-7】	シラバス（学生ポータルサイト）	【資料F-12】と同じ シラバスPDFデータ参照
【資料3-1-8】	シラバス作成要領	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料3-2-1】	2020履修の手引き	【資料F-12】と同じ
【資料3-2-2】	履修モデル	
【資料3-2-3】	カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、ナンバリング	
【資料3-2-4】	シラバス（学生ポータルサイト）	【資料F-12】と同じ シラバスPDFデータ参照
【資料3-2-5】	シラバス作成要領	【資料3-1-8】と同じ
【資料3-2-6】	東海学園大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料3-2-7】	修得単位状況（前年度実績）	【エビデンス集データ編 表3-3】と同じ
【資料3-2-8】	東海学園大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料3-2-9】	東海学園大学ともいき教養教育機構規程	
【資料3-2-10】	授業科目の概要	【エビデンス集データ編 表3-1】と同じ
【資料3-2-11】	令和元年度「地域社会と共生」授業報告書	

【資料3-2-12】	シラバス（学生ポータルサイト）	【資料F-12】と同じ シラバスPDFデータ参照
【資料3-2-13】	学内ネットワーク利用の手引き	
【資料3-2-14】	FD・SD研修会	
【資料3-2-15】	2019年度相互授業参観実施報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料3-3-1】	ポートフォリオ及びループリック	
【資料3-3-2】	企業アンケート	
【資料3-3-3】	2019年度卒業生調査	
【資料3-3-4】	2019年度学生満足度調査	【資料2-6-2】と同じ
【資料3-3-5】	教職履修カルテ	
【資料3-3-6】	2019年度授業改善報告書	
【資料3-3-7】	FD・SD研修会	【資料3-2-14】と同じ
【資料3-3-8】	授業アンケート結果	

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料4-1-1】	東海学園大学副学長規程、東海学園大学学長補佐規程	
【資料4-1-2】	東海学園大学教授会規程	
【資料4-1-3】	令和2（2020）年度各種委員会委員等	
【資料4-1-4】	東海学園大学学生懲戒処分規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料4-2-1】	認証評価共通基礎様式1	【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ
【資料4-2-2】	東海学園大学人事委員会規程、東海学園大学専任教員採用規程、東海学園大学教員昇任規程、東海学園大学教員採用・昇任内規	
【資料4-2-3】	東海学園大学ファカルティ・ディベロップメント実施規則	
【資料4-2-4】	2020年度専任教員年齢別構成数	
4-3. 職員の研修		
【資料4-3-1】	東海学園大学学則	【資料F-3】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料4-4-1】	認証評価共通基礎様式1	【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ
【資料4-4-2】	東海学園大学研究紀要に関する規程、東海学園大学学術情報リポジトリ規程	
【資料4-4-3】	研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、学校法人東海学園公益通報等に関する規則、東海学園大学研究倫理委員会規程、東海学園大学動物実験委員会規程	
【資料4-4-4】	科学研究費補助金申請の採択による学内研究費配分の取扱い	

基準5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料5-1-1】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-1-2】	東海学園大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料5-1-3】	東海学園大学第2次中期経営計画	【資料1-2-3】と同じ
【資料5-1-4】	ハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメント相談業務に関する内規、学校法人東海学園個人情報の保護に関する規則	
【資料5-1-5】	東海学園大学危機管理規程	
【資料5-1-6】	大地震対応マニュアル	
【資料5-1-7】	大学ホームページ（情報公開）	情報公開 PDFデータ参照
【資料5-1-8】	大学ホームページ（情報公開）	【資料5-1-7】と同じ
【資料5-1-9】	学校法人東海学園公益通報等に関する規則	
5-2. 理事会の機能		
【資料5-2-1】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-2-2】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-2-3】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ
【資料5-2-4】	常任理事会会議規則	
【資料5-2-5】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料5-3-1】	本学における会議の位置付け	【資料1-2-1】と同じ
【資料5-3-2】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-3】	常任理事会会議規則	【資料5-2-4】と同じ
【資料5-3-4】	東海学園大学運営会議規程・東海学園大学評議会規程	
【資料5-3-5】	令和2（2020）年度各種委員会委員等	【資料4-1-3】と同じ
【資料5-3-6】	本学における会議の位置付け	【資料1-2-1】と同じ
【資料5-3-7】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-8】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-9】	学校法人東海学園役員等一覧	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-10】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-11】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-12】	令和元（2019）年度教授会議事録	
【資料5-3-13】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ
【資料5-3-14】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-3-15】	学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分	【資料F-11】と同じ
【資料5-3-16】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料5-4-1】	2020年度事業計画書	【資料F-6】と同じ
【資料5-4-2】	2020年度予算編成方針について	
【資料5-4-3】	東海学園大学第2次中期経営計画	【資料1-2-3】と同じ
【資料5-4-4】	学校法人東海学園 中等教育経営改善計画	
【資料5-4-5】	人事委員会資料（平成30年度教員数配置）	
【資料5-4-6】	学校法人東海学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料5-4-7】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	【エビデンス集データ編 表5-3】と同じ
【資料5-4-8】	学校法人東海学園 中等教育経営改善計画	【資料5-4-4】と同じ

【資料5-4-9】	2020年度予算書	
【資料5-4-10】	学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分	【資料F-11】と同じ
【資料5-4-11】	科学研究費補助金申請の採択による学内研究費配分の取扱い	【資料4-4-4】と同じ
【資料5-4-12】	大学ホームページ（財務情報）	
【資料5-4-13】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	【エビデンス集データ編 表5-3、表5-4】と同じ
【資料5-4-14】	学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分	【資料F-11】と同じ
【資料5-4-15】	2020年度学校法人東海学園財産目録	
【資料5-4-16】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	【エビデンス集データ編 表5-5】と同じ
5-5. 会計		
【資料5-5-1】	学校法人東海学園経理規則	
【資料5-5-2】	学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分	【資料F-11】と同じ
【資料5-5-3】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ
【資料5-5-4】	学校法人東海学園計算書類・監事監査報告書（過去5年間）2015-2019年度分	【資料F-11】と同じ
【資料5-5-5】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ
【資料5-5-6】	学校法人東海学園内部監査規程	
【資料5-5-7】	令和元（2019）年度理事会・評議員会議事録	【資料F-10】と同じ

基準6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料6-1-1】	東海学園大学自己点検・評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料6-2-1】	認証評価共通基礎様式1・2	【エビデンス集データ編 共通基礎】と同じ
【資料6-2-2】	東海学園大学第2次中期経営計画	【資料1-2-3】と同じ
【資料6-2-3】	大学ホームページ（情報公開）	【資料5-1-7】と同じ
【資料6-2-4】	IR（Institutional Research）推進委員会に関する内規	
【資料6-2-5】	2019年度学生満足度調査	【資料2-6-2】と同じ
【資料6-2-6】	エンロールメント・マネジメント様式	【資料2-1-2】と同じ
【資料6-2-7】	2019年度卒業生調査	【資料3-3-3】と同じ
【資料6-2-8】	企業アンケート	【資料3-3-2】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料6-3-1】	東海学園大学第1次中期経営計画進捗報告	
【資料6-3-2】	設置計画履行状況報告書	【資料F-14】と同じ

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1-① 大学が持つ物的・人的・知的資源の地域への提供		
【資料A-1-1】	地域連携のポリシー	

【資料A-1-2】	地域連携講座一覧	
【資料A-1-3】	地域連携支援プログラム報告書（令和元年度）	
【資料A-1-4】	地域連携支援プログラム報告書（平成30年度）	
【資料A-1-5】	地域連携支援プログラム報告書（平成29年度）	
【資料A-1-6】	地域連携支援プログラム報告書（平成28年度）	
【資料A-1-7】	地域連携講座一覧	【資料A-1-2】と同じ
【資料A-1-8】	地域連携支援プログラム報告書（令和元年度）	【資料A-1-3】と同じ
【資料A-1-9】	地域連携支援プログラム報告書（令和元年度）	【資料A-1-3】と同じ
【資料A-1-10】	地域連携支援プログラム報告書（令和元年度）	【資料A-1-3】と同じ
【資料A-1-11】	地域連携支援プログラム報告書（平成30年度）	【資料A-1-4】と同じ
【資料A-1-12】	地域連携支援プログラム報告書（平成29年度）	【資料A-1-5】と同じ
【資料A-1-13】	地域連携支援プログラム報告書（平成28年度）	【資料A-1-6】と同じ
【資料A-1-14】	東海学園大学図書館利用規程	
A-1-② 教育研究上における地域社会や企業との協力関係の構築		
【資料A-1-15】	令和元年度「地域社会と共生」授業報告書	【資料3-2-11】と同じ
【資料A-1-16】	地域連携支援プログラム報告書（令和元年度）	【資料A-1-3】と同じ

東海学園大学 自己点検評価書

発行日 令和 2 年 10 月 20 日

編 集 東海学園大学 自己点検評価委員会

発行者 東海学園大学

(三好キャンパス)

愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-233

TEL (0561)36-5555

(名古屋キャンパス)

名古屋市天白区中平 2 -901

TEL (052)801-1201

印 刷 加納印刷工業株式会社

